

# 里親養育ガイドライン（案）

---

2026年3月

長野県県民文化部こども若者局  
こども・家庭課児童相談・養育支援室

## 目 次

I 章 目的・適用範囲・法的根拠 P1～

II 章 QPI の理念に基づく家庭養育を基本とする代替養育の質向上 P9～

III 章 里親リクルート P13～

IV 章 里親登録プロセス P23～

V 章 里親委託とこどもの移行 P62～

VI 章 里親養育支援(チーム養育の実践)と里親養育によるこども・家族の支援 P86～

VII 章 親族・知人による里親登録 P111～

VIII 章 研修の体系 P117～

IX 章 里親支援センターの運営等について P118～

X 章 情報の共有と個人情報の保護 P121～

IX 章 KPI とモニタリング P128～

# I 章 目的・適用範囲・法的根拠

本章では、里親養育推進ガイドラインの目的、適用範囲、基本理念、法的根拠及び用語の定義を詳細に記載し、業務の運用における基本的枠組みを明確化します。

## 1 目的

### (1) 目的

本ガイドラインは、主に長野県内の児童相談所、フォスタリング機関、里親及びその他関係機関における里親等委託の推進及びフォスタリング業務に係る標準化・質の向上を図り、こどもとその家族のニーズを踏まえた質の高い里親養育を確保することにより、特に代替養育を必要とするこどもの最善の利益を確保することを目的とします。

なお、本ガイドラインは、制度運用や業務手続の標準化を目的とするものにとどまらず、里親、児童相談所、フォスタリング機関、施設等の関係者が、こどもを中心とした共通の価値観のもとでパートナーシップを形成し、養育の質の向上に取り組むことを重視します。

### (2) 背景

平成 28 年の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正により、第 3 条の 2 に「家庭養育優先原則」が位置づけられ、代替養育においても、まずは「家庭における養育環境と同様の養育環境」（里親・ファミリーホーム）での継続的養育を講ずることが法律により求められており、里親養育の拡大と質の向上が大きな課題となっています。

この課題に対応して、里親養育を推進するため、関連する業務における透明性、信頼性、安全と安心を担保し、関係者・関係機関のパートナーシップを真に強化することが求められています。

なお、家庭養育優先原則は、施設での養育を否定するものではなく、こどもの年齢や心身の状況、専門的ケアの必要性等を踏まえ、引き続き、施設における養育が必要となる場合があることを前提とするものです。

### (3) QPI (Quality・Parenting・Initiative) の取組

QPI (Quality Parenting Initiative : クオリティ・ペアレンティング・イニシアティブ) は、2008 年に米国で開始された取組であり、里親養育の質を高めることを目的として、行政機関、里親、支援機関等が共通の価値観を持ち協働するための理念及び実践の枠組みとして発展してきたものです。

「すべてのこどもは、尊重され、理解され、支えられる関係の中で育つ権利がある」という共通の価値観のもと、関係者がパートナーとして協働し、里親養育の質を高める仕組みと文化を構築・醸成することを目指しています。

長野県では、上記の目的と背景を踏まえ、市町村や施設等を含む関係者の理解と協力のもと QPI の取組を推進します。

## 2 適用範囲

### (1) 適用範囲

本ガイドラインは、長野県内の全ての児童相談所、フォスターリング機関、里親及びファミリーホーム、里親支援専門相談員を配置する施設等に適用します。

また、里親登録、マッチング、里親養育支援等の業務に関わる市町村、施設、教育機関、医療機関等の関係機関も参照することができます。

なお、ファミリーホームについては、別に要綱・ガイドライン等がある場合は当該要綱等を優先します。

### (2) 適用業務

- ① 里親制度の広報啓発業務（主として里親のリクルート業務）
- ② 里親登録手続きに係る業務（相談受付、調査、研修、審査等の業務）
- ③ 里親等委託業務（マッチング、移行）
- ④ 登録後・委託後・委託解除後の里親養育とその支援業務（親子交流の支援等を含む）
- ⑤ 研修業務
- ⑥ モニタリング業務
- ⑦ その他関連する業務

## 3 法的な根拠

### (1) こどもの権利条約

こどもの権利条約では、代替養育において特に里親委託や養子縁組などの家庭養育への措置が優先されること、また、こどもの養育に関して継続性が望ましいことや文化的背景等に十分な考慮を払うことが求められています。

#### 【こどもの権利条約 第20条】

1. 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
2. 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
3. 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカファーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的背景について、十分な考慮を払うものとする。

### (2) こどもの代替養育に関するガイドライン

## I 章 目的・適用範囲・法的根拠

このガイドラインは、「こどもの権利条約」の理念・規定を具体化・補完するものとして位置づけられ、2009年12月18日に国際連合総会で決議されました。

このガイドラインは、親の養育を受けられない、またはその危険性がある子どもたちの最善の利益を保障し、適切な養育環境を提供することを目的としており、こどもの権利条約の規定（特にこどもが家庭（家族）環境で育つ権利、最善の利益の考慮、差別の禁止など）が適切に実施されるよう、各国に具体的な行動指針を示すことにあります。

具体的には、以下のような目標があります。

### ① 不必要な家族分離の防止：

まずはこどもが実家族や親族の元で生活できるよう、家族への支援を優先する。

### ② 家庭（家族）環境の優先：

実家族での養育が困難な場合、代替養育においては、里親やファミリーホームなどできる限り家庭と同様の環境での養育を推奨する。

### ③ パーマネンシー（永続性）の確保：

こどもに安定した生活と特定の養育者に対するアタッチメントを保障するため、家庭維持・再統合の取組のほか、それが困難な場合、養子縁組等による恒久的（又は永続的・長期的）な家族（又は養育者との繋がり）を保障することを主要な目標とする。

### ④ 質の高いケアの保障：

代替養育下にある間も、こどもの権利条約に基づいた適切な質と特定のニーズに応じたケアが提供されることを確実にする。

### ⑤ 政府の責任の明確化：

各国の政府に対し、こどもの代替的養育に関する責任と義務を果たすよう促す。

なお、こどもの代替養育に関するガイドラインは、里親等委託の推進だけではなく、社会的養育が必要な子どもとその家族の支援における指針であることから、県による施策の実施、児童相談所の相談支援をはじめ関係者が子どもやその家族に対して支援を提供する際の決定や判断において考慮する必要があります。

## (3) 児童福祉法の規定

児童福祉法では、こどもの権利条約等を踏まえ、第3条の2において、「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない」と規定しています。

以上のことから、児童相談所が児童福祉法第27条第1項第3号の措置を行うにあたっては、里親等への委託を優先的に検討し、里親等委託や特別養子縁組が子どもにとって適切ではない場合（施設入所が子どもにとって適切である場合）を除き、地方公共団体の責務として、里親

等委託を原則とする必要があり、県・児童相談所及びフォスタリング機関は、里親等委託のための受け皿となる里親養育の拡大と質の向上に取り組むことが求められています。

### 4 里親等委託の意義

#### (1) 里親委託の効果

「里親委託ガイドライン」（厚生労働省 最終改正令和3年3月29日）では、社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、子どもの成長や発達にとって、以下のような効果が期待できるとしています。

- ① 特定の大人とのアタッチメント（ガイドラインでは“愛着”と記載）関係のもとで養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる
- ② 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができる
- ③ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる

#### (2) 乳幼児の里親等委託

「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（平成28年6月3日づけ 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長通知）では、「就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とすることとする」とされています。このため、子どもの最善の利益を考慮した場合において相当な理由がない限り、乳幼児は里親等への委託を原則とします。

また、「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（令和5年12月22日閣議決定）においても、乳幼児期は、生涯にわたるウェルビーイングの向上にとって特に重要な時期であるとされ、また、そのウェルビーイングの土台として「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」がもっとも重要であると指摘されています。

#### (3) こどもの権利擁護について

児童福祉法において、子どもは適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立が図られる等を保障される権利を有することが位置づけられており、その上で国民、保護者、国、地方公共団体がそれぞれこれを支える形で、子どもの最善の利益を優先して考慮され、子どもの福祉が保障されることが明記されています。

こうしたことを踏まえ、社会的養育や社会的養護を必要とする子どもの養育を考える必要があります。子どもの意見等を年齢や発達の状況に応じて適切に尊重しつつ、その最善の利益を考慮して、すなわち、子どもが適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立が図られることなどを目的として、里親等委託は推進されようとしているものであり、里親養育を担う里親の確保を含め、里親養育の拡大と質の向上は、子どもの権利擁護の取組そのものです。

## 5 用語の定義

### (1) 児童相談所

児童福祉法に基づき都道府県等が設置する機関であり、こども（原則 18 歳未満）に関する相談に応じ、専門的見地から調査、判定、指導（援助）、一時保護及び措置等を行うことにより、こどもの福祉の確保を図ることを目的とする機関です。

児童相談所は、こどもへの援助の一環として、里親等委託の措置を行うとともに、里親やファミリーホームに一時保護を委託することがあります。

このガイドラインでは、単に児童相談所と記載する場合は、原則として措置・委託元としての児童相談所を指しており、連携・協働の窓口はこどものケース担当者となります。

### (2) フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）

児童福祉法に基づく都道府県等の本来業務であるフォスタリング業務（里親の普及促進・リクルート、アセスメント、登録前後・委託後研修、マッチング、委託期間中および解除後の支援までの一貫した里親支援）を、一体的かつ継続的に実施する主体（体制・機能）の総称です。

このガイドラインでは、児童相談所（里親養育支援部署・担当）、里親支援センター、県が包括的里親支援業務を委託した民間機関が含まれます。

なお、児童相談所以外の民間のフォスタリング機関を特に民間フォスタリング機関とすることがあります。特に「里親支援センター」は、今後のフォスタリング業務の中核を担う機関として位置づけられます。

ただし、フォスタリング業務の最終的な責任は都道府県（児童相談所）にあります。

### (3) 里親・ファミリーホーム

里親は、児童福祉法第 6 条の 4 ほかの規定により、家庭での養育が困難又は適当でないこどもを、家庭に迎え入れて養育する者として、都道府県の名簿に登録された者などを指します。里親の種類としては、養育里親（専門里親を含む）、養子縁組里親、親族里親があります。

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）とは、児童福祉法に基づき、養育者の住居（家庭環境）において、6 人以下のこどもを継続的に養育する第 2 種社会福祉事業です。養育者は、養育里親として登録されている者である必要があります。

### (4) 里親支援専門相談員

国及び県の通知に基づき乳児院・児童養護施設に配置される専任職員であり、児童相談所や里親支援センター等と連携しながら、里親及びファミリーホームへの相談支援、里親等委託の推進、委託後の継続的支援を行うことにより、里親養育の充実及び安定を図ります。

長野県においては、フォスタリング機関（主として児童相談所）と連携・協働してフォスタリング業務を行うとともに、配置施設に入所するこどもの里親等委託の推進を図ります。

## 6 参 考

### (1) こどもの代替養育に関するガイドライン（抜粋）

11. 代替的養護に関する全ての決定は、家族との接触及び家族への復帰の可能性を促進し、児童の教育、文化及び社会生活の断絶を最小限にとどめるため、原則として児童の通常の居住地のできるだけ近くで養護を行うのが望ましいという点を、十分に考慮すべきである。
12. 非公式の養護を含め、代替的養護を受けている児童に関する決定は、安定した家庭を児童に保障すること、及び養護者に対する安全かつ継続的な愛着心という児童の基本的なニーズを満たすことの重要性を十分に尊重すべきであり、一般的に永続性が主要な目標となる。
14. 児童を家族の養護から離脱させることは最終手段とみなされるべきであり、可能であれば一時的な措置であるべきであり、できる限り短期間であるべきである。離脱の決定は定期的に見直されるべきであり、離脱の根本原因が解決され又は解消した場合、下記第 49 項で予定される評価に沿って、児童を親の養護下に戻すことが児童の最善の利益にかなうと判断すべきである。
17. すでに結びつきのある兄弟姉妹は、明らかな虐待の危険性がない限り、又は児童の最善の利益の観点から正当化し得るその他の事由がない限り、原則として代替的養護を理由に分離されるべきではない。いずれの場合も、本人の意思又は利益に反しない限り、兄弟姉妹が互いに連絡を取り合えるようあらゆる努力が行われるべきである。
21. 居住養護の利用は、かかる養護環境が個々の児童にとって特に適切、必要かつ建設的であり、その児童の最善の利益に沿っている場合に限られるべきである。
22. 専門家の有力な意見によれば、幼い児童、特に 3 歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきである。この原則に対する例外は、兄弟姉妹の分離の防止を目的とする場合や、かかる代替的養護の実施が緊急性を有しており、又はあらかじめ定められた非常に限られた期間である場合であって、引き続き家庭への復帰が予定されているか、又は結果として他の適切な長期的養護措置が実現する場合であろう。

### (2) はじめの 100 か月育ちビジョン（抜粋）

- 乳幼児期は、脳発達の「感受性期」と言われ、脳発達において環境の影響を受けやすい限定された時期の一つであるなど、生涯にわたるウェルビーイング向上にとって、特に重要な時期である。また、生涯の健康や特定の病気へのかかりやすさは、胎児期や生後早期の環境の影響を強く受けて決定されるという考え方もあるなど、「こどもの誕生日前」も含め、育ちを支える基盤的時期として捉える必要がある。さらに、「育ち」の側面と両輪をなす「学び」の側面からも、米国における研究で、質の高い幼児教育は長期にわたって影響を与えるとされているなど、幼児期までの重要性は世界的にも確認されている。
- 「こどもの誕生日前から幼児期までの育ち」の最たる特徴は、「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が重要ということである。これらが生涯にわたるウェルビーイング向上の土台をつくる。本ビジョンでは、このこどもの育ちの鍵となる考え方を「安心と挑戦の循環」として整理した。

## I 章 目的・適用範囲・法的根拠

- 乳幼児期の安定した「アタッチメント（愛着）」は、こどもに自分自身や周囲の人、社会への安心感をもたらす。その安心感の下で、こどもは「遊びと体験」等を通して外の世界への挑戦を重ね、世界を広げていくことができるのであり、その過程をおとなが見守りこどもの挑戦したい気持ちを受け止め、こどもが夢中になって遊ぶことを通して自己肯定感等が育まれていくことが重要である。このような「安心と挑戦の循環」は、こどもの将来の自立に向けても重要な経験である。
- 各分野の専門性の中で議論されてきた、こどもの育ちに必要な「アタッチメント（愛着）」の位置づけやその重要性について、全ての人と分かりやすく共有することが大切である。例えば「『愛着』の対象は母親、血縁関係にある者でなければならない」等の過去の社会通説にとらわれず、乳幼児期に真に必要な愛着について、科学的知見を踏まえた考え方と育ちのプロセスにおけるその重要性を全ての人と共有することが必要である。
- こどもの育ちに必要な「アタッチメント（愛着）」は、こどもが怖くて不安な時などに身近なおとな（愛着対象）がその気持ちを受け止め、こどもの心身に寄り添うことで安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台である。また、「アタッチメント（愛着）」は、こどもが自分や社会への基本的な信頼感を得るために欠くことのできないものであり、こどもの自他の心への理解や共感、健やかな脳や身体を発達させていくものである。
- 安定した「アタッチメント（愛着）」は、自分や他者への信頼感の形成を通じて、いわゆる非認知能力の育ちにも影響を与える重要な要素であり、生きる力につながっていくとされている。また、「愛着」という言葉は、保護者・養育者とこどもの関係のみを指す印象を持つことがある。もとより、保護者・養育者はこどもが「アタッチメント（愛着）」を形成する対象として極めて重要であるものの、保育者など、こどもと密に接する特定の身近なおとなも愛着対象になることができる。
- なお、こどもの育ちを通して保護者・養育者も育つという観点から、「アタッチメント（愛着）」の形成は、こどものみならず、保護者・養育者にとっても重要である。
- 乳幼児期からウェルビーイングを高めていく上では、上述の「アタッチメント（愛着）」を基盤として、人や環境との出会いの中で、豊かな「遊びと体験」を通して外の世界へ挑戦していくことが欠かせない要素である。
- 乳幼児の育ちの最大の特徴とも言える行為が「遊び」である。また、自然に触れたり、芸術や地域行事等の文化に触れて感性を育んだり、日常生活における豊かな「体験」を得たりすることも重要である。
- また、豊かな「遊びと体験」を通じた挑戦は、基盤となる「アタッチメント（愛着）」さえあれば乳幼児が主体的に向かうものではない。多様なこどもやおとなとの出会い、モノ・自然・絵本等・場所といった環境との関わりを通して、様々な感覚を働かせながら、環境からの刺激を受けることが必要であり、そうした豊かな「遊びと体験」の機会を、保護者・養育者、幼児教育・保育施設 や子育て支援施設の保育者等を含めた全ての人を取組を通じて、日常的に保障することにより、乳幼児の更なる挑戦を支援・応援していくことが大切である。

## ○参照・参考文献

「里親委託ガイドライン」（厚生労働省 最終改正令和 3 年 3 月 29 日）

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a23cc922-6f03-41a4-a39d-c7bdadaf7adf/8b17a197/20250319\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_tsuuchi\\_20.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a23cc922-6f03-41a4-a39d-c7bdadaf7adf/8b17a197/20250319_policies_shakaiteki-yougo_tsuuchi_20.pdf)

「児童の代替養護に関する指針」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000018h6g-att/2r98520000018hly.pdf>

（最終確認：令和 8 年 2 月 23 日）

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの 100 か月の育ちビジョン）」

（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/6e941788-9609-4ba2-8242-42f004f9599e/64c1f5ab/20230928\\_policies\\_kodomo\\_sodachi\\_07.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/6e941788-9609-4ba2-8242-42f004f9599e/64c1f5ab/20230928_policies_kodomo_sodachi_07.pdf)

（最終確認：令和 8 年 2 月 23 日）

## Ⅱ章 QPI の理念に基づく 家庭養育を基本とする代替養育の質向上

本章は、Quality Parenting Initiative (QPI) の理念を踏まえ、Ⅰ章で示した目的、基本理念及び法的根拠を踏まえ、家庭養育を基本とする代替養育の質の向上に向けた共通の価値観とその具体的な方向性を明らかにするものです。

長野県では、こどもとその家族、地域・社会等のニーズに応えるため、QPI の理念を踏まえ、里親をはじめとする関係者がこどもを中心にこどもの家族等を含めパートナーシップを強化し、家庭養育（施設における場合は地域に根差した家庭的養育を含む）を基本とする代替養育の質の向上を目指します。

### 1 QPI の理念と目的

#### (1) QPI の理念

QPI は「こどもにとって最も重要なサービスは、質の高い養育と信頼できる長期的な人間関係である」という理念に基づき、児童福祉制度を改革する取り組みです。目的は、こどもの最善の利益を保障し、養育の質を高めるために、制度全体でこども中心の共通の価値観を形成することです。

QPI は 2008 年に米国フロリダ州で開始され、その後、全米に広がり、2025 年現在では 10 州以上・約 80 管轄で取り組まれています。

#### (2) 3つの中核的な理念・原則

QPI は、予め定められた一連の戦略や活動ではなく、こどものニーズに基づいてシステムをよりよく変更するプロセスです。QPI の価値観と原則は、児童福祉を所管する区域の「ブランド・ステートメント」、つまり子育て（こどもの養育）がどうあるべきかというビジョンの基礎となります。

- ① 一貫した優れた子育て（こどもの養育）と有意義な人間関係の提供
  - こどもにとって最も重要なサービスは、質の高い養育と信頼できる関係性です。
  - すべての政策や実践は、養育スキルと関係性を強化するものであるべきです。
  - 里親はチームの主要メンバーとして尊重され、こどもとの関係が支援される必要があります。
- ② 科学的根拠に基づく施策と実践
  - アタッチメント理論、発達心理学、脳科学、トラウマ研究に基づき、養育の重要性と支援方法を特定・設計します。
  - こうした研究に基づき、画一的なルールではなく、柔軟な対応が求められます。
  - 専門家と連携して、里親や児童相談所、フォスタリング機関等のスタッフへの教育を実施することが不可欠です。
- ③ 当事者の声を中心にした制度設計

## 第II章 QPIの理念に基づく家庭養育を基本とする代替養育の質の向上

- こども、実親、里親、現場の職員など、制度から最も影響を受ける人々が変革の設計に参加します。
- 関係者が協力して「ブランド・ステートメント」を策定し、養育のビジョンを共有します。
- こどもにとって望ましい養育を実現するための障壁と解決策を特定し、長期的な制度改善を進めます。

### (3) ブランド・ステートメントの役割

ブランド・ステートメントは、「私たちはこどもにどんな養育を提供するか」を明文化し、制度全体で共有するための指針です。長野県では、こどもの権利を守りこどもの最善の利益を保障するため、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障を共通理念として、家庭養育を基本とする代替養育の質の向上を推進します。

## 2 長野県 ブランド・ステートメント（案）

長野県は、こどもの代替養育において、緊急的・一時的な場合や、専門的なトラウマケアや医療的ケアなど施設のチーム養育が適当な場合を除いて、すべてのこどもが安全で愛情に満ちた家庭環境で育つ権利を保障するよう努めます。

何よりも、年齢に応じたこどもの成長と発達のニーズ、こどもの声を尊重し、家族や地域社会とのつながり、文化的背景、個性を大切にします。

望ましい養育環境とは、こどもが安心して養育者とアタッチメントを形成し、同時に多様な学びや挑戦の機会を持てることを意味します。私たちは、このような養育環境を最大限こどもに提供するとともに、親子再統合や親子関係の再構築を支援し、こどもが生涯にわたり信頼できるつながりを持てるよう取り組みます。

このために、県、児童相談所、里親、フォスタリング機関、社会的養育関係施設等が協働し、家庭養育（施設における場合は地域に根差した家庭的養育を含む）を基本とした代替養育の質の向上とパートナーシップ強化を目指します。

## 3 関係機関に期待される役割

### (1) 長野県（県庁）

- ① 社会的養育推進計画に基づき、家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念を制度全体に浸透・反映させるよう努めます。
- ② 里親養育の質向上を目的としたガイドライン、研修体系及び評価指標を策定します。
- ③ 児童相談所、里親、フォスタリング機関及び関係施設等との連携体制を整備し、役割分担を明確にします。
- ④ 里親支援センターの設置・運営をフォスタリング体制の中核拠点として推進し、地域ごとの里親養育のネットワークを構築するとともに、里親養育を地域の支援体制の一部として積極的に活用します。
- ⑤ QPI理念に基づくブランド・ステートメントを策定し、関係者に周知徹底します。

## 第II章 QPIの理念に基づく家庭養育を基本とする代替養育の質の向上

- ⑥ 関係機関間のパートナーシップを強化して協働を促進するとともに、代替養育の質の向上を図るため、QPIに関する定期的な協議、研修及び情報共有の場を設けます。

### (2) 児童相談所

- ① こどもや家族への相談援助の一環として、こどもの最善の利益を最優先に考え、代替養育が必要なすべてのこどもについて親族等による養育を含め里親等委託を検討し、関係者の意見も踏まえ、委託の適否やマッチングなどの判断を行い、移行を計画的に実行します。
- ② 安全・安心の確保を前提に、こどもと実親との面会交流等による親子関係の維持・再構築、里親と実親との共同養育を促進します。
- ③ こどもに質の高い養育を提供するため、里親との情報共有を適切に行い、里親やフォスタリング機関の意見・意向を十分考慮するとともに、措置機関としての責任に基づき必要な養育上の決定を行います。
- ④ フォスタリング機関と連携し、自立支援計画にこどもや家族へのサポートとともに里親養育に関する支援を盛り込みます。
- ⑤ 気持ちの安定や安心のため、こどもに現在の状況やこれまでのこどもの人生の経緯・背景、今後の見通しを適切に説明するとともに、こどもの意見や感情を把握し、意思決定やケースマネジメントに反映するよう努めます。
- ⑥ こどもが置かれた環境を継続的に把握し、危機介入や虐待リスクへの対応が必要な場合は、こどもの最善の利益を踏まえ、専門的知見を活用し迅速に対応します。

### (3) 里親・ファミリーホーム

- ① 委託されたこどもを自分のこどもと同じように愛情をもち、家族の一員として大切に養育することにより、こどもの安定したアタッチメント形成とともに、長期的な関係の維持・継続に配慮します。
- ② こどもの発達段階やトラウマ等を考慮し、こどもの感情や意思を踏まえて柔軟に養育するよう心がけます。
- ③ こどもの実親をはじめとする家族・親族等との関係維持・親子再統合を支援し、実親との共同養育に積極的に参加します。
- ④ 年齢と発達に応じてこどもに真実を伝えるとともに、こどもの声に耳を傾け、こどもが何でも相談できるオープンな関係作りを心がけます。
- ⑤ 自主的な活動を含め、研修に継続的に参加して養育スキルを高めるとともに、里親同士の交流やピアサポート活動に積極的に参画します。
- ⑥ フォスタリング機関や児童相談所と協働し、チームの一員として自立支援計画を踏まえこどもの養育や支援を行います。

### (4) フォスタリング機関

- ① 里親養育の質の向上を実現するため、質・量いずれの面でも十分なリクルート活動を展開し、活動地域において継続的に新たな里親を創出します。

## 第II章 QPIの理念に基づく家庭養育を基本とする代替養育の質の向上

- ② 面接、情報の提供、研修会の開催等により、登録前後にかかわらず里親の専門的なスキルアップを支援します。
- ③ こどもの発達やトラウマ等に関する専門的な知識を備え、里親とのチーム養育により、こどものニーズに応じた専門的な養育・支援を提供します。
- ④ 児童相談所と連携し、こどもと実親との面会交流や里親と実親との共同養育の調整を行います。
- ⑤ 里親サロンの開催やグループ化の推進等により、里親やこども等のピアサポートを強化するとともに、里親とこども等と協働して自機関の運営・活動の質の向上を図ります。
- ⑥ こどもの最善の利益を踏まえ、児童相談所と協働し、こどもと里親のマッチング、移行及び委託後のチーム養育を一体的に提供します。

### (5) 関係施設等

- ① 緊急一時保護、複雑なニーズを抱えたこどもの養育、専門的な自立支援が必要な年長児や若者への支援など、主として家庭養育では対応が困難なこどもの養育を担います。
- ② こどもや若者に対して治療的な養育や支援をできる限り地域に根差した家庭的な養育環境において提供し、担当職員とのアタッチメントの形成を促進してこども等の信頼感の回復を図るとともに、児童相談所のほか医療機関や教育機関等と密接に連携し、トラウマケア、医療的ケア・障がい児ケア、年長児の自立支援など、こどもの抱えるニーズに応じた特別な養育・支援を実施します。
- ③ こどもの最善の利益を踏まえ、こどもの実親をはじめとする家族・親族等との関係維持や親子再統合を積極的に支援するとともに、親子再統合が困難な場合は、特別養子縁組を含む里親養育への移行、年長児の場合は長期的な関係の維持・構築について積極的に取り組みます。
- ④ 施設を退所したこどもや若者及びその家族等に対して、養育や関係の継続性に配慮して、アフターフォローを提供します。
- ⑤ 入所したこどもやその家族等に高度に専門的な養育・支援を提供するため、職員の専門性向上のための研修を継続的に実施します。
- ⑥ 地域の社会的養育の中核的な機関として、施設の持つ様々な資源を活用し、地域の親子・家族への支援や里親養育への支援等を展開します。

## ○参照・参考文献

QPI (Quality Parenting Initiative) ホームページ <https://qpi4kids.org/>  
(最終確認：令和8年2月23日)

QPI-Japan ホームページ <https://family-childcare.org/qpi-japan/>  
(最終確認：令和8年2月23日)

# Ⅲ章 里親リクルート

本章では、フォスタリング機関が行う里親リクルートについて、基本的な考え方と取組について記載しています。

家庭養育を基本とする代替養育の質の向上のためには、チーム養育のパートナーである里親の担い手を数多く確保する必要があります。里親の募集はこれまで希望者が県や児童相談所の都合に合わせて行われる形が一般的でしたが、こどもと家族のニーズに応えるためには、多様かつ数多くの里親、特に養育里親が求められており、この章の内容は、養育里親を対象としています。

なお、里親リクルート活動は、里親登録に至るまでの一連の継続的なプロセスを指しますが、Ⅲ章では特に里親登録に関する相談の受付までの取組について扱います。

## 1 里親リクルート活動について

里親リクルート活動は、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、特に代替養育を必要とするこどもの最善の利益を保障するために、質の高い里親養育の受け皿を確保・拡大することを目的としています。

フォスタリング機関はリクルート活動を継続的・計画的に行うとともに、その質と量を振り返り、より効果的な活動となるよう常に見直しをしていく必要があります。

フォスリング機関のなかでも里親支援センターは、児童福祉法により里親・里子を支援する児童福祉施設として規定されており、リクルート活動は施設の基盤を整備・強化する施設の根幹をなす活動の1つです。このため、自ら率先して効果的なリクルート活動を展開することが求められています。

里親リクルートは、QPIの価値観と基本原則を踏まえた上で、里親等との共創的な視点を重視して「里親養育」の価値を地域社会に広め、こどもとその家族に提供するためのパートナーを募る活動です。リクルート活動の最初の段階から、一方的ではない双方向のコミュニケーションに努め、地域社会の理解・協力の促進と潜在里親（登録希望者）との信頼関係の構築を目指して活動に取り組みます。

## 2 里親リクルート活動の基本的な考え方と取組

### (1) 結果重視のリクルート活動

リクルートは単なる「入り口」ではなく、こどもと家族にとってのよりよい結果で測定されるべきシステムです。フォスタリング機関による里親リクルートの最終的な目標は、里親等委託が可能な里親家庭を増やし、実際にこどもが里親家庭で養育され、家族が支援を受けて、こどもと家族にポジティブな変化を生み出すことです。

2022年のマッキンゼージャパンの調査によれば、里親になる意向のある成人が4%と見込まれ、日本の世帯数構成に照らして推計すると里親になる意向のある成人が1人以上いる世帯数

### Ⅲ章 里親リクルート

は最大で120万世帯に及ぶとされています。地域により違いがあるとしても、上記の結果を生み出すための十分な潜在的な里親家庭が存在しています。

#### (2) 複数回の接触と里親（パートナー）サービスモデルの整備

米国では、実務知見として、里親登録に至るまでに平均して8回～10回程度の接触が必要であると言われています。ポスター掲示・チラシ配布・SNS広告など里親養育への認知を促すための“タッチポイント”を設定する取組から登録（更には登録後のチーム養育）まで、プロセス全体で継続的な対応とサポートを提供することが重要です。

具体的には、タッチポイントの設定から登録までの各段階において、相手の目線に立ち、疑問や不安に応えるポジティブな体験を提供し、安心感・信頼感を醸成することが求められます。特に、問い合わせに対する初回対応は、登録率（問い合わせから登録に至る割合）に直結すると言われており、丁寧かつ迅速、継続的に対応します。

#### (3) 里親登録までのプロセスの明確化

里親登録プロセスは、大きく以下の3つのプロセスに分けることができ、更に複数のサブステップに細分化されます。

- ① 認知：里親養育について知り・理解する
- ② 関与：興味・関心を持ち情報を集める
- ③ 登録：正式に登録を進める

各ステップにおいて、何を達成するか、潜在里親の視点でどう見えるかを明確にし、待ち時間の最少化を図ります。

#### (4) 地域や里親の連携・協働

里親養育のネットワーク作りは、以前は当たり前に行われていた、大家族や地域全体で子どもを養育する共同養育のシステムを意図的に生み出す取組でもあります。

フォスタリング機関だけで十分なリクルート活動を行うのではなく、地域団体・商店・企業等とのパートナーシップにより「てこの原理」を働かせるように募集活動の量と拡がりを生み出します。

また、潜在里親の目線に立ったリクルート活動を行い、よりよい結果を生み出すためには、今まさに活躍する里親の参画を得て、協働してリクルート活動のプロセスを構築・運用します。「口コミ」は最も有効な里親募集手段の1つとされています。

#### (5) 継続的な評価と改善

ホームページへのアクセス数をはじめ、問い合わせ数、途中で停滞・離脱するドロップアウト率や中間的な指標や各プロセスにおける満足度等を追跡評価し、どこで離脱が起きているのか、不十分な施策には何があるか分析を行い、常時プロセスの改善を図ります。

プロセス改善のためには、ベンチマーキング（他機関の優良取組事例との比較・取り入れ）も有効です。

繰り返しになりますが、成果指標としては、里親登録数だけでなく、里親委託その他の里親養育の受け入れ数（受託率・里親活躍率）、いわゆる里親養育不調の発生数、親子再統合の件

### Ⅲ章 里親リクルート

数などが考えられ、これらの成果を出すことがフォスタリング機関が目指すべき成果指標となります。

#### (6) 新たなメッセージの発信

QPI (Quality Parenting Initiative) では、こどもを養育する際に、期間の長短にかかわらず、こどもを（自分のこどもと同じように）熱心に養育すること、科学的な根拠に基づく実践やこどもの親や家族等との協働が求められています。

これまでは、例えば、「家庭で暮らせないこどもを家庭に迎え入れ養育する」ということが里親に対する期待値として打ち出されてきましたが、今後は、リクルートのプロセスの中で、これらのQPIの考え方を里親に対する期待値として、潜在里親（登録希望者）と共有していく必要があります。

支援を必要とするこどもを中心に置いて、児童相談所やフォスタリング機関とのパートナーシップのもと、主体性を発揮し、地域の子育て支援や児童家庭支援の体制をともに作り、担っていく存在が今後の里親に求められるあり方です。

なお、以上のことは、これまで打ち出されてきた幅広い属性（預かることができる期間、家族構成、年齢、就業形態等）の方に向けて里親の担い手を募るメッセージと矛盾するものではありません。

## 3 里親リクルートプロセスの設計・ツール\*

### (1) 潜在里親ペルソナ

潜在里親の目線に立った里親リクルートプロセスを設計するためには、まず潜在里親の人物像を把握し、困りごとや欲求などを理解することが重要であり、活用できるツールが「ペルソナ」です。

ペルソナとは、実在しているユーザーに関する綿密な調査に基づき、あるサービスや制度の典型的なユーザー（今回であれば潜在里親）として設定された架空の人物モデルを指しています。

考え方や行動様式に加え、名前、年齢、居住地などについて、実在するかのような設定を行うことにより人物像を言語化し、関係者間の共通認識を形成し、ペルソナの考え方や行動様式等を踏まえ、リクルートプロセスを設計します。

ペルソナの設定については、里親とのチーム養育に関わっている職員や里親等による合同検討により、例えば、今まさに活躍している代表的な複数の里親を想定して設定する方法や、マッキンゼージャパンが設定したペルソナから1～2つのペルソナを選ぶ方法などが考えられます。

### (2) ジャーニーマップ

潜在里親の人物像の理解に加え、潜在里親が里親登録に至るまでに直面する困りごとや気持ちに変化するきっかけなどを理解することで、適切な時期に適切なサポートを提供することが可能になります。

### Ⅲ章 里親リクルート

潜在里親が直面する困りごとや気持ちの変化するきっかけを可視化するために、「ジャーニーマップ」を活用することができます。ジャーニーマップは、県やフォスタリング機関が設定する登録の流れではなく、上記の「認知」・「関与」・「登録」の3つの大きなステップと付随するサブステップに分けられたプロセスであり、こうしたサブステップにおけるペルソナの考え方や行動様式に基づく体験を可視化します。

ペルソナが各ステップで直面する典型的な「困りごと」を把握した上で、これらの「困りごと」を解消して、次のステップに進むために満たすべき感情にはどのようなものかを考えることで、施策内容を検討する際に有効な視点を得ることができます。

ジャーニーマップについても、活躍している代表的な里親の経験を踏まえて検討することができるほか、マッキンゼージャパンが設定したペルソナごとのジャーニーマップを活用して、施策内容を検討・改善することもできます。

#### (3) SWOT 分析

SWOT 分析は、戦略策定や現状分析のための基本フレームワークで、組織やプロジェクトの内部要因と外部要因を整理し、企業の事業戦略やマーケティング戦略、公共政策や社会的プロジェクトについて、今後の方向性を明確にするために使われます。

以下の4つの要素で構成され、それぞれの組み合わせにより4つの戦略を検討することができます。

- ① Strength (強み) : 競争優位につながる内部資源や能力
- ② Weaknesses (弱み) : 改善が必要な内部課題
- ③ Opportunities (機会) : 外部環境で活用できるポジティブ要因
- ④ Threats (脅威) : 外部環境でリスクや障がいとなる要因

SWOT 分析と「潜在里親ペルソナ」及び「ジャーニーマップ」を組み合わせることで、より効果的な施策の実施が可能となります。

#### 【SWOT 分析・マトリクス (例)】

	強み (S)	弱み (W)
内部 (機関) 要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の知名度が高く、地域に人的なネットワークがある</li> <li>・現役里親を含む、経験豊富なスタッフが揃っている</li> <li>・地域の里親と良好な関係性を維持している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベテランのスタッフが多く、フットワークに課題がある</li> <li>・登録里親が増えたため、人的リソースが不足している</li> <li>・SNS やインターネットを効果的に活用するノウハウがない</li> </ul>
外部 (地域) 要因	機会 (O)	脅威 (T)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS の普及により、紙媒体に限らず情報を発信する選択肢が豊富</li> <li>・自然環境に惹かれた都会からの移住者が多い</li> <li>・市町村の担当者から協力が得られやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の里親に対する認知度が低い (里親の登録数が相対的に少ない)</li> <li>・学校の統廃合により登下校の負担が増している</li> <li>・物価高騰により、家庭の経済的負担が増している</li> </ul>

**【分析を踏まえた戦略（例）】**

SO 戦略（強み×機会）：強みを活かして機会を最大化する

- 地域ネットワークと市町村の協力を活かし、移住者向けの説明会を開催
- 現役里親の体験談を SNS で発信し、里親制度の信頼性を強調
- 地域の魅力×里親の生き方をテーマに「地域で育てるこども」キャンペーンを展開

ST 戦略（強み×脅威）：強みを活かして脅威を軽減する

- 経験豊富なスタッフによる「安心感重視の説明会」の開催により認知度不足を補う
- 地域ネットワークを活かして学校への送迎負担のサポート体制を構築して広報
- 物価高騰に対応するため、経済的なサポートを強調した情報を発信

WO 戦略（弱み×機会）：弱みを克服して機会を活用する

- 外部の専門家と連携して、デジタル広報を強化
- 市町村の協力を得て地域ボランティアを巻き込み、ポスター一斉掲示活動を実施
- ベテランスタッフによる「子育て教室」を開催し、移住者コミュニティと連携

WT 戦略（弱み×脅威）：弱みを克服して脅威を最小化する

- 人的リソース不足を補うため、里親による「ロコミ」活動を強化
- 地域のインフルエンサーの協力を得て、里親養育の実情を定期的に発信
- ベテランスタッフや里親の家計防衛術をホームページにて紹介

**4 リクルートプロセスの評価・改善**

**(1) KPI の設定と施策の改善**

KPI とは Key Performance Indicator（重要業績指標）の略で、組織やプロジェクトの目標達成度を図るための定量的な指標を指します。最終的な目標（里親等委託件数の増加、地域の里親等委託率の増加、親子再統合件数の増加、養育不調の低減等）に向けた途中のプロセスを測る指標であり、施策・取組の進捗や効果を評価し、施策・取組の改善を行うために設定・確認します。

また、施策の改善のためには、潜在里親や里親の声（評価）をプロセスの一定のポイントで収集することも重要であり、里親等の意見をリクルートプロセスの評価・改善に活かします。

なお、最終的な目標は KGI（Key Goal Indicator：重要目標達成指標）と言います。

**【KPI・KGI の設定（例）】**

	ステップ	KPI・KGI
里親リクルート	認知・理解	ホームページのページビュー数・訪問者数 説明会への参加世帯数
	関与	SNS のフォロワー数 問い合わせ世帯件数
	登録	相談受付世帯数 研修受講修了世帯数 登録世帯数

	ステップ	KPI・KGI
チーム養育	マッチング	委託の打診を行った世帯数 マッチングが成立して交流を行った世帯数
	養育	里親委託件数、一時保護委託件数 ショートステイ・レスパイト等の受入れ件数 里親受託率・里親活躍率 里親等委託率（地域）
	解除	（委託解除のうち） 養育不調の件数（割合） 親子再統合・養子縁組の件数（割合）

注) 本章は、里親リクルートとして相談受付の段階までを取り扱っていますが、リクルート活動の成果は登録後・委託後の結果として現れることから、評価指標についてはこれらも含めて例示しています。

## (2) リクルート施策の実行・改善

フォスタリング機関では、施策の検討を行った後、施策を検討で終わりにするのではなく実行に移し、その進捗状況を確認して、支障があれば障壁を取り除き、効果的な施策に改善したり、施策自体を見直すことが重要です。

活動の進め方や優先順位について定期的な振り返りを行い、より効果的な活動を実現します。具体的には、下記のとおり定期的な振り返りの機会を持つことが考えられます。

- ① 週次の進捗確認・ボトルネックの解消：実行計画の進捗を確認し、想定どおりに進捗していない取組については、原因を特定し改善策を話し合います。
- ② 月2回の振り返り：効果的・効率的な取組を実現するため、業務の改善や組織内外の連携について、改善策を話し合います。この際、KPTの手法が有効です。
- ③ 毎月のKPI（KGI）の確認：施策を実行して想定通りの成果が出ているか確認を行い、十分な成果が出ていない場合は、リクルートプロセスの改善を図ります。

## 5 留意事項

- ① 実際に里親になった方の声を聴くと、何回か里親に関する情報、里親の募集をする情報に触れた上で、タイミングも考慮した上で、何回目かに里親としての登録に向けて具体的に動き出したという話がよく聞かれます。

アメリカの広告・マーケティング業界で広く使われる概念として、「7回の法則（Rule of 7）」があります。「人はあるメッセージやブランドに最低7回触れることで、行動に移る可能性が高まる」という経験則です。

このため、潜在里親ペルソナを設定した場合はそのペルソナに応じて、ペルソナを設定していなければ活動地域において、様々な形で情報の発信を行い、潜在里親が情報に触れる機会・可能性を高めることが大切です。

### 【例】

- ・ スーパーやコンビニなどの多くの人が集まる商業施設等でのチラシ等の配布、ポスターの掲示

### Ⅲ章 里親リクルート

- 自治体の広報紙への記事の掲載や回覧板によるチラシの回覧
  - インスタグラム等の SNS にアカウントを作り、継続的に情報を発信・更新
  - 雑誌やフリーペーパー等への記事の掲載
  - 一定の地域（例：里親が多い地域、里親がいない地域）に絞った定期的なポスティング
- ② 県においても、里親制度を広く県民に周知するため、特設ホームページ開設等の取組を行っています。ひと目見て同じ情報だとわかるよう、リクルート活動や里親養育に関する研修・発表等に用いるツール・資料には、共通ロゴ（必須）や共通キャラクターのデザインを配置するよう留意してください。
- ③ 一般に、保育士、看護師、教師、こどもの福祉関係者等は、里親のなり手となる可能性が潜在的に高い層です。こうした層に届くように継続的に情報を発信することも効果的です。
- ④ 里親リクルートを行う際のツールとしては、チラシやポスターが考えられますが、あまり情報を詰め込み過ぎるとよくありません。「養育里親」について、一般の方が目で見ても、興味をもってもらえるようデザインや掲載する情報について工夫する必要があります。広告やデザイン等に専門的な知識を有する方の助言等をもとに、潜在里親ペルソナ（一般の方）がどう見るのかを重視してツールを作成します。

#### 【例】

- 一定（数日～）の期間子どもを預かる制度であること  
（必ずしも子どもを自立まで責任を持って養育する制度ではないこと）
- 経済的サポート（里親手当、こどもの生活費、教育費・医療費の支給）があること
- こどもの養育には、専門機関（フォスタリング機関）が一緒に取り組むこと
- 子育て中や共働きの家庭でも登録が可能なこと
- 現役を引退した方が登録して活躍する例も多いこと

#### 【ポイント】

- 認知は一度では完了しない→チラシを見てすぐに問い合わせる人は、すでに複数回情報に触れている可能性が高い
  - 累積効果→「テレビで見た」「新聞で読んだ」「SNS 広告を見た」などの接触が積み重なり、チラシが「決定打」になることがある
  - 心理的準備→里親になる決断は大きいので、複数回の情報接触で安心感・信頼感を醸成することが不可欠
- ⑤ 一方で、興味・関心を持っていただいた方には、「ガイドブック」等の説明資料を作成しておき、丁寧にわかりやすく説明する必要があります。
- 問い合わせがあった場合には、「ガイドブック」等を送付して一定期間（概ね 2 週間）後にフォローのための連絡を入れます。既に述べたとおり、初回の直接対応は丁寧かつ迅速に行います。

#### 【資料への記載内容】

- 社会的養育を巡る状況
- 里親養育の必要性・意義  
（子どもにとってのインパクト、実親との「共同養育」など）

### Ⅲ章 里親リクルート

- フォスタリング機関として里親と共に成し遂げたいビジョン・ミッション
  - 里親登録にあたっての要件や手順・期間
  - 支弁される里親手当等の金額
  - 委託される子どもやその家族の特徴
  - 里親として求められること、家庭への影響
  - 里親養育は里親のみが責任を持つものではなく、フォスタリング機関がチームで養育をサポートすること
  - 当事者（里親、子ども・家族）の声
- ⑥ 待ち時間はできるだけ短縮化を図ります。待ち時間を最小化する工夫としては、希望者の都合等に合わせて連絡手段（電話、電子メール、LINE等）を調整する、各ステップ間で「次の予定日」を調整する、書類準備や研修・実習の日程調整を平行して進めるなどが考えられます。
- ⑦ 潜在里親ペルソナとジャーニーマップを活用した里親リクルート施策設計等の具体的な方法については、マッキンゼージャパン作成の報告書「潜在里親目線での里親リクルート実現のために デザイン思考を活用した里親養育推進」（2024年3月）を参照してください。

## 6 その他（参考）

### (1) タッチポイントごとの目的・体験（例）

里親リクルートのプロセス（ジャーニーマップ）におけるタッチポイントとフォスタリング機関の目的、里親の体験・感情を一例として整理しました。

プロセス	タッチポイント	目的・達成すること	里親の体験・感情
認知	広告、チラシ、SNS	制度の存在を知らせ、社会的意義・やりがいを伝える	「こどもの未来に貢献できる」 「社会に必要な役割だと感じる」 「自分にもできるかも」
	情報提供（パンフ・HP）	制度概要を明示、誤解の防止	「制度の全体像がわかる」 「自分にできるか考えられる」
関与	初回問い合わせ	問い合わせ受付、基本情報確認、次の案内	「不安が少し解消された」 「話を聞いてもらえた」
	説明会、ガイドブック	制度説明、期待値調整、今後のプロセス	「質問できて安心」 「気になっていたことがわかった」 「次のステップが見えた」
	個別相談（事前相談）	個別状況の確認、適性の初期判断	「自分の事情を理解してもらえた」

### Ⅲ章 里親リクルート

プロセス	タッチポイント	目的・達成すること	里親の体験・感情
登録	申請書類提出	意思表示、必要書類提出	「本気で取り組む決意を示した」
	研修	養育に必要な知識・スキルの習得	「準備が整ってきた」 「仲間がいることがわかった」
	面接・家庭訪問	信頼関係構築、適性評価	「自分の強みや課題を理解してもらえる」
	アセスメント結果の説明	強みと課題共有、チーム養育のイメージ共有	「透明性がある」 「安心できる」
	登録完了	登録決定、今後の準備案内	「登録できてよかった」 「次はこどもとの出会い」

#### (2) KPTのフォーマット

4 (2)①に記載した、KPT手法は次のフォーマットを用いて考えや意見を出し合い、次の振り返りまでに誰が何をやるか、中長期的に対策を図ることは何かなどを確認します。

<b>【Keep】</b> ・ 続けること ・ よかったこと	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続策</div>	<b>【Try】</b> ・ 試したいこと ・ 工夫したいこと ・ 新たに取り組むこと	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">改善策</div>
<b>【Problem】</b> ・ 問題があること ・ 上手くいかなかったこと			

#### (3) デジタル広告チェックリスト (例)

デジタル広告を配信する際の、チェックリストの参考例です。

1. 目的・ターゲット設定
  - ・ 広告の目的は明確か（認知拡大、問い合わせ促進、説明会参加など）
  - ・ ペルソナに基づいたターゲット設定ができているか（年齢、地域、関心）
2. コンテンツの品質
  - ・ 画像・動画は里親制度の価値を正しく伝えているか
  - ・ 誤解を招く表現や過度な期待を与える表現がないか
  - ・ 個人情報やこどもの写真は適切に保護されているか
3. ブランド一貫性
  - ・ 共通ロゴ・キャラクターを使用しているか
  - ・ メッセージがQPIの理念（こども中心、地域養育）に沿っているか
4. 配信設定
  - ・ SNS広告のターゲティング条件（地域、年齢、興味関心）は適切か
  - ・ 配信期間・頻度・予算は効果的か
5. 法令・ガイドライン遵守

### Ⅲ章 里親リクルート

- ・個人情報やこどもの写真は適切に保護されているか
  - ・差別的・排他的な表現がないか
6. 効果測定
- ・KPI（PV、UU、クリック率、問い合わせ件数）を設定しているか
  - ・広告効果を定期的に分析し、改善策を検討しているか

#### (4) 長野県共通ロゴ・共通キャラクター



#### ○参照・参考文献

「長野県里親特設ホームページ」  
<https://satooya-shinshu.jp/>

「社会で子どもを育てる」（2022年9月 McKinsey & Company）  
<https://www.mckinsey.com/jp/~media/mckinsey/locations/asia/japan/our%20insights/foster%20parent/raising-children-in-the-society-jp.pdf>

「潜在里親目線での里親リクルート実現のために」（2024年3月 McKinsey & Company）  
<https://www.mckinsey.com/jp/~media/mckinsey/locations/asia/japan/our%20insights/to-realize-foster-parent-recruitment-jp.pdf>

## IV章 里親登録プロセス

本章では、フォスタリング機関において里親登録の希望者から相談を受け付け、面接等の調査・研修を経て、里親登録に至るまでの対応のプロセスについて記載します。

養育里親を想定して記載していますが、養子縁組里親についても同様の手続きを行います。

### 1 里親登録手続きに関する考え方

#### (1) 基本的な考え方

里親はチーム養育をともに担うパートナーです。里親登録を希望する方やその家族との信頼関係・協働関係を構築し、里親（希望者）がフォスタリング機関に安心感を抱き、パートナーとして認識できるよう、疑問や不安には丁寧に応答し、開示できる情報は積極的に開示・提供するとともに、率直な対話を心がけます。

登録までの手続きやその後の里親としての生活・こどもの養育等について、登録を希望する方が見通しを持ち、自らの考えやライフスタイル、また、家庭の状況等を勘案し、納得して「里親登録」に関する選択ができるよう一緒に検討します。

#### (2) アセスメントの観点

希望者が、「里親」として適しているかどうかについて、こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもの親や家族との連携・協力を含め、児童相談所やフォスタリング機関と協働してこどもとその親・家族に望ましい養育及び支援の提供を目指すことができるかどうかを総合的に判断します。

特に、以下のような観点は重要です。

- ① こどものことを家族の一員として迎え入れ、自分のこどもと同じように大切に考え、養育に粘り強く取り組むことができる。
- ② 相手（こども）の立場に立ち、相手の感情や考えを察して、対応することができる。
- ③ 自分の感情に飲み込まれず、自分の態度や言動を客観的に見ること（自己覚知）ができる。
- ④ 里親の養育は、一般的な子育てとは異なり、専門的な知見に基づく養育が必要であることを理解し、そのために継続的に知識・スキルを高める姿勢がある。
- ⑤ 根拠のある適切な助言・指導には素直に耳を傾けることができる。
- ⑥ 自らの考えや態度・行動を柔軟に調整したり、変更したりすることができ、必要な場合に自ら相談することができる。
- ⑦ 誠実な態度で人とのコミュニケーションが取れる。
- ⑧ 家族（特に夫婦）間のコミュニケーションが良好で、お互いに協力することができる。

なお、アメリカのQPI活動を草創期から主導している、Carole Shauffer（キャロル・シャウファー）氏は「里親さんにとって（里親になるために）、一番大切なことは何だと考えますか？」という質問に対して、

## IV章 里親登録プロセス

以下の5つの要素を挙げています。

- こどもの発達やトラウマを受けたこどもの特別なニーズについて学ぶ能力と意欲
- こどもの行動や違いに柔軟に対応できること
- 謙虚さ、創造性、思いやり
- こどもの親がこどもとつながり続け、場合によっては再統合できるよう支援する姿勢
- 児童保護システムと効果的に協働できる能力

### (3) 協働の基盤を作る基本的な姿勢

里親が児童相談所やフォスタリング機関にただ従うということではありません。逆の場合も同様です。相手の立場を踏まえながら、こどもの最善の利益を実現する（こどもが人として大切に扱われ、安心して自分らしく成長する）という目標に向かって、相互に意見や気持ちを適切な形でやり取りできることが大切です。

世の中に全てが完璧な「里親家庭」は存在しません。里親とフォスタリング機関との協働により、里親養育の課題や困難をともに乗り越えることが可能であるという認識を相互に持ち得ることが必要であり、登録の手続きは信頼関係の基盤となる最初の成功体験を共有する意味もあります。

なお、登録を希望する方（家庭）について、安全・安心な里親養育が困難となる重大な課題やリスクがあることが明らかな場合や、こどもの最善の利益を実現するために協働することが難しいと判断される場合は、希望者にその内容と理由を率直にわかりやすく伝え、里親としての登録を早い段階で断念するよう働きかけることも重要です。「里親」としての評価とその方自身の人としての評価は全く別の異なるものです。その方の希望を別の形で実現する方法を一緒に考えることもできます。

## 2 里親の定義と登録要件

児童福祉法等により、里親は下記のとおり定義され、登録の要件が規定されています。

### (1) 養育里親の定義・要件

【定義】<児童福祉法 第6条の4第1号>

内閣府令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（都道府県知事が内閣府令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の内閣府令で定める要件を満たす者に限る。）のうち、第三十四条の十九に規定する養育里親名簿に登録されたもの（以下「養育里親」という。）

【要件】<児童福祉法施行規則 第1条の35>

次のいずれにも該当することその他要保護児童を委託する者として適当と認めるものであること。

- 一 要保護児童（児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童）の養育についての理解及び熱意並びに要保護児童に対する豊かな愛情を有していること。
- 二 経済的に困窮していないこと（要保護児童の親族である場合を除く。）。

## IV章 里親登録プロセス

- 三 養育里親研修を修了したこと。

### (2) 養子縁組里親の定義・要件

【定義】＜児童福祉法 第6条の4第2号＞

前号に規定する内閣府令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望する者（都道府県知事が内閣府令で定めるところにより行う研修を修了した者に限る。）のうち、第三十四条の十九に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの（以下「養子縁組里親」という。）

【要件】＜児童福祉法施行規則 第36条の42第2項＞

次のいずれにも該当することその他要保護児童を委託する者として適当と認めるものであること。

- 一 要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに要保護児童に対する豊かな愛情を有していること。
- 二 経済的に困窮していないこと（要保護児童の親族である場合を除く。）。
- 三 養子縁組里親研修を修了したこと。

### (3) 欠格要件＜児童福祉法 第34条の20＞

本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができません。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 児童虐待又は第三十三条の十第一項に規定する被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適當な行為をした者

### (4) 養育する委託児童の人数の限度＜里親が行う養育に関する最低基準 第17条＞

里親が同時に養育する委託されたこども及び当該委託されたこども以外のこどもの人数の合計は、6人（委託されたこどもは4人）を超えることができません。

なお、専門里親が同時に養育する専門里親として委託されたこどもの人数については、2人を超えることができません。

## 3 里親アセスメントについて

フォスタリング機関において適切なアセスメントを行うため、早稲田大学社会的養育研究所の「2023年度 フォスタリング・アセスメントに関する報告書」（2024年8月）を参照して、里親アセスメントの概要について以下のとおりまとめました。

### (1) アセスメントとは

アセスメントとは一般的に「知ること、理解すること、評価すること、個別化すること」を意味しており、専門職が対象者の状況や状態、背景などを理解し、そのストレングスやニーズ、課題を把握した上で、どのように問題（こどもにとっても里親にとっても安心できる、よりよいチーム養育の実現）に介入するか、問題を解決するかを見つけ出すことを目的に、情報を収集、統合し、さらに分析をして最適の解決法を探ろうとする活動です。

里親養育については、養育のいわゆる「不調」防止や、里親活躍率の向上が課題となっています。アセスメントをせずに、あるいは不十分なままに進むということは、現状を十分に把握・理解せず、何が起こるのか、どんな変化があるのか、その影響や結果がわからないまま様々な事情を抱えるこどもの養育を委託することにつながります。例えば、地図を持たずに知らない土地を旅するようなものです。偶然、目的地にたどり着くこともありますが、多くは道に迷って、時には見当違いの場所に行ってしまうことにもなりかねません。

こどもに、そして里親やその家族に、安全で安心な旅をしてもらうためにも、里親アセスメントは必須であり、適切なアセスメントは、児童相談所やフォスターリング機関にとっての安心にもつながり、養育不調の防止や活躍率向上に直接つながる重要な要素です。

### (2) 里親アセスメントのあり方

#### ① 包括性

アセスメントは登録時だけでなく、マッチング、養育、そしてその後まで継続する取り組みです。単なる調査書の記入や所見作成にとどまらず、希望者の過去・現在・将来の見通し、人格、家族、地域との関係まで幅広く評価する包括的な視点が必要です。

#### ② オープンであること

希望者は公的養育を担う可能性のある対等なパートナーです。里親養育やアセスメントに関する情報はできる限りオープンにし、リスクや懸念点、将来の見通しも丁寧に伝えます。

#### ③ 客観性

こどもの利益を最優先に考え、アセスメントや分析は客観性を保持することが不可欠です。面接・訪問や所見作成時には複数の視点を取り入れ、情報は1人の証言に偏らず、必要に応じて複数の関係者から確認します。

#### ④ 独立性

アセスメントは里親養育に直接影響するため、外部要因（早期委託の必要性、紹介者との関係、自機関の事情、他機関・他部署の意向など）による影響を排除して、専門機関（専門職）として独立性を確保して実施することが必要です。

#### ⑤ 尊重

希望者とアセスメント担当者は対等であり、課題があっても乗り越えられるよう支援する姿勢が重要です。登録に至らない場合も、理由を丁寧に説明し、最大限の尊重をもって対応します。

### (3) 里親アセスメントのアプローチ

## IV章 里親登録プロセス

里親アセスメントは、単なるアセスメントシートや調査報告書の記入作業ではなく、希望者の強みや課題を把握し、よりよい里親養育を実現するための視点と方法を含む包括的なプロセスです。希望者との信頼関係を築きながら、こどもの利益を最優先に評価・分析することが求められます。

### ① ストレngthス・ベースト・アプローチ

希望者の強みや得意な点に焦点を当て、課題を克服するプロセスで強みに転換できる視点を持ちます。課題を無視するのではなく、乗り越えることでストレngthスに変える発想が重要です。

### ② エコロジカル・アプローチ

養育は個人だけでなく、家族や地域との関係性、支援システムの中で営まれます。エコマップやジェノグラムなどを活用し、家庭全体の力動やネットワークを評価します。

### ③ コンピテンシー・アプローチ

里親養育に必要な能力・資質・価値観を明確化し、強みと課題を把握することで、研修やフォローアップにつなげます。希望者と対立せず伴走する姿勢を重視し、登録に至らない場合も理由を具体的に説明できるようにします。

### ④ エビデンス・ベースト・アプローチ

希望者の発言やシートへの記載内容・自己申告だけに頼らず、情報の根拠をできる限り確認します。具体的なエピソードを質問したり、家族の見方を確認するほか、必要に応じて、希望者の同意を得た上で、関係者へのヒアリングや推薦状の提出依頼などを通じて、信頼性の高い情報を収集し、アセスメントの質を担保します。

## (4) 里親アセスメントの面接技術

里親アセスメントにおける面接は、単なる質問の羅列ではなく、希望者との信頼関係を築き、自然な対話を通じて質の高い情報を収集することが目的です。面接技術は、希望者を尊重しながら、必要な情報を効果的に引き出し、同時に希望者の理解や成長をサポートするために不可欠です。

### ① アクティブ・リスニング（積極的傾聴）

偏見を排し、希望者の視点に立って話を聴き、理解した内容を要約・確認することで信頼関係を構築し、希望者が話しやすい環境を作ります。

### ② 質問の技法

クローズド・クエスチョンとオープン・クエスチョンを使い分け、情報の質と量を高めます。質問は会話の方向性を決定するため、目的に応じて戦略的に活用します。

### ③ 自己開示

担当者も適度な自己開示により、希望者との関係性を深め、共感や気づきを促します。過度な個人情報の開示は避けつつも、信頼構築に役立つエピソードを共有します。

### ④ 心理教育

面接の過程で、里親養育やこどもの心理的背景、また自分自身について希望者に理解を促します。希望者の自己理解や成長をサポートし、里親候補としての準備を整える役割を果たします。

## IV章 里親登録プロセス

### ⑤ コンフロンテーション（直面化）

希望者が抱える課題や否定的側面に適切なタイミングで向き合うことも大事です。安全で安心な関係性を前提にして、課題等を提示した上でその克服を後押しし、強みに転換する視点を持ちます。

### ⑥ コンピテンシー・インタビュー・スキル

里親養育に必要な能力や資質（コンピテンシー）を特定するための質問技法です。希望者の行動や経験からエビデンスを引き出し、強みと課題を明確化します。行動や経験を具体的に掘り下げ、エビデンスを伴う事実を引き出し、強みと課題を明確化します。

## (5) 里親アセスメントの面接ツール

里親アセスメントの面接では、希望者の家族構成、生活環境、価値観、養育姿勢などを多面的に理解するために、複数のツールを活用することが効果的です。いずれも視覚化や体験を通じて情報を得ることができます。

これらは面接中に一緒に作成することで、自然な会話を促し、より豊かな情報収集が可能になります。

### ① ジェノグラム（事実に基づく家族関係の視覚化）

3世代の家族構成や関係性を図式化し、希望者と一緒に作成することで、質問攻めにならず自然に情報を得られます。

### ② エコマップ（社会的ネットワークの把握）

本人の主観を反映し、家族・関係者・社会資源とのつながりを視覚化することで、支援環境や孤立度を理解できます。

### ③ タイムライン（人生の流れを整理）

希望者が生まれてから現在までの重要な出来事を年表形式で示し、ライフイベントや転機を把握します。

### ④ 家庭での実践（覚悟・養育姿勢・対応力の理解）

家族での話し合い、こどもへの声掛けの練習、家庭内の環境整備等の課題を次回面接までに取り組んでもらってその様子を確認することで、コミットメントや養育姿勢、現実的な対応力を理解・評価するとともに、現実的な気づきや学びの機会ともなります。

### ⑤ 事例検討（価値観・対応力の確認）

問題場面やエピソードを提示し、対応方法を考えてもらうことで、考え方・経験・判断力を把握し、教育的な効果も得られます。

## (6) 里親養育に関するコミュニケーションシート：CARE について

CARE（里親養育に関するコミュニケーションシート）は、里親とフォスターリング機関が、里親養育に必要な力＝コンピテンシー（里親の行動特性・能力）を共通言語として理解し合うための枠組みです。

里親養育に不可欠な力を4分野20項目（コミットメント／アンカー／リソース／エキスパートイズ）として整理し、面接・研修・家庭訪問などで得られた情報を行動ベースで評価できるようにしています。

## IV章 里親登録プロセス

作成された CARE は、里親とフォスタリング機関が里親の強み・課題・支援ニーズを共有し、チーム養育の方針を具体化するための対話ツールとして機能します。  
また、登録後の支援や更新時にも継続して活用でき、こどもの最善の利益に向けた協働の質を高める“共通の地図”の役割を果たします。

### 3 里親新規登録の基本的な流れ

フォスタリング機関による里親の新規登録手続きの基本的な流れ（ステップ）は下記のとおりです。

番号	ステップ	概要	相手・対応・場所等
①	ガイダンス (個別相談)	里親制度や里親の役割、里親手当・里親養育支援の体制（チーム養育）等について説明します。 相談者の意向を把握するとともに、疑問や不安への回答を行い、今後のフォローアップについて打合せを行います。	問合せした方等 リクルーターその他 任意・オンライン可
②	初回面接	希望者の動機・考え方・基本情報を把握。 児童福祉法上の登録要件を確認するとともに、「里親養育に関するコミュニケーションシート：CARE」（以下、「CARE」）の項目について共有し、今後一緒に学び、考えていくことを伝えます。	希望者・協力者 担当者＋リクルーター 家庭訪問又は来所 オンライン可（希望者等と面談履歴がある場合）
③	基礎研修 (座学)	里親養育に関する基礎的な内容を理解するため、希望者と協力者（任意）がエリア単位で開催される1日研修を受講します。 フォスタリング機関では、希望者等の受講の様子や理解を把握します。	希望者（・協力者） 4エリア単位で開催 フォスタリング機関単位 等で開催可 オンライン開催可
④	第2回面接	希望者等が作成する「里親希望者家庭調査シート」（以下、「調査シート」）に基づき、登録希望者の経済状況、家族関係、生育歴、里親養育に関する認識・態度等について、希望者・協力者それぞれとの面接により把握・理解します。	希望者・協力者 担当者＋リクルーター 原則来所

IV章 里親登録プロセス

番号	ステップ	概要	相手・対応・場所等
⑤	登録前研修 (座学)	里親養育に必要となる知識等を理解するため、希望者等が全県単位で開催される2日研修を受講します。 フォスタリング機関では、希望者等の受講の様子や理解を把握します。	希望者（・協力者） 全県単位で開催 エリア単位、フォスタリング機関単位等で開催可
⑥	フォスタリング機関内の協議	担当者が「里親家庭調査報告書」（以下、「調査報告書」）の原案を作成し、その内容をもとに機関内で、登録要件への適合を確認するとともに、登録後のチーム養育のために、希望者（家庭）の強みや課題を整理します。 併せて、追加調査や研修等の要否について検討します。	－ 調査担当者（2人）及び責任者を含む4人以上で検討
⑦	登録前研修 (実習)	社会的養護を利用するこどもの養育を実際に経験するため、希望者が乳児院・児童養護施設において3日間の実習を行います。	希望者（・協力者） 乳児院・児童養護施設 ※里親支援センターやファミリーホームでの実習の実施について今後検討
⑧	家庭訪問	希望者家庭の養育環境の確認、家族の意向確認、危険箇所を確認を行います。 フォスタリング機関では、里親登録後の連携・協力を促進する観点から、市町村担当者に同行を依頼します。	同居家族全員 担当者＋リクルーター 市町村担当者1名
⑨	第3回面接	これまでの面接・研修等のプロセスを振り返り、希望者家庭の強みや課題にについて、「CARE」をもとにフォスタリング機関と希望者が相互に認識を共有した上で、共通認識を醸成するとともに、今後のチーム養育の方針について話し合います。	希望者（・協力者等） 担当者＋リクルーター 来所又は家庭訪問
⑩	住所地を管轄する児童相談所長面接	児童相談所長がフォスタリング機関の作成する調査報告書（案）をもとに希望者やその家庭の状況、強みや課題等について確認をします。	希望者（・協力者） 担当者等1名以上 児童相談所

#### IV章 里親登録プロセス

番号	ステップ	概要	相手・対応・場所等
		フォスタリング機関は、希望者とともに面接に同席し、必要に応じて補足の説明等を行います。	
⑪	里親審査部会	里親登録に係る申請書類や調査書報告書をもとに審査が行われます。 フォスタリング機関は調査書報告書をもとに希望者及びその家庭について説明するとともに、委員からの質問等へ回答します。	－ センター長+担当者 オンライン
⑫	登録通知書交付	フォスタリング機関から里親に任意の方法で登録通知書を交付します。	希望者・協力者等 センター長+担当者+リクルーター等 任意の場所・オンライン可

①～③、⑥～⑧については、順番を問いません。

### 4 新規登録業務の各ステップの内容・手続き

ここでは、里親新規登録業務の各ステップについて、詳細な内容と留意事項を記載しています。

#### (1) ガイダンス

電話や電子メール等により、里親登録について問合せがあった方に対して行います。

問合せとは、氏名等の把握及び里親登録希望の有無にかかわらず、電話のほか電子メール・SNS等のインターネットを通じたもの、直接施設に来られた場合、その他いわゆる里親説明会や相談ブースへの来場（不特定多数の方を対象とするチラシ等の配布やイベント等への単なる来場を除く）を言います。

なお、この際、問合せ者の住所地が活動地域（里親支援センターの場合は県・児童相談所と合意している主な活動地域、児童相談所の場合は管轄地域）外であった場合や、里親支援センターに対して明らかに養子縁組を希望する方から問合せがあった場合は、当該住所地で活動を行うフォスタリング機関（養子縁組里親の場合は児童相談所）を紹介し、つなぎの連絡を行います。

ただし、例えば、担当する里親の紹介により、里親支援センターに活動地域の近接地域に住む希望者から養育里親登録の希望の相談が入った場合など、事情により活動地域を超えて対応することが望ましいことも考えられ、地域で対応可否を一律に決定する必要はありません。

なお、主な活動地域という表現は、こうした趣旨を反映した表現です。

## IV章 里親登録プロセス

- ① 里親制度に興味・関心を持ってもらったことへの感謝を伝え、いずれの場合もまずは相手の話を聴き、その場で質問等に応えるとともに、簡単な意向の把握を行うとともに、問合せに至ったきっかけ（何を見て問合せをしてきたのか）を確認します。
- ② その上で、窓口となる担当者名を明確に伝え、フォスタリング機関が作成するガイドブック等の説明資料を送付（郵送又は電子メール）します。
- ③ 説明資料を送付するため、問合せ者の住所、氏名、連絡先（電話番号・電子メールアドレス等）を確認するとともに、面談機会を設け、内容について詳しく説明することが可能であることを申し添えます。来所・来場の場合は、その場で手交して説明等を行うことができます。
- ④ 相手の氏名、住所や連絡先等を教えてもらえなかった場合、登録等を希望する時は、相手から改めて連絡するよう依頼します。
- ⑤ 問合せ後、速やかに説明資料を送付し、2週間ほど経過したらフォローの連絡を入れます。資料を見た上での質問や疑問、感想や不安に感じる事、今後の意向等について確認します。質問や疑問等には丁寧に受け答えをします。こうしたやり取りは、電話や電子メールでの対応が可能です。
- ⑥ より詳しく対面で説明を受けたいという希望がある場合は、日程を調整して、来所や訪問等により説明の機会を設けます。
- ⑦ 説明資料をもとに、里親制度や里親の役割その意義等について説明し、問合せがあった方の疑問や不安に丁寧に答え、次のステップに進むことを後押しします。
- ⑧ 里親制度の趣旨を誤解している場合（とにかく自分たちのこどもが欲しい・子育てがしたい、跡継ぎが欲しい、虐待する実親に代わり私たちが育てればこどもが幸せになれる…など）には里親制度の趣旨を丁寧に説明します。その方の認識が変わらない場合は、趣旨が違う旨を伝え、この段階で登録をお断りすることも考えられます。

### 【フォスタリング機関の事務手続き】

手続き	内容
問合せの記録	●問合せの日時、手段、住所、氏名、連絡先、内容、問合せのきっかけ、ガイドブック等の説明資料の送付（又は手交）の有無等について記録する。
ガイドブック等の送付	●ガイドブック等の説明資料の送付・手交

### (2) 初回面接

フォスタリング機関に来所してもらうほか、家庭訪問、オンラインにより、担当者とリクルーター2人で面接を実施します。夫婦（夫婦に準じる関係を含む）の場合、いずれか一方のみの登録希望の場合も、単身赴任等の特別な事情がない限りは、夫婦一緒に面接を行います。

なお、できる限り夫婦で同時に登録するよう働きかけを行います。

独身の方が登録を希望しており、養育について成人の協力者（親やこども等）がいる場合で、その協力を相当程度得る必要があると見込まれる場合は、その協力者にも同席するよう依頼します。（以下、どちらか片方が登録を希望する夫婦の場合と同様に扱います。）

## IV章 里親登録プロセス

初回面接は原則として、家庭訪問又は来所により行い、概ね1時間～1時間半程度が目安となります。

- ① ガイドブック等の説明資料の内容について改めて不明な点がないかどうか確認し、必要に応じて補足の説明を行います。基礎研修を先に受講している場合は、感想や疑問等について確認します。
- ② 登録までの一般的な流れについて「里親登録の流れ」を用いて具体的に説明し、当面予定されている基礎研修や登録前研修（座学）の日程を併せて案内します。  
なお、日程の案内をした上で、面接の進捗や今後の手続きにより明らかになった事情等により、必ずしも希望する日程での受講ができない場合もあることを伝えます。
- ③ 希望者等に対して、登録する里親の種別、里親登録を希望するに至った経緯やその理由について、それぞれ確認します。
- ④ 登録を希望する里親の種別が決まっていない場合は、決まらない理由等を聴取した上で、補足説明等を加えながら種別の選択について話し合います。その場で選択に至らない場合は、基礎研修を受講（未受講の場合）した後、第2回の面接までに選択するよう依頼します。
- ⑤ なお、養子縁組を希望している夫婦について、養育里親の登録を強引に勧めることは、こどものためにも、夫婦のためにもならないので、避ける必要があります。
- ⑥ 里親養育は、里親の私生活の中で行われる一方で、公的な養育を委託するものであるため、また、こどもにとっても里親にとっても安全・安心な生活のために適切なマッチングが必要となるため、希望者等のプライベートに関して様々なことを把握する必要があることを説明し、把握した情報の取扱いについても説明して同意を得ます。
- ⑦ 具体的には、仕事や経済的な状況、家族・親族の状況や関係、希望者等の生育歴、里親養育についての認識などです。必要に応じて、予め「里親希望者家庭調査シート」を用いて説明することが考えられます。  
また、こどもや里親の安全・安心な生活のため、虚偽の申告等がないよう依頼します。
- ⑧ 現在の仕事の状況（勤務形態、就業状況、仕事の内容など）を確認するほか、家族や親族（夫婦それぞれの親、きょうだい）の状況やその関係性について、ジェノグラムやエコマップを作図するなどして、把握します。この際、家族や親族に対して、里親登録を希望していることを伝えているかどうか、伝えている場合は反応がどうであったのかも聴取します。
- ⑨ 里親養育は家族の理解と協力が必要であるとともに、こどもが委託された場合は家族全体の生活に大きく影響することから、手続きを進めるにあたっては家族の同意が必要なこと、また、現時点でなくとも構わないが、登録にあたり同様に親族についても里親登録について説明し、同意を得ておく必要があることを説明します。
- ⑩ 仕事や家族・親族の状況等は、第2回面接でも確認することが可能な内容であるため、大まかな把握でも構いません。ただし、希望者の様子等から気になることを具体的に確認することが必要な場合（家族への説明等に難色を示す場合など）もあります。
- ⑪ 児童福祉法上の登録要件やCAREの項目と定義により、明らかに要件を充たさない場合や里親養育上の重大な課題やリスクがないかどうかについて、確認をします。また、今後

## IV章 里親登録プロセス

の調査により疑義が生ずる可能性のある項目があれば、予めその可能性について指摘しておきます。明らかに要件を充たさない場合や重大な課題等がある場合は、その場で希望者と確認し、登録を断念するよう伝えます。

- ⑫ 最後に、改めて、登録手続きを進めて行くことについて希望者等の意思確認を行い、プロセスのどの時点においても、手続きを中止することが可能な旨を伝えておくとともに、今後把握した希望者の状況等により、里親として子どもを養育することが難しいと判断し、こちら側から断念（又は中断）を提案することがある旨も伝えておきます。
- ⑬ 以降、里親登録において要件を充たさないことや重大な課題等が明らかになった場合は、その時点で、希望者と登録の断念（又は中断）について話し合います。

### 【フォスタリング機関の事務手続き】

手続き	内容
「里親等相談受付票」	●希望者等に記入を依頼して作成します。
「里親登録申請に係る提出書類」	●申請にあたって必要な書類を、「里親登録申請に係る提出書類」を用いて説明し、順を追って提出を依頼することを伝えておきます。
基礎研修の案内	●基礎研修の案内を行い、希望者等に受講手続きを促します。 ●なお、基礎研修は、夫婦いずれかが登録する場合でも、登録しない方（協力者）も参加が可能であり、参加を推奨します。
第2回面接の案内	●第2回面接で行う内容を確認して、日程調整の方法について打合せておきます（例えば、基礎研修の際に決める、予め日時を約束しておくなど）。 ●第2回面接は約1時間の待ち時間があるため、待ち時間を過ごすための準備（本や雑誌の持参等）についても伝えておきます。 （フォスタリング機関によっては、参考となるDVD視聴の時間に充てている場合もあります。） ●第2回面接の資料となる「履歴書」及び「調査シート」を渡し（又は電子ファイルを送付）し、記入の上、原則として事前に提出するよう案内します。 （基礎研修終了後に案内等をすることもできます。） ●「調査シート」については、子どもと里親家庭との適切なマッチングに資するため、また、面接も円滑に進められるため、できるだけ詳細に記入するよう依頼します。 ●「調査シート」作成の意義は、希望者等が自分や家庭について振り返り、里親登録にあたり自己の理解を深めることにもあります。

#### IV章 里親登録プロセス

手続き	内容
相談の受付 (機関内の共有、ケースファイルの作成)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●定例の会議等において、相談受付の内容を共有します。</li> <li>●今後の里親（希望者）家庭への対応を記録するため、家庭ごとにケースファイルを作成します。ガイダンス・基礎研修などすでに対応した記録についても補完します。</li> <li>●里親登録後も対応・支援の記録等について、当該ケースファイルを用いて保管します。</li> <li>●今後の手続きの進め方、特に、第2回面接で留意して確認することなどについて、検討しておきます。</li> </ul>
児童虐待の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>●希望者等にこども（実子）がいる場合、児童相談所においては直接、里親支援センターの場合は、住所地を管轄する児童相談所（フォスタリング担当）に口頭で依頼して、希望者等が関わった虐待相談の取扱い履歴がないか確認してその結果を記録に残します。</li> <li>●希望者等には必ず照会について口頭で同意を得ておきます。（ただし、確認の結果は伝えられません。）</li> </ul>

### (3) 基礎研修（1日）

基礎研修は県内4つのエリアごとにフォスタリング機関が連携・協力して開催します。里親支援センターが単独又は合同して開催することも可能です。

- ① 希望者等は、原則として、住所地のエリアで開催される研修に参加します。
- ② 研修を開催する地域のフォスタリング機関は受講者全体の様子を把握し、受講者の特に好ましい点や懸念される点については、必要に応じて、当該受講者の登録手続きを担当する機関と共有します。
- ③ 自機関が担当する希望者等に対しては、参加の労をねぎらうとともに、希望者等の受講状況（受講の様子や感情、内容の理解、里親登録に関する気持ちや考え方、その変化等）の把握に努めます。
- ④ 調査担当者等の事情により参加が難しい場合でも、機関職員が参加して、研修が希望者等との信頼関係を構築するための場であること、里親アセスメントの一環であることを踏まえ、機関として責任を持って対応します。
- ⑤ 研修終了後、希望者等が作成したレポートを受け取り、内容を確認・把握します。

#### 【フォスタリング機関の事務手続き】

手続き	内容
受講レポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>●希望者等が作成したレポートを受け取り、内容を確認・把握します。</li> <li>●希望者等の疑問等については、任意の方法により、丁寧に補足説明等を行います。</li> </ul>

手続き	内容
	●研修を開催したフォスタリング機関は、受講者の特に好ましい点や懸念される点について、担当するフォスタリング機関と共有します。
第2回面接の日程調整	●電話や電子メール、LINE等による連絡により、第2回面接の日程調整をします。

#### (4) 第2回面接

夫婦が来所して実施することを原則としますが、夫婦のどちらかが単身赴任している場合など、やむを得ない事情がある場合は、夫と妻それぞれ別の日に行うことも考慮します。

夫婦のうちどちらか片方の者が登録を希望している場合も同様とします。単身の希望者の場合で協力者がいるときは、協力者についても同様に面接を行います。

第2回面接は、全体として概ね3時間が目安（夫婦同じ日に実施する場合）となります。

#### 【内容1：合同面接】

- ① 同じ日に行う場合、夫婦同席のもと、基礎研修等のこれまでのプロセスで印象に残ったことや疑問に思ったことなどについて振り返りの時間を設けます。より理解を深めてもらえるよう必要に応じて、疑問について答えたり、補足説明などを行います。
- ② どちらか一方のみの登録希望（基礎研修への参加）の場合であっても、参加していない者が参加した者から基礎研修の内容についてどのように聞いて、どのように感じているかについて話し合います。
- ③ 登録を希望する種別が決まっていなかった場合は、希望する種別及び決定の理由や経緯を聴取します。
- ④ 夫婦同席のもと、夫婦の就労状況、家庭の収支等の状況、家計管理の方法（どちらが主に担っているのかなど）等について調査シート1及び2をもとに把握します。
- ⑤ 乳児等の小さなこどもの受託を考えている場合、一定期間の仕事の調整が柔軟にできるかどうか（養子縁組里親の場合は育児休暇が取得可能かどうか）を確認します。いずれにしても、職場の理解は欠かせないため、里親登録に際して、職場の理解を得ておくことが望ましいことを伝え、これ以降の面接等においてその状況を確認します。
- ⑥ なお、以前は、乳幼児等を受託する場合は一定期間（例えば「半年」など）養育に専念するよう強く推奨することがありましたが、委託と同時に保育園等の利用が可能な年齢であれば、そうした選択肢を積極的に考慮することも必要です。
- ⑦ 借入金がある場合はその目的や借入先、返済条件・状況等について確認します。自営業や中小企業の役員である場合には、事業に係る借入や担保設定・保証人となっているかどうかなどについても確認しておきます。
- ⑧ また、自営業の場合は、確定申告の書類等で確認される「所得」と実際の収入は異なる（経費算入や減価償却等）ため、留意が必要です。自営業の開始当初や会社を立ち上げて間もない場合は、これまでの経過や現況、今後の見通しなど事業の実情について具体的に把握します。

## IV章 里親登録プロセス

- ⑨ 希望者が寺院や教会を運営している場合、現物の支給等を含めて、家計を成り立たせるための収入のあり方は多様と考えられるため、留意して確認します。
- ⑩ 自分たちのこどもが中高生で、近い将来、大学等へ進学する見込みがある場合は、学費の負担に関する考えについても確認しておきます。
- ⑪ 調査シート3をもとに、家族や親族の状況や関係について確認します。里親として受託したこどもを養育する際、自分たちのこども（特に障がいがあったり、不登校や引きこもり等の事情がある場合）の養育や親の介護などについて、家庭に過度な負担がないか、希望者の感情や考え方を含めて確認します。
- ⑫ また、疎遠になっている親族がいる場合は、その理由や経緯について希望者の感情や考え方を含めて確認します。親族の同意がなければ里親登録ができない（二世帯居住を含めて同居する家族の同意は必要）わけではありませんが、受託したこどもの「家族」としての生活経験のためには、冠婚葬祭への参加を含めて親族との交流は欠かせないため、日ごろから交流のある親族の理解は大切です。

### 【内容2：個別面接】

- ① 履歴書、調査シート4及び5については、夫婦（協力者を含む）それぞれ個別に面接を行います。面接を受けていない方については、別室で適宜時間を過ごしてもらいましょう。
- ② 履歴書、調査シート4及び5をもとに、それぞれの生育歴や性格・特徴等を把握します。調査担当者の姿勢として、これまでのこども家庭の相談支援や社会的養育の経験のほか、アタッチメントやトラウマ等の専門的な知見を踏まえ、希望者やその家庭の状況をより深く理解しようと努めようとする姿勢が非常に大切です。
- ③ 全体として、里親登録を希望する理由・背景、希望者等が受けてきた養育、性格・対人関係のあり方、夫婦や家族間の関係等について、具体的なエピソード（根拠）や内容を質問して把握します。
- ④ 例えば、「母は愛情深く育ててくれた」ということについて、具体的にそう考えるエピソードを確認します。「夫婦はお互いを尊重している」のであれば、それぞれが具体的にどのような場面でどうしていることについて言っているのか、質問して確認します。
- ⑤ 履歴書については、特に転職が多い場合、その理由や背景を確認します。
- ⑥ 離婚歴がある場合、その理由について把握します。「性格の不一致」という場合は、どのような点で不一致だったのか具体的に確認します。また、こども（実子）がいる場合は、どのような理由で誰が養育している（していた）のか、自分を含む両親との交流の状況、養育費等の負担の状況についても確認します。
- ⑦ 全ての面接において共通しますが、聞きにくいことや細かいことであっても、面接者の感覚の上で引っかかり（「違和感」）が生じた事柄については、相手の気持ちに配慮しつつも、具体的に質問して回答が得られるよう努めます。（以下、全ての面接等において同様です。）
- ⑧ 調査シートの記載内容が充実しているなど、特に気になる点がない（「違和感」がない）項目については、あえて質問する必要はありません。

#### IV章 里親登録プロセス

- ⑨ 特に、希望者等がどのような養育を経験してきたのかということは、虐待や虐待に近い経験を含めて、希望者等のアタッチメントに影響する（こどもへの養育に反映する）ため、質問することを含めて、できる限り確認・把握するように努めます。
- ⑩ 自らが受けてきた養育の状況は、家族関係や虐待などの実情よりも、希望者等の語り方や表現の仕方が重要とされています。仮に、虐待等の過酷なエピソードがあったとしても、希望者等の感情や見解のほか、具体的な根拠を示すエピソード、相手（親）の状況への一定の配慮等が客観的にバランスよく表現されるのであればあまり心配はないかもしれません。
- ⑪ 一方で、自らが受けた養育やこどものころの家族関係について肯定的な見方（きれいな話）だけを語り、それを示す具体的なエピソードに乏しい場合や、親や家族に対する否定的な感情や葛藤が今まさにここでエピソードが起きているかのように語られる場合などは、否定的な「感情」に直面することが苦手だったり、感情のコントロールが苦手であったりする可能性があります。
- ⑫ 虐待等の小児期逆境体験（ACE）のほか、いじめや体罰、事故や災害、不妊・流産の経験など、過去にトラウマとなり得る事情を抱えている場合は、希望者の様子に十分配慮しながら、その後の生活においてフラッシュバックや人間関係における不信感、物質や何らかの活動への依存・執着などの影響がないかどうか確認・把握します。
- ⑬ 夫婦それぞれ個別面接の時間は1時間を目安とします。不足する点については、今後の家庭訪問や面接等で把握することが考えられるほか、必要に応じて個別に追加の面接を設定することも必要です。
- ⑭ こどもの里親養育に関する想定に関して心身の健康面で課題がありそうな場合は、「診断書」の提出等が必要となる可能性があることを伝えておきます。

#### 【フォスタリング機関の事務手続き】

手続き	内容
登録前研修（座学・実習）の案内 「里親研修申込書」	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録前研修（座学・実習）について日程や受講手続きの案内をします。</li> <li>●座学（2日間）の受講については、できる限りその場で日程を決め、実習（3日間）については、実習希望先の確認と今後の日程調整等について案内します。</li> <li>●「里親研修申込書」の作成を依頼し、当日（又は後日）受け取ります。</li> </ul>

#### IV章 里親登録プロセス

手続き	内容
「診断書」提出の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「診断書」提出等の必要性については、必要に応じて、希望者の住所地を管轄する児童相談所の保健師に助言を求めることとし、児童相談所は保健師による助言や面接への同席に配慮します。</li> <li>●詳細に状態を把握する必要がある場合、必要に応じて保健師同席の追加面接を実施します。</li> <li>●機関内で検討の上、「診断書」提出等が必要と判断する場合、対象となる希望者に依頼を行います。 (「保健師へ相談するべき事案」参照)</li> </ul>
「里親家庭調査報告書」 「里親養育に関するコミュニケーションシート：CARE」	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第2回面接が終了したら、調査の担当者2名で話し合い、これまでの面接等で把握した情報や、希望者等の様子等を参考にして「CARE」を作成します。</li> <li>●特に、評価が難しい箇所や不明な箇所について把握して、今後の調査において明らかにしていきます。</li> <li>●「CARE」の作成を踏まえ、「調査報告書」(原案)を作成します。「調査報告書」には、「CARE」で確認した希望者(家庭)の強みや課題、フォスタリング機関が行うサポート等について、具体的に記載するよう努めます。</li> </ul>
里親審査部会への意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>●これ以降、今後の手続きの進め方(希望者への登録断念の働きかけを含む)等について、里親審査部会に事前の相談をしたい場合は、機関内で協議の上、意見聴取案件として、里親審査部会に事例を提出することができます。</li> <li>●里親審査部会に意見聴取案件として事例を提出する際は、意見聴取の趣旨及び意見聴取したい事項を明確にするとともに、希望者とその内容(趣旨及び聴取事項)を共有した上で、「調査報告書」(原案)及び「CARE」を提出します。</li> <li>●意見聴取案件として提出する場合は、登録手続きのプロセスを一時的に中断し、意見聴取を終えた後でその結果を希望者と共有し、登録手続きの再開や中止について希望者と話し合うための面接(原則対面)の機会を設けることとします。</li> </ul>

#### 【保健師へ相談するべき事案】

- 既往・現病歴に精神疾患がある場合、身体障害者手帳を取得している障がいや疾患がある場合は、診断書の提出を求め、かつ、保健師の面接を行う。
- がん、脳卒中、心臓疾患のような死亡リスクの高い疾患(の罹患歴)がある場合も上記に同じとする。
- また、こうした疾患を持つ養子縁組里親希望者に関しては、面接において、パートナーの一方が死亡した後の子どもの養育について考えていただく機会を設ける。

#### IV章 里親登録プロセス

- 高血圧、高脂血症、糖尿病のような生活習慣病は、軽度の場合は診断書を求める必要はないが、生活習慣が影響する疾患でもあることから、委託するこどもの健康も踏まえて家庭全体の食生活を見直すなどの働きかけも必要であり、保健師による保健指導を行うことも考慮する。
  - 同じく、重度の場合は、診断書の提出を求めるとともに、保健師が生活状況を把握した上で保健指導する機会を設ける。
- <<軽度・重度の目安>>
- 合併症あり → 重度
- 合併症なし → 受診頻度；1か月以上に1回 → 軽度  
1～2週間に1回 → 重度

#### (5) 登録前研修（座学2日間）

登録前研修は全県単位でフォスタリング機関が連携・協力して開催します。

なお、エリア単位・種別単位等でフォスタリング機関が連携・協力して開催することも可能です。自機関での開催が可能な場合は、自機関で単独開催することも妨げません。

- ① エリア単位で開催される場合、原則として、住所地のエリアで開催する研修に参加します。
- ② 基礎研修を受講した協力者についても、希望等に応じて研修に参加することができます。
- ③ 調査担当者（又はリクルーター）が、特に2日目はできる限り参加し、希望者に対して参加の労をねぎらうとともに、希望者の受講状況（受講の様子、内容の理解・感情、里親登録に関する気持ちの変化等）を把握するよう努めます。
- ④ 調査担当者等の事情により参加が難しい場合でも、機関職員が特に2日目は参加して、研修が希望者との信頼関係を構築するための場であること、里親アセスメントの一環であることを踏まえ、機関として責任を持って対応します。
- ⑤ 研修を開催するフォスタリング機関は受講者全体の様子を把握し、受講者の特に好ましい点や懸念される点があれば、当該受講者の手続きを担当する機関と共有します。
- ⑥ 研修終了後、希望者が作成したレポートを受け取り、内容を確認・把握します。
- ⑦ 実習の受講と家庭訪問について電話や電子メール、LINE等による連絡により、必要な日程調整等を行います。

#### 【フォスタリング機関の事務手続き】

手続き	内容
受講レポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>●希望者等が作成したレポートを受け取り、内容を確認・把握します。</li> <li>●希望者等の疑問等については、任意の方法により、丁寧に補足説明等を行います。</li> <li>●研修を開催したフォスタリング機関は、受講者の特に好ましい点や懸念される点について、担当するフォスタリング機関と共有します。</li> </ul>

#### IV章 里親登録プロセス

手続き	内容
登録前研修（実習）・家庭訪問の日程調整	●電話や電子メール、LINE等による連絡により、実習の受講と家庭訪問について、日程調整をします。

#### (6) 機関内の協議

これまでの面接や研修等を踏まえ、登録手続き・調査を行う担当者及びリクルーターが話し合いのもと作成した「CARE」及び「調査報告書」（原案）に基づき、希望者及びその家庭の強みや課題について明らかにします。

- ① 登録手続き・調査を行っている担当者及びリクルーターは、「調査報告書」（原案）を完成させた上で、フォスタリング機関内において協議（責任者を含む4人以上参加）の場を設け、作成した原案の内容について確認し、「CARE」の内容と照らし合わせながら、里親アセスメントとしてこれまでの調査（研修を含む）で不十分な点、希望者及び希望者家庭の強みや課題（リスク）、課題についてはフォスタリング機関としてどのようにカバーしていくのかという方策やその可能性等について、話し合いを行います。
- ② この際、課題となる点に目が向きがちですが、社会的養育を必要とする様々なこどものニーズを踏まえ、希望者及び希望者家庭の強みとなる点についても十分に議論します。一方で、安全・安心な里親養育を妨げる重大な課題やリスクがないかどうか確認・議論することも大切です。調査担当者が感じる“違和感”については、できるだけそれを言語化するよう努め、“違和感”の背景や意味するところを探ります。
- ③ 「CARE」と「調査報告書」（原案）について、修正が必要な場合は修正します。
- ④ 必要に応じて、追加での面接等の調査（例：希望者等との合同面接、個別面接、家族との個別面接、フォローアップ研修）についても協議を行い、必要な場合は以後の登録手続きの中に組み込みます。
- ⑤ この協議は、実習の受講及び家庭訪問と並行して行うことができることとしますが、第3回面接（振り返り面接）を実施する前までに行います。

#### 【フォスタリング機関の事務手続き】

手続き	内容
「里親家庭調査報告書」（原案） 「里親養育に関するコミュニケーションシート：CARE」	●完成した各資料をもとに機関内で協議を行い、必要な修正を行うとともに、調査が不十分な点を含め、希望者及び家庭の強みと課題、フォスタリング機関としての支援のあり方について検討します。 ●安全・安心な里親養育を妨げる重大な課題やリスクがないかどうか確認・議論します。
追加の面接等の調査	●追加での面接等の調査について協議します。

#### (7) 登録前研修（実習3日間）

希望者は2種類の施設において、計3日間の実習を行います。基礎研修等の受講の有無にかかわらず協力者についても、希望等に応じて実習への参加（希望者と同日に限る）が可能です。参加する場合は、計3日間の実習を行うこととします。

## IV章 里親登録プロセス

- ① フォスタリング機関は、提出された「里親研修申込書」を対象施設に送付し、実習の受け入れを依頼します。施設の了解が得られたらその旨を希望者に伝え、希望者から対象施設に連絡して日程を調整するよう依頼します。
- ② この際、施設による受け入れが可能な候補日を予め把握し、希望者に伝えることで、日程調整が円滑に進むことが考えられます。
- ③ 日程調整の結果を希望者からフォスタリング機関に報告するよう依頼しておきます。2週間が経過しても報告がない場合、フォスタリング機関からフォローの連絡をすることが考えられます。
- ④ 実習は実施施設が行いますが、必要等に応じて、フォスタリング機関の担当者等も時間を合わせて施設を訪問し、実習の様子を直接見て確認することができます。
- ⑤ 希望者が登録前研修（座学）を修了して以降、速やかにこれらの手続きを行います。
- ⑥ フォスタリング機関は、施設から送付される「実習実施報告書」・「里親実習評価票」（施設作成）・「実習受講報告書」（希望者作成）により、希望者の研修修了を確認します。

### 【フォスタリング機関の事務手続き】

手続き	内容
「里親研修申込書」 「個人情報保護に係る宣誓書」	●実習を希望する施設に送付の上、実習担当者に連絡を取り、実習の受け入れを依頼します。 ●希望者に対して、施設に連絡して日程調整をするよう依頼した上で、日程調整の結果について報告するよう伝えておきます。
「実習実施報告書」 「里親実習評価票」 「実習受講報告書」	●実習を行った施設から送付を受けて、受講者の修了を確認するとともに、受講の様子を把握します。

### (8) 家庭訪問

家庭訪問は、フォスタリング機関の担当者とリクルーター（計2名）及び市町村担当職員（通常1名）で、原則として同居する家族全員が在宅の時に実施します。訪問時間の目安は1時間から1時間半程度ですが、家庭の状況に合わせて柔軟に調整します。

なお、市町村職員は里親登録に関する意見書を作成するほか、里親登録後の連携・協力（里親養育や委託となったこどもに関する支援、実家庭への支援、里親ショートステイの推進等）を促進するために同行して訪問を行うものです。

- ① 市町村担当職員に確認したい内容を希望者等から聴取してもらいます。
- ② 家庭内の様子から、希望者の人柄や家庭内の雰囲気を感じることが出来るため、家庭訪問は、希望者を理解するにあたって重要な要素の1つとなり得ます。
- ③ 特別な理由がある場合を除き、希望者及びその家族の了承を得た上で、キッチン、リビング、各居室、浴室・トイレ等の様子について、家庭内全体を希望者に案内してもらい目視して確認します。

## IV章 里親登録プロセス

- ④ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定に基づき、火災報知機の設置状況等の確認を行うとともに、家族内に喫煙者がいる場合は、分煙環境等の受動喫煙対策の状況を確認します。また、犬や猫などのペットを飼育している場合は、飼育状況についても確認します。
- ⑤ また、こどもが委託された場合に心地よく感じることのできる生活空間かどうかということを確認する（肌で感じる）ことも重要です。
- ⑥ 乳幼児の養育を希望する場合は、こどもの生活環境として重要な要素の 1 つであることから、希望者の寝室について必ず確認します。寝室内に入ることまでは要しません。
- ⑦ 特に乳幼児の養育を希望する場合は、乳幼児が生活する場合を想定して危険箇所等を把握します。危険と思われる箇所があれば、想定される具体的な場面（例）を挙げながら留意するよう指導したり、委託の際に具体的な対策が必要となることを確認しておきます。
- ⑧ 家庭内の様子を把握した後、里親登録に関する希望者（夫婦）以外の家族の認識・意向を、直接話をして確認します。
- ⑨ 養子縁組里親を希望している場合で、親族（特に父母）と同居している場合は、家族の意向・認識を把握する際、子育てへの協力についての考えのほか、迎え入れるこどもが親族の一員となる（例えば相続の対象ともなる）ことについてどう考えているか確認します。
- ⑩ 小学生以上のこども（実子等）については、聴取者の人数を絞ったうえで、最低 15 分程度の時間を設けて、原則として個別に、親が里親となることについてどのような説明を受けているか、「里親」とはどのようなことをする人なのか、他の家のこどもを親が預かり一緒に生活することになる場合があることについてどのように感じているか、不安や心配なことはないかなどを聴取します。
- ⑪ なお、第 2 回面接等によるこれまでの調査において、特定のこども（実子等）について、親子関係の課題やこどもの障がい、それらの可能性など、希望者から聞いている事情や様子等で気になることがある場合は、希望者とも相談の上、家庭訪問の時ではなく、別の面接機会を設定すること（例えば、市町村担当者との家庭訪問の直前に個別に面接することを含む）も検討します。
- ⑫ こどもに対して、希望者等が同席する場面で、「親が他の家のこどもを預かった際に、「あなた（達）」のことが世界でもっとも大切だと思う親の気持ちに変わりはないが、親がそのこどもの養育に手を取られて寂しい思いをしたり、こどもが来ることでいろいろと嫌な思いをする可能性がある」ことを話して、嫌なことや辛いことがあれば必ず親に相談するように伝えます。
- ⑬ こどもやその他家族に対して、フォスタリング機関は、こどもが委託される場合に、里親と共に（チームで）こどもを支援する立場であり、里親の養育をサポートする役割があることを説明しておきます。
- ⑭ 具体的には、委託されるこどもと里親及びその家族が良好な関係を築き、それぞれが同じ家庭で暮らすメンバー（家族）として、安全にかつ安心して暮らせるようにサポートすること、心配や不安、嫌なことや困りごとがあれば、いつでも教えてもらいたいこと、必要に応じて個別に話をする機会を作るよう依頼することがあること、を伝えておきます。

### 【フォスタリング機関の事務手続き】

#### IV章 里親登録プロセス

手続き	内容
市町村担当部署への依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村担当部署に対しては、フォスタリング機関から、「調査報告書」(原案)の「1 基礎的事項」等により希望者の情報を事前に提供し、職員の家庭訪問への同行及び意見書の作成・提出を文書により依頼します。</li> <li>●希望者に対しては、これまでの聴取内容について、市町村担当部署に情報提供することを改めて伝え、承諾を得ておきます。</li> </ul>
希望者への依頼事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●希望者に対して、希望者以外の家族から話を聞く(小学生以上のこどもの場合は個別に話を聞く)ことを家族に事前に説明するよう依頼しておきます。</li> </ul>
「間取り図」、「宣誓書」の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭内の様子を確認するため、「間取り図」(設計図の写しなど。手書きでも可)の用意・提出を依頼しておきます。</li> <li>●「宣誓書」は、希望者及び家族(18歳以上)に作成を依頼しておき、訪問時に受け取ります。本籍地は事前に確認の上、漢字や番地を正確に記載するよう依頼します。</li> </ul>
「刑罰証明書」の発行依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「宣誓書」が提出された後、希望者の住所地を管轄する児童相談所(フォスタリング部署・担当者)から、里親希望者等の本籍地市町村(戸籍担当部署)に「刑罰証明書」の発行を文書により依頼します。</li> <li>●里親支援センター等の場合は、「刑罰証明書」の発行を依頼するよう児童相談所に依頼します。</li> <li>●当該市町村から「刑罰証明書」が送付されたら、児童相談所からフォスタリング機関に本紙を手交(又は送付)します。</li> </ul>
その他の提出書類 「里親養育に関するコミュニケーションシート：CARE」 「里親登録申請書」 「収入を証明する書類等」 「写真」及び「里親家庭プロフィールシート」	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次回第3回面接の際に持参するよう依頼します。</li> <li>●写真は「里親家庭プロフィールシート」に添付(又はファイル上で挿入)して提出するよう依頼します。</li> <li>●「CARE」については、里親希望者がそれぞれ、自分たちや家庭に関する自己評価(◎/○/△/×/-)を行い、特に希望者等(家庭)の強みと課題と考える点を中心に、根拠や記述評価等を可能な範囲で記載するよう依頼します。</li> </ul>

#### (9) 第3回面接

登録前研修(実習)と家庭訪問(追加面接等を設定した場合にはその面接等を含む)を終えた後に、機関内での中間協議の内容も踏まえ、希望者の来所又は家庭訪問により担当者とリクルーター(2人)で実施します。第3回面接の目安は概ね1時間半前後です。

振り返り面接についても、協力者の同席が望ましいほか、フォスタリング機関の考え方や希望者家庭の状況により、その他の家族が同席することも考えられます。

## IV章 里親登録プロセス

この面接では、里親養育に活かせること（強み）を確認することで里親養育に対して自信を持ってもらうとともに、課題（リスク）については、それをどのように補っていくのかということを含め、お互いに具体的かつ率直に話し合い、希望者等とフォスタリング機関と一緒に考え、相談する姿勢で臨むことが重要です。

- ① 希望者等及びフォスタリング機関が事前に作成した「CARE」を共有して、効果的・効率的に面接を行います。機関内の中間協議等において見出された希望者等と話し合うべき重要なテーマ等があれば、事前に希望者に伝えた上で、夫婦や家族の間などで事前に話し合いをしてくるよう依頼しておくことが考えられます。
- ② 希望者に登録前研修（座学）及び同（実習）において印象に残っていることをそれぞれ挙げてもらい、必要に応じて、補足説明等を行います。
- ③ 夫婦いずれかの登録の場合、登録しない者（協力者）に対して研修内容等について報告等をしたかどうか、どのような話をしたのか、相手の反応はどうだったのかなどについても聴取します。
- ④ 希望者等及び家庭の強みや課題について、希望者等の認識やフォスタリング機関の認識をそれぞれ CARE の項目ごとに確認・共有します。特に、希望者同士やフォスタリング機関との認識が異なる項目については、それぞれの評価について理由や考え、根拠となる具体的なエピソード等について丁寧に共有をして、相互の理解を深めます。
- ⑤ それぞれの評価等を踏まえ、話し合いにより総合評価を行います。
- ⑥ また、これまでの登録手続きを経て、希望者等の社会的養育が必要なこどもに関する認識や理解、その親や家族に関する認識や理解、自分自身や家族に関する認識や理解等について、その内容がどのようなものか、変化や深まりなどがあつたかどうか、変化等があつたとしたらどのように変わったのかなどを併せて確認します。
- ⑦ その上で、強みについては、里親養育にどのように活かすことができるか、課題については、強みに転換する方策や、フォスタリング機関によるサポートや研修など課題を補完・低減する方策について、話し合います。
- ⑧ この中で特に、こどもと実親の交流への協力（児童福祉法上、協力が求められていること、また、こどもにとって、通常、委託直後から実親との交流が定期的に行われることが望ましいことを、フォスタリング機関がともに交流に協力することと合わせ、改めて説明します）について、どのように理解し、感じているかを確認しておきます。養子縁組里親を希望する場合、実親の存在についてどのように扱っていきたいか、真実告知についてどう臨むか、こどもが大きくなって実親に会いたいと言ったらどう対応したいかなどについて確認します。（養子縁組里親であっても、こどもと実親のつながりをどう維持していくのかという課題とその重要性があることを共有します。）
- ⑨ また、障がいにはいろいろな種類があり、その程度も様々であること、更に社会的養護のこどもについては過去の環境の影響により障がいを持つように見える（適切な養育を受ければ時間はかかっても変化する）ことも多いことを確認した上で、障がい（ここでは明らかな身体的障がいや知的障がい）を持つこども（またはその可能性が考えられるこども）の受託（養育）についての意向も確認しておきます。

#### IV章 里親登録プロセス

- ⑩ 同時に、施設の「実習実施報告書」にこどもの養育等に関して懸念する記載があった場合は、その実情を把握（事前に施設に詳細な内容等について確認）するとともに、フォスタリング機関の中間協議において話し合われた内容等で必要なことについても、確認します。
- ⑪ 最終的に、社会的養育が必要なこどもの受託（養育）について、希望者等の希望や家庭の状況、考えられるフォスタリング機関によるサポート、利用可能な社会資源やネットワーク等について話し合い、養育が可能なこどもの性別・年齢、受託の方法（ショートステイ、レスパイト、一時保護委託等を含む）や期間等を話し合い、チーム養育の今後の方針として共有します。
- ⑫ 養育期間については、委託の（打診）時に見込期間はあっても決定した期間（ショートステイ、レスパイトは除く）ではなく、特に数か月以上の中長期の委託の場合は当初の想定よりも長くなる場合があることを説明しておきます。
- ⑬ なお、短期委託は里親委託以外のこどもの受け入れ（一時保護委託のほかショートステイ・レスパイトの受け入れ含む）、中期委託は概ね1年未満の里親委託、長期委託は1年を超えることが見込まれる里親委託のことを指します。

#### 【フォスタリング機関の事務手続き】

手続き	内容
「里親養育に関するコミュニケーションシート：CARE」共有版の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●希望者等に「CARE」を事前に作成して、面接に持参するよう依頼します。</li> <li>●家庭訪問の際に依頼することが考えられます。シートは、希望により、電子メール等によりファイルを送付することも可能です。</li> <li>●第3回面接で話し合った内容を盛り込み、相互の評価及び総合評価が記載された「CARE」を作成します。作成は面接中に随時行う場合、面接終了後にフォスタリング機関が作成する場合、いずれでも構いませんが、完成したシートは希望者等と必ず共有します。</li> </ul>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭訪問時に依頼した申請に必要な書類を提出してもらい、不足等がないか確認します。不足がある場合は所長面接の際に持参するよう依頼します。</li> </ul>
「里親家庭調査報告書」（最終案）の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3回面接終了後、フォスタリング機関の担当者とリクルーターは、登録前研修（座学・実習）の様子や評価、家庭訪問や第3回面接等で得た情報や話し合った内容（「CARE」の内容等）を盛り込み、「里親家庭調査報告書」（最終案）を作成します。</li> </ul>
「里親家庭調査報告書」（最終案）の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>●フォスタリング機関が作成した「里親家庭調査報告書」（最終案）の内容（「4 調査結果のまとめ（総合評価）」を除く）について、事実の誤りや認識のずれがないか希望者等に確認を求めることができます。</li> <li>●この際、記載内容に大きな誤りがあったり、認識の大きなずれ等があった場合は、改めて面接（方法は任意）を行い、修正や認識のすり合わせを行います。</li> </ul>

### (10) 児童相談所長面接

希望者の住所地を管轄する児童相談所長面接は児童相談所において行い、原則として、これまでの調査に関わったフォスタリング機関の担当者又はリクルーター等（1名以上）が同席します。

児童相談所長の面接は概ね1時間前後とします。

- ① 児童相談所長は「里親家庭調査報告書」（最終案）をもとに、社会的養育を必要とするこどもの一時保護委託や里親委託を行う観点から、希望者等への質問により、特に、児童相談所として感じられる希望者等及びその家庭の強みや課題・懸念点について、確認（又は解消）する観点から必要な事項について質問し、把握するよう努めます。
- ② 質問に対しては、基本的に希望者等が受け答えを行います。フォスタリング機関の担当者等が補足的に説明等することができます。

#### 【フォスタリング機関の事務手続き】

手続き	内容
日程調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>●フォスタリング機関は児童相談所に希望者等と面接の上、意見書の作成を依頼し、児童相談所長面接の日程を調整するとともに、予め、児童相談所のフォスタリング担当部署（担当者）を経由して、「里親家庭調査報告書」（最終案）を児童相談所長に送付（パスワード付きファイルの電子メール送信可）します。</li> <li>●児童相談所長は、フォスタリング機関から送られた「里親家庭調査報告書」（最終案）の記載内容が不十分（調査不足、記載不足等）な場合は、その内容について事前に確認・修正等を求めることができます。</li> <li>●児童相談所長面接が終了した後にその必要性が認められた場合も同様とします。</li> </ul>
「児童相談所長意見書」	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童相談所長は、面接終了後、速やかに「所在地を管轄する児童相談所長意見書」を作成し、フォスタリング機関に送付します。</li> </ul>
「里親家庭調査報告書」の完成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●フォスタリング機関においては、児童相談所長面接の内容や修正等の指摘を踏まえ、必要に応じて希望者にも確認を求めて修正等を行い、「里親家庭調査報告書」完成させます。</li> <li>●里親審査部会での審議及び里親登録について、想定する日程等を知らせます。</li> </ul>

### (11) 長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会における審査

里親登録について審査するため、県では年間6回の里親審査部会を開催しています。

## IV章 里親登録プロセス

フォスタリング機関は登録申請のあった里親希望者に関して、審査部会で審査を行うため、提出書類一式を県庁（児童相談・養育支援室）に送付し、審査部会に出席して説明を行います。

里親審査部会は全てのフォスタリング機関が参加する必要がある場合を除き、審査案件がある場合にセンター長及び調査担当者等が参加します。ただし、審査案件がなくても、里親アセスメントの参考にするため、フォスタリング機関の職員が参加することができます。

- ① フォスタリング機関は、里親審査部会の開催に合わせ、里親希望者から提出のあった申請書類一式、里親家庭調査報告書、意見書、刑罰証明書等について、本紙（写を取得した書類を除く）を県庁（児童相談・養育支援室）へ送付します。  
本紙を提出する書類については、フォスタリング機関ではその写しを保管します。
- ② 里親審査部会当日は、フォスタリング機関の長及び調査を担当した職員が出席し、主として「里親家庭調査報告書」に基づき補足説明を行います。
- ③ 審査結果（答申内容）については、里親審査部会開催日以降、調査を行ったフォスタリング機関の担当者又はリクルーターから里親希望者に連絡します。
- ④ 里親登録（承認）となった場合でも付帯意見が付いた場合のほか、委員からの指摘事項について理由等と合わせて希望者と共有するとともに、再調査や不承認となった場合はその理由を伝えます。特に、不承認となった場合は、県の不承認の決定が通知されたのち、改めて、説明する機会を設けることを約束します。
- ⑤ 再調査となった場合は、機関内で再調査の内容・方法等について協議を行い、希望者に再調査の内容と理由について丁寧に説明した上で再調査を行います。
- ⑥ 再調査を行った場合は、里親審査部会において再審査を行うため、里親審査部会の開催に合わせ、「里親家庭追加調査報告書」その他の関係資料を提出します。

### (12) 登録通知書交付

里親審査部会の答申を受けて、県において里親登録（又は登録不承認）の決定を行います。

決定を受けて、フォスタリング機関では、県（児童相談・養育支援室）から送付される里親登録通知書（又は里親登録不承認通知書）を里親（又は不承認となった希望者）に手交（又は送付）します。

- ① 登録（又は不承認）となった場合、後日、「里親登録（認定）通知書」（又は「里親登録（認定）不承認通知書」）がフォスタリング機関に送付されます。フォスタリング機関は、送付された通知書を登録となった里親（又は不承認となった希望者）に交付（原則として対面により手交）します。
- ② 付帯意見が付されている場合、その内容や理由について改めて説明します。その他、里親審査部会で出された意見・指摘等についても同様に共有します。
- ③ 「CARE」や里親審査部会からの意見等を踏まえ、改めて、当面の里親としての活動について方針を打合せます。
- ④ 里親には、引っ越し（住所）、職業（就労先）、同居家族、里親や家族の健康状態に変更が生じた場合は、フォスタリング機関に連絡するよう依頼します。

#### IV章 里親登録プロセス

- ⑤ フォスタリング機関は、同様に、里親の住所地を管轄する児童相談所（フォスタリング部署・担当者）及び市町村担当部署に里親審査の結果について通知します。  
なお、児童相談所に通知する際は、機関において保管している「里親家庭調査報告書」（写）に登録番号と登録日を補記し、その写しを添付します。
- ⑥ 不承認となった希望者については、できる限り面接の場を設けて通知書を手交して理由等について丁寧に説明します。

## 里親登録申請時の提出書類一式（養育里親・養子縁組里親共通）

里親登録時の提出書類は下記のとおりです。

書類	内容	提出・作成について	児養室	部会
里親登録申請書	●里親登録を申請する	希望者が作成	○	○
履歴書	●高校入学以降の学歴・職歴を記入	希望者・協力者のほか、同居する成人が各自作成	○	○
宣誓書	●里親登録の欠格事由非該当であること等を宣誓（刑罰の照会に関する同意）	希望者・協力者のほか、同居する成人が各自作成	○	—
刑罰証明書	●本籍地の市町村戸籍担当部署にて発行	住所地の管轄児童相談所が文書で発行依頼	○	—
収入等を証明する書類	●主な収入が給与収入の場合、直近3か月の給与明細／直近1回分の賞与明細（いずれも写） ●主な収入が事業収入等の場合、直近の確定申告書類一式（いずれも写） ●その他、収入等の実態に応じて適切な書類（いずれも写）	希望者・協力者が提出 ※必要に応じて、その他の同居成人等が提出 （フォスタリング機関にて確認を行い、手取り収入を適切に把握・理解した場合は県への提出不要）	△	△
間取り図	●家庭内の間取りがわかる設計図・見取り図等	希望者が準備・提出 ※手書きも可	○	○
写真	●人柄・家族の雰囲気・ペットの飼育状況がよく伝わる（よくわかる）写真	希望者・協力者（1枚） 家族全員（集合1枚） 全てのペット（必要枚数）	○	○
里親家庭プロフィールシート	●児童相談所が里親（希望者）家庭の概況を把握することができるシート ※写真を添付する台紙として利用する。	希望者作成	○	○
診断書・健診結果等	●登録希望者が65歳以上の時など、審査において必要な場合	里親登録希望者（必要時）		
里親家庭調査シート	●第2回目面接にあたり、面接・調査の基礎資料となる	登録希望者・協力者（家庭調査報告書への強み・課題等の適切な反映を前提に、県への提出不要。フォスタリング機関が保管する。）	—	—
里親養育に関するコミュニケーションシート：CARE	●里親（希望者）とフォスタリング機関が家庭の強み・課題について評価・共有し、チーム養育の方針を検討する	希望者（協力者）、フォスタリング機関がそれぞれ作成して認識をすり合わせ、共有版を作成 登録以降、随時更新する	○	○
里親家庭調査報告書	●フォスタリング機関が里親登録等にあたり、調査の結果をまとめる	フォスタリング機関が作成	○	○
児童相談所長意見書	●里親登録申請にあたり、面接を行った児童相談所長の里親登録に関する意見	住所地を管轄する児童相談所長が作成・提出	○	○
市町村意見書	●里親登録申請にあたり、家庭訪問を行った市町村の里親登録に関する意見	住所地の市町村が作成	○	○
養育実習実施報告書	●実習を実施した施設が希望者等の実習の様子等を報告	実習を実施した施設が作成	○	○

## 5 里親登録の更新手続きについて

ここでは、里親登録の更新手続きについて記載します。

### (1) 養育里親・養子縁組里親の更新手続き

養育里親及び養子縁組里親名簿の登録は、里親の申請により5年ごとに更新する必要があります。手続きは下記のとおりです。

- ① フォスタリング機関は毎年度4月に、当該年度に登録有効期間が満了する里親をリストアップした上で、リストアップされた里親に対して、登録更新の手続きについて案内します。
- ② 全県単位で行う更新研修の日程が決まり次第、申込手続きを含めて、リストアップされた里親に案内して受講を促します。
- ③ 更新研修の受講は、原則として、有効期間が満了する年度に受講することとします。更新研修は、全県で開催する研修とは別に、フォスタリング機関が独自に（又は合同で）開催することも可能です。
- ④ 里親が登録を更新しないにもかかわらず、フォスタリング機関は登録有効期間が満了する日までに電話や家庭訪問等により、更新の意向を確認します。
- ⑤ 里親が登録を更新する場合は、更新に必要な申請書類等を里親とともに整えます。具体的には、必要な書類提出を求めるとともに、「里親更新家庭調査シート」を用いて、里親（里父母、里親・協力者）との面接により、直近の家庭状況等について確認・把握するとともに、里親等との確認・話し合いにより「CARE」を更新します。
- ⑥ また、現在の「里親家庭調査報告書」について、内容に不明確な点などがあれば、その点について確認・把握します。
- ⑦ 里親が登録を更新しない場合は、「里親登録消除届」（欄外に理由を記載・補記）の提出を求め、フォスタリング機関経由で県（児童相談・養育支援室）に提出します。
- ⑧ 登録を更新する場合、里親の更新研修修了後、フォスタリング機関は、里親の受講状況（受講レポートや研修への参加等により受講状況を把握します）のほか、⑤及び⑥で確認・把握した状況を反映して里親家庭調査報告書を上書きし、登録更新のための里親家庭調査報告書（案）を作成します。なお、新規登録時と同様に当該里親に確認を求めることができます。
- ⑨ 生育歴・生活歴については、里親登録（更新）後5年間の経過（こどもの受託等を含む）について、追記します。
- ⑩ 里親家庭調査報告書（案）を里親の住所地を管轄する児童相談所長に送付（パスワード付きファイルの電子メール送信可）し、意見書の提出を求めるとともに、里親審査部会での審議の必要について協議します。
- ⑪ 里親審査部会で審議を行う必要が考えられる場合は、こどもの養育に影響を及ぼす里親自身や家庭状況の著しい変動等があった場合で、主に次のとおりです。
  - 離婚や協力者の独立、その他同居家族の養育・介護負担の増加等により、家庭内の養育力に大幅な変更が生じたとき

## IV章 里親登録プロセス

- 里親等の転職や離職等により、家計収支の見通しが大幅に悪化したとき
  - 虐待までには至らなくとも、不適切な養育が認められる（た）場合（そのおそれがあると懸念される場合を含む）
  - その他、児童相談所及びフォスタリング機関が必要と認めるとき
- ⑫ なお、児童相談所長は、新規登録時と同様に、フォスタリング機関に対して、里親家庭調査報告書（案）の内容について、追加の調査等による追記や記載内容の修正等を求めることができます。
- ⑬ フォスタリング機関は、申請書類等の必要書類一式を県（児童相談・養育支援室）に提出します。
- ⑭ 提出書類は次のとおりです。
- 里親登録更新申請書
  - 履歴書（勤務先等に変化がある場合）
  - 宣誓書
  - **刑罰証明書**
  - 収入等を証明する書類（勤務先等に変化がある場合など、フォスタリング機関において必要と判断する場合）
  - 間取り図
  - 写真（**里親家庭プロフィールシート**）
  - 診断書・健診結果等（必要な場合）
  - 里親養育に関するコミュニケーションシート：CARE  
※当面の間、更新件数が多いなどの理由により作成・提出が困難な場合は、従前の「評価シート」で代替可
  - 里親家庭調査報告書
  - 児童相談所長意見書
  - 実習実施報告書（更新研修にて実習（1日間）を受講した場合）
- ⑮ 県（児童相談・養育支援室）では、⑩に該当する場合を除き、必要書類提出後、原則として登録を更新します。
- ⑯ ⑩に該当する場合は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会による審査を行い、その意見を踏まえて、更新に関する決定をすることとします。
- ⑰ 県（児童相談・養育支援室）では、更新に関する里親あての通知書をフォスタリング機関に送付します。フォスタリング機関は、県から送付された通知書を里親に交付（手交又は送付）します。

### (2) 専門里親の場合

専門里親の登録は、養育里親の登録を前提としています。専門里親の登録は、2年ごとに更新する必要がありますが、2年ごとに長野県が委託して行う専門里親更新研修の受講を修了することにより、登録を更新します。

## IV章 里親登録プロセス

- ① フォスタリング機関では、当年度に登録有効期間が到来する里親をリストアップする際に、専門里親で前年度に専門里親登録研修（又は更新研修）を受講していない里親を把握します。
- ② 県（児童相談・養育支援室）による案内に応じて、里親は、県が委託して行う専門里親更新研修の受講を申し込みます。
- ③ 具体的には、県では、研修の委託先（令和7年度時点：早稲田大学社会的養育研究所）から専門里親更新研修の開催案内がなされたら、速やかにフォスタリング機関へ案内を転送し、専門里親更新研修の申込手続きについて、フォスタリング機関から受講対象となる里親へ案内した上で、申込書類を提出するよう里親に依頼します。
- ④ 2年度続けて更新研修を受講しない里親については、専門里親について、里親登録抹消届（欄外に理由を記載・補記）の提出を依頼します。
- ⑤ フォスタリング機関は、里親から提出された申込書類（又は里親登録抹消届）を児童相談・養育支援室へ転送します。
- ⑥ 研修の委託先から里親の研修修了の報告がなされたら、県（児童相談・養育支援室）では、研修を修了した里親について専門里親の登録更新を決定し、里親の研修修了を証する書類（写）等と合わせ、更新に関する通知書をフォスタリング機関に送付します。フォスタリング機関は、県から送付された通知書を里親に交付（手交又は送付）します。

## 6 登録事項の変更、登録削除の手続きについて

ここでは、里親登録事項の変更、登録削除の手続きについて記載します。

### (1) 登録事項の変更について

里親登録申請書に記載する事項（氏名、住所、職業、同居する家族）について、変更が生じた場合は、里親は変更を届け出る必要があります。

- ① フォスタリング機関は、里親の氏名、住所、職業、同居する家族について里親登録後に変更を把握した場合、里親に里親登録事項変更届（欄外に変更の理由を記載・補記）の提出を求めます。
- ② 里親はフォスタリング機関に里親登録事項変更届を提出し、フォスタリング機関は県（児童相談・養育支援室）へ送付します。
- ③ なお、例えば、「会社員」の里親が新たな会社に転職する場合、フォスタリング機関は当該転職を把握する必要がありますが、里親登録事項変更届の提出は不要です。
- ④ 成人が新たに同居する場合は、履歴書、宣誓書の提出を依頼し、登録時と同様に児童相談所（フォスタリング部署・担当者）に依頼して刑罰証明書を取得し、里親登録事項変更届に添付して提出します。

### (2) 登録削除の手続きについて

## IV章 里親登録プロセス

里親（登録）をやめる場合や里親・同居人が欠格事由（児童福祉法第34条の20）に該当するに至った場合、里親は里親登録消除申出書を県（児童相談・養育支援室）に提出する必要があります。

また、里親が死亡した場合は、里親の法定相続人が里親死亡等届を県（児童相談・養育支援室）に提出することとします。

- ① 里親（又は法定相続人）は、里親登録を消除するにあたり、里親登録消除申出書（又は里親死亡等届）をフォスタリング機関に提出します。この際、死亡の場合を除き、欄外に消除の理由を記載（又は補記）します。
- ② フォスタリング機関は、提出された文書を県（児童相談・養育支援室）に転送します。
- ③ 県（児童相談・養育支援室）では、里親登録解除通知書を発行してフォスタリング機関に送付します。
- ④ フォスタリング機関は、送付された里親登録解除通知書を元里親に手交又は送付するとともに、元里親の住所地を管轄する児童相談所（フォスタリング部署）及び市町村担当部署に登録解除について通知します。

## 7 種別の追加登録手続きについて

ここでは里親種別を追加する場合の手続きについて、場合ごとに記載します。

### (1) 養子縁組里親が養育里親を追加する場合

養育里親としてこどもの里親委託を受けるには、養育里親名簿に登録されていることが必要です。

養子縁組里親が養育里親を追加する場合、フォスタリング機関は、その動機を把握した上で、こどもの家庭復帰への協力等の養子縁組里親と養育里親の違いについて里親が十分理解しているかを確認し、追加登録の手続きを行います。

具体的には、児童相談所（措置部門）やフォスタリング機関と協働して、パーマネンシー保障の観点から、こどもの親や家族、親族等との関係の再構築にも積極的に配慮して養育する意思があることを、里親本人だけではなく、同居する家族の意向も確認して、里親とともに下記のとおり手続きを行います。

- ① 養育里親を追加するとの判断に至った経緯については、面接（担当者2名以上）により養子縁組里親登録を行った際の「里親家庭調査シート」をもとに、その後、どのようなことをきっかけにして、どのような気持ちや考えの変化があったのか、確認します。変化があった部分については、現行の「里親家庭調査シート」について、任意の方法で追記・修正を施します。
- ② 養育里親・養子縁組里親登録の更新時と同様に、直近の家庭状況についても併せて確認を行います。
- ③ 養育里親種別を追加するにあたり、基礎研修と登録前研修（実習）については免除します。登録前研修（座学）の2日間は改めて受講することとします。なお、養子縁組里親

## IV章 里親登録プロセス

登録後の情勢の変化等により、基礎研修や登録前研修（実習）を受講の方がよいと考えられる場合は、里親とフォスタリング機関が相談の上、受講することが可能です。

- ④ 養育支援や事前の相談等により家庭内の状況や家族の意向が把握されている場合もあり、追加登録に際して、**家庭訪問を必ず行うことにはしませんが**、「CARE」については、面接（担当者2名以上）により里親とともに更新作業を行います。
- ⑤ 「里親家庭調査報告書」（案）を作成した上で、里親の住所地を管轄する児童相談所長の面接については新規登録と同様に実施します。
- ⑥ フォスタリング機関は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会の開催に合わせて、里親希望者から提出のあった申請書類一式、里親家庭調査報告書、意見書等について、本紙（写を取得した書類を除く）を県庁（児童相談・養育支援室）へ送付します。
- ⑦ 提出書類は次のとおりです。
  - 里親登録申請書
  - 履歴書（勤務先等に変化がある場合）
  - 収入等を証明する書類（勤務先等に変化がある場合など、フォスタリング機関において必要と判断する場合）
  - 間取り図
  - 写真（**里親家庭プロフィールシート**）
  - 診断書・健診結果等（必要な場合）
  - 里親養育に関するコミュニケーションシート：CARE
  - 里親家庭調査報告書
  - 児童相談所長意見書
- ⑧ 以降の手続きは、新規登録時と同様です。
- ⑨ なお、登録の有効期限は、養子縁組里親の登録期限に合わせます。

### (2) 養育里親が養子縁組里親を追加する場合

養子縁組里親として、こどもの里親委託を受けるには、養子養育里親名簿に登録されていることが必要です。

養育里親が養子縁組里親を追加する場合、フォスタリング機関は、その動機を把握した上で、養子縁組里親であってもこどもを抱え込むことなく、実親等とのつながりにも配慮しながらこどもを養育する必要があることを里親が十分理解しているかを確認し、追加登録の手続きを行います。

具体的には、こどもの望ましい成長・発達を促すため、里親委託解除後も児童相談所（措置部門）やフォスタリング機関その他の地域の関係機関と相談をしながら支援を受けながら、こどもを養育する意思があること、真実告知などこどもと実親等とのつながりにも配慮する意思があることを、里親本人だけではなく、同居する家族の意向も確認して、里親とともに下記のとおり手続きを行います。

なお、養育里親に委託されているこどもについて、委託後の親権者の意思の変化等により、養子縁組里親委託に切り替える必要が生じた場合、こども及び委託を受けている養育里親が養子縁組を望む場合には、当該委託を養子縁組里親委託に切り替えることができることとしま

## IV章 里親登録プロセス

す。この場合、児童相談所の援助方針会議において切り替え（措置変更）を決定した翌月（会議が1日の場合は当月）から里親手当は支給されないことを里親に説明します。

また、児童相談所の援助方針が養子縁組里親への委託であるものの、こどもの状態（明らかな障がいなど）などにより、県内の養子縁組里親のなかではこどもの委託先が見つからない場合であって、養育里親のなかで当該こどもの養子縁組を希望する養育里親がいる場合は、この養育里親へ養子縁組里親委託をすることができることとします。

- ① 手続きは、養子縁組里親が養育里親を追加する場合と同様です。

### (3) 養育里親が専門里親を追加する場合

専門里親は、次のようなこどものうち児童相談所長がそのこどもの養育に関して特に支援が必要と認めたこどもを養育する里親として、養育里親名簿に登録された里親です。

- こども虐待等の行為により心身に有害な影響を受けたこども
- 非行のある若しくは非行に結び付くおそれのある行動をすることも
- 身体障がい、知的障がい若しくは精神障がいがあるこども

専門里親として登録することができる養育里親の要件は、次のとおりであり、すべてを満たす必要があります。

- ① 次のいずれかに該当すること
  - ア 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有すること。
  - イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたものであること。
  - ウ 都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者であること。
- ② 専門里親研修を修了していること
- ③ 委託児童の養育に専念できること

3つ目の要件である委託児童の養育に専念できるという状態は、必ずしも、仕事をしてはならないということではありませんが、委託されたこどもの養育や支援において、必要な時には仕事よりも優先して養育や支援のための時間を確保することができなければなりません。

このため、一般に、夫婦で里親登録をしている場合であっても、専門里親を追加登録するのはいずれか1名であるのが実情です。

また、専門里親登録が追加された場合、現在、委託されているこどもについて、自動的に専門里親委託に措置変更されるべきものではありません。

追加登録に際して、里親が誤った期待を抱かないように留意してください。

## IV章 里親登録プロセス

なお、専門里親の追加登録のためには、上記のとおり専門里親研修の修了が1つの要件となりますが、予算の範囲内での研修への派遣となるため、追加登録の希望が多い場合は、県（児童相談・養育支援室）による調整が必要となります。

- ① 上記要件の①及び③を満たす養育里親から専門里親の追加登録の希望があった場合、面接（担当者2人以上）により、追加登録を希望する理由や背景を確認します。
- ② フォスタリング機関では、把握した理由・背景も踏まえ、当該里親の最新の「CARE」により、機関内で当該養育里親が専門里親の追加登録が適当かどうか検討を行います。
- ③ 里親の住所地を管轄する児童相談所やこどもを委託している児童相談所の意見を求めるとともに、必要に応じ、合同で検討することも考えられます。
- ④ その上で、専門里親の趣旨と登録要件を踏まえ、「CARE」を参照しながら、里親（里父母、里親及び協力者）と一緒に、専門里親として実際に期待される養育が可能かどうか、委託されたこどもの家庭環境の調整にも協力ができるかどうかを検討します。
- ⑤ この際、養育里親・養子縁組里親登録の更新時と同様に、直近の家庭状況についても併せて確認を行います。
- ⑥ 県（児童相談・養育支援室）では、研修の委託先（令和7年度時点：早稲田大学社会的養育研究所）から専門里親研修の開催案内がなされたら、速やかにフォスタリング機関へ案内を転送します。話し合いにより、専門里親登録を追加する方針が決まった場合、案内に応じて、里親が専門里親研修の受講を申し込みます。
- ⑦ 専門里親を追加登録する里親は、1泊の宿泊を含む7日間の実習を受講する必要があります。フォスタリング機関では、県（児童相談・養育支援室）に相談の上、専門里親研修修了後に、当該実習が実施されるよう調整を図ります。
- ⑧ 専門里親研修（実習を含む）を修了したのち、里親家庭調査報告書（案）を作成し、里親の住所地を管轄する児童相談所長の面接について、新規登録と同様に実施します。
- ⑨ フォスタリング機関は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会の開催に合わせ、里親希望者から提出のあった申請書類一式、里親家庭調査報告書、意見書等について、本紙（写を取得した書類を除く）を県庁（児童相談・養育支援室）へ送付します。
- ⑩ 提出書類は次のとおりです。
  - 里親登録申請書
  - 履歴書（勤務先等に変化がある場合）
  - 収入等を証明する書類（勤務先等に変化がある場合など、フォスタリング機関において必要と判断する場合）
  - 間取り図
  - 写真（里親家庭プロフィールシート）
  - 診断書・健診結果等（必要な場合）
  - 里親養育に関するコミュニケーションシート：CARE
  - 里親家庭調査報告書
  - 児童相談所長意見書
- ⑪ 以降の手続きは、新規登録時と同様です。

## 8 フォスタリング機関の担当変更について

里親の転居や地域における里親養育の体制強化等により、里親とチームで養育するフォスタリング機関（里親の担当フォスタリング機関）を変更する場合の手続き等については、下記のとおりです。

### (1) 担当の変更が考えられる場合

- 里親がフォスタリング機関の担当地域から地域外に転居する場合
- 里親養育の体制強化を目的として、児童相談所が担当する養育里親を新たに里親支援センター等の民間フォスタリング機関が担当する場合
- 養子縁組里親が養育里親の種別を追加するのに合わせ、追加手続き以降、新たに里親支援センター等の民間フォスタリング機関が担当する場合
- その他の必要な場合

### (2) 変更の流れ

- 担当の変更は、里親及び新旧の各フォスタリング機関の合意を前提とします。
- なお、当該里親が現在こどもの委託を受けている場合は、児童相談所の同意も必要となります。
- 少なくとも1回は、3者による変更理由・目的や3者の合意について確認するための対面の打合せ機会を持ちます。（こどもの委託を受けている場合、児童相談所も打合せに参加することが望ましい。）
- これまでの担当フォスタリング機関から、新しい担当フォスタリング機関に対して、過去の里親登録・認定関係の書類一式（すべて写し）を引き継ぐとともに、文書及び対面の引き継ぎの打合せを設定し、当該里親の過去のこどもの受託歴やチーム養育の履歴の概要（当該里親の強みや課題、フォスタリング機関による必要な研修・サポート等を含む）を共有します。

これらは、上記の3者の打合せと同時に行うことも可能です。

### (3) 留意事項

- 里親の転居によりフォスタリング機関の担当地域を外れる場合、転居先の地域や里親とフォスタリング機関との関係性、委託されているこどもがいれば当該ケースの状況等により、一律に担当変更をする必要はありません。
- 「長野県社会的養育推進計画」（令和7年3月策定）では、民間フォスタリング機関（里親支援センター）は、主に新しく開拓した養育里親のフォスタリング業務を一貫して担う方針を示しています。一方、民間フォスタリング機関に対する里親の期待も大きいことから、当該方針を踏まえつつ、児童相談所から民間フォスタリング機関への担当変更を従来より積極的に考慮することとします。
- この場合、里親支援センター等のリクルート及び担当里親数の実績や今後の見込み、里親支援センター等の負担等を考慮した上で、計画的な移行に努めることとします。

## 9 参考

【表1】アセスメントの観点・CARE項目対応表

アセスメント 観点 (要旨)	主対応 CARE 項目	副対応 CARE 項目	補足 (狙いと視点)
① こどもを家族の一員として迎え入れ、粘り強く養育できる	C1：里親という生き方の選択（里親制度への理解と動機） C4：子どもの受け入れに必要な準備と影響への対処 E18：長期的な関係の維持・構築（子どものパーマネンシー保障）	C2：里親養育の質の向上と拡大への志向 R11：家族や親族の理解と協力 R12：養育のための時間の確保 R13：社会的なネットワーク	C1の「家族の一員」志向とE18の長期関係を核に、C4の準備とR11/12/13で持続性を担保。
② こどもの立場に立ち、感情や考えを察して対応できる	E17：個別化された養育（子どものアタッチメント形成・治療的養育） C5：多様性の理解と人権の尊重 R15：子どもに関わる姿勢	C1：里親という生き方の選択（里親制度への理解と動機） E18：長期的な関係の維持・構築（子どものパーマネンシー保障）	E17の治療的養育（背景理解）、C5の人権尊重、R15の子ども志向で一貫性・整合性を確認。
③ 自己覚知（感情に飲み込まれず、客観視できる）	A10：自己の理解と柔軟性	A6：家族の構成と安定性	A10（自己理解・情動調整）が中心。A6（家族機能）にも反映。
④ 専門的な知見の必要性を理解し、継続的に学ぶ姿勢がある	C2：里親養育の質の向上と拡大への志向 E16：チーム養育と連携・協力 E17：個別化された養育（子どものアタッチメント形成・治療的養育） E19：守秘義務と記録保持	R14：子育ての経験等 E20：里親養育歴	C2の学習志向を起点に、E16/17/19で専門性の実装。R14/E20は経験の実績。
⑤ 根拠のある助言・指導に素直に耳を傾けられる	E16：チーム養育と連携・協力 C2：里親養育の質の向上と拡大への志向	A10：自己の理解と柔軟性	E16の協働基盤とC2の改善志向。A10は受容の素地。
⑥ 柔軟に調整・変更ができ、必要時に自ら相談できる	A10：自己の理解と柔軟性 E16：チーム養育と連携・協力 R13：社会的なネットワーク	R12：養育のための時間の確保 C4：子どもの受け入れに必要な準備と影響への対処	A10の柔軟性とE16の相談行動とR13の資源活用で運用面を確保。
⑦ 誠実なコミュニケーションができる	E16：チーム養育と連携・協力 C5：多様性の理解と人権の尊重	A6：家族の構成と安定性	E16の対人協働スキルとC5の誠実・尊重。
⑧ 夫婦（家族）間の良好なコミュニケーションと協力がある	A6：家族の構成と安定性 R11：家族や親族の理解と協力	C4：子どもの受け入れに必要な準備と影響への対処 A9：生活環境・住環境	A6の家族機能とR11の家族協力を核に、C4（受け入れ準備やA9（住環境）での調整行動を確認。

【表2】 CARE 項目に関する情報と里親家庭調査報告書への記載箇所

CARE	CARE 定義 (要約)	把握先① : 調査シート	把握先② : 面接・訪問・研修等	報告書の主な記載箇所
1	里親という 生き方の選 択	個別 2-5: 登録理 由・動機/受け入 れたい養育のイメ ージ	個別 2-4: 生育歴上の価値観 /CARE 問い C-1	里親を希望する理由・ 考え・意欲
2	質の向上・ 拡大への志 向	-	研修への参加状況・姿勢 /CARE 問い C-2: 研修・同士の交流 の参加意向	研修受講の履歴・様子 等/社会的養育の担い 手としての理解・適格 性
3	里親養育に 関する考え (合理性)	個別 2-5: 受入れ可 能な性別・年齢・ 期間・特別ニーズ と理由	CARE 問い C-3: 条件超過時の考え	受託可能な子ども及び 家庭状況との適合
4	受入れ準備 と影響への 対応	個別 2-5: 迎え入れ 後の養育像・家庭 への影響・不安	共通 2-3: 同居家族の関係 /CARE 問い C-4	受託可能な子ども及び 家庭状況との適合 (特別ニーズ含む)
5	多様性理解 と人権尊重	-	CARE 問い C-5: 多様性・人権に関 する姿勢 (具体事例)	社会的養育の担い手と しての理解・適格性
6	家族の構成 と安定性	共通 2-3: 同居家族 の状況	家庭訪問 (面接) による把握 共通 2-3: 別居親族との関係・交 流	家族の関係・状況/地 域での社会的関係
7	健康状態	個別 2-5: 現在治 療・過去治療・定 期受診・喫煙/飲 酒	-	健康状態等
8	経済的な状 況	共通 2-2: 収入・支 出 (月/年)・資 産・負債	共通 2-2: 将来の見通し (面接)	経済状況 (実収入/実 支出/資産・負債/安定 性)
9	生活環境・ 住環境 (安 全含む)	共通 2-2: 住宅 (間 取り・火災警報 器・ペット)、近 隣施設	家庭訪問による把握	住居の状況/地域環境 /室内の状況
10	自己理解と 柔軟性	個別 2-4: 生育歴 (出来事・意味づ け)	個別 2-5: 自他評価の長所短所・ ストレス対処 (面接で言語化)	社会的養育の担い手と しての理解・適格性
11	家族・親族 の理解と協 力	共通 2-3: 登録への 意見・支援可能性	個別 2-5: 家族内役割分担や協力 (面接)	家族・親族の関係・状 況/社会的ネットワー クの状況
12	養育のため の時間の確 保	共通 2-1: 就業時 間・休日・残業/ シフト・出退勤・ 通勤	個別 2-5: 家事/育児/介護の負担 と両立計画 (面接)	就業時間/社会的養育 の担い手としての理 解・適格性
13	社会的ネッ トワーク	共通 2-1: 職場の理 解・制度 (働きや すさ等)	個別 2-5: 里親仲間・地域/趣味の つながり (面接)	社会的ネットワー クの状況
14	子育ての経 験等	個別 2-5: 実子の養 育状況	個別 2-5: 職務・ボランティアそ 他の子育て経験 (面接)	児童養育の経験及び知 識、子どもとの関わり

#### IV章 里親登録プロセス

CARE	CARE 定義 (要約)	把握先① : 調査シート	把握先② : 面接・訪問・研修等	報告書の主な記載箇所
15	子どもに関わる姿勢	-	実習での様子 /個別 2-5: 想定する養育・子どもの養育についての考え (面接)	研修受講の履歴・様子等/こどもの養育・支援等の経験・知識
16	チーム養育と連携・協力	-	登録手続きを通じたフォスタリング機関との連携・協力 /研修・実習での様子	社会的養育の担い手としての理解・適格性
17	個別化された養育 (治療的養育)	-	個別 2-5: 養育についての考え・実子の養育状況 (面接) /実習での様子	社会的養育の担い手としての理解・適格性
18	長期的関係の維持・構築	-	個別 2-5: 実親交流・長期関係の価値 (面接) /研修等の参加レポート	社会的養育の担い手としての理解・適格性
19	守秘義務と記録保持	-	個別 2-5 情報管理・SNS の扱い (面接) /研修等の参加レポート	社会的養育の担い手としての理解・適格性
20	里親養育歴	-	過去の委託経験・学び	こどもの養育・支援等の経験・知識

#### ○参照・参考文献

「2023 年度フォスタリング・アセスメントに関する報告書」  
(2024 年 8 月 早稲田大学総合研究機構 社会的養育研究所)  
<https://waseda-ricsc.jp/content/uploads/2025/02/970856b923e3e90483db07363d606830.pdf>

「アセスメント・マッチングシートガイドライン」(令和 8 年 3 月※予定)

「里親制度の運営について」(厚生労働省 最終改正令和 5 年 3 月 28 日)  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a23cc922-6f03-41a4-a39d-c7bdadaf7adf/8b17a197/20250319\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_tsuuchi\\_20.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a23cc922-6f03-41a4-a39d-c7bdadaf7adf/8b17a197/20250319_policies_shakaiteki-yougo_tsuuchi_20.pdf)

「里親の登録業務の適正な実施について」(平成 30 年 3 月 9 日付け 厚生労働省)  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a23cc922-6f03-41a4-a39d-c7bdadaf7adf/17a88bd9/20250319\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_tsuuchi\\_21.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a23cc922-6f03-41a4-a39d-c7bdadaf7adf/17a88bd9/20250319_policies_shakaiteki-yougo_tsuuchi_21.pdf)

「里親制度の円滑な実施について」(令和 6 年 9 月 12 日付け こども家庭庁)  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a23cc922-6f03-41a4-a39d-c7bdadaf7adf/bb88b79a/20250319\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_tsuuchi\\_26.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a23cc922-6f03-41a4-a39d-c7bdadaf7adf/bb88b79a/20250319_policies_shakaiteki-yougo_tsuuchi_26.pdf)

## V章 里親委託とこどもの移行

本章では、QPI の理念と実践ポリシーを参考に、里親養育における代替養育を必要とするこどもと里親とのマッチングとこどもの移行について、標準的な考え方とその手続きを明確化することで、こどもに家庭環境での成長機会を提供するとともに、こどもの負担の軽減と里親養育の安定を目指します。

### 1 原則となる考え方

#### (1) こどもの最善の利益と発達ニーズを中心に据える

- ① すべての判断、決定、対応、支援は、こどもの安全、アタッチメント形成によるよりよい発達の促進、長期的な関係性（パーマネンシー）の保障、すなわち、こどもの安全・安心な生活とそうした環境下での成長を最優先に考えます。
- ② 科学的根拠（アタッチメント理論、発達心理学、脳神経学 等）に基づく専門的な知見を踏まえ、関係者が共通して「自分のこどもだったら？」という視点で、丁寧な対話や対応を心がけ、短期的な便宜ではなく、こどもの長期的な安定を重視します。

#### (2) 協働・コミュニケーション・継続性（3C）の徹底

- ① こどもの親、里親、施設職員、児童相談所及び市町村職員、その他の専門職が早期から協働し、適切に情報共有を図り、それぞれの役割を分担します。
- ② こどもへの説明は発達段階に応じて具体的・個別的（ナラティブ）に行い、これまでの関係（アタッチメント関係等）を断つのではなく「追加」する視点で支援します。

#### 【3Cとは？】

協働 (Collaboration)	<b>【意味】</b> 関係者（行政、児童相談所、里親、施設、医療、学校など）が、子どもの最善の利益を共有し、役割を尊重しながら協力すること。 <b>【ポイント】</b> 情報共有・意思決定の透明性・チームとしての一体感。
コミュニケーション (Communication)	<b>【意味】</b> 関係者間で、正確でタイムリーな情報交換を行い、誤解や不安を減らすこと。 <b>【ポイント】</b> 双方向性・分かりやすさ・信頼関係の構築。
継続性 (Continuity)	<b>【意味】</b> こどもにとって養育環境や支援が途切れず、安定した関係が維持されること。

	<b>【ポイント】</b> 養育者の頻繁な変更を避ける・支援体制の持続・長期的視点での計画。
--	---

### (3) 当事者中心の支援（こどもとその家族の声を尊重）

- ① こどもを措置する児童相談所は、こどもと家族（血縁家族のほか里親家族等を含む）の意向・感情・文化的背景・地域的なつながりを尊重し、意思決定のプロセスを透明化するとともに、これらの当事者がプロセスに参加する機会を保障します。
- ② 面会や交流、移行の計画は、画一的に対応するのではなく、こどもの反応や親の準備状況を踏まえて柔軟に調整します。ただし、こどもの反応については、表面的な反応のみで判断するのではなく、こどもの生育歴や置かれている環境を踏まえ、こどもの Views（どう見えてどう感じているか）を十分に考慮します。

### (4) 計画性と予測可能性の確保

- ① 面会や交流、移行、支援は「計画的」であることを原則とし、突然の変更や不意打ちを避けます。
- ② 児童相談所は、事前の説明、段階的な移行、定期的な応援ミーティング等を通じて、こどもと家族に予測可能性を提供します。

### (5) 里親への継続的サポートと専門性強化

- ① 里親は里親養育の中心であり、フォスタリング機関は里親に対して養育に関する専門的なサポート、スーパービジョン、コーディネーション、ピアサポート等を体系的に提供します。
- ② 里親は、こどもの行動理解（問題行動をこどもからの「メッセージ」と捉える）を深めて治療的養育を提供するよう努め、フォスタリング機関等の関係機関はその知識とスキルの向上を促進します。

## 2 「安心」とは？

“安全・安心”という言葉を使うことがありますが、安全と安心はイコールではありません。“安心”の基盤は、3つの要素で捉えることが可能です。里親養育の文脈では、当事者であるこどもとその親、さらに里親にとってこの3要素が揃うことで、安定した養育環境が形成されやすいと考えられます。

### (1) 安全であること (Safety)

外部からの脅威やリスクが低く、身体的・心理的な危険がない状態です。

例：虐待や事故のリスクがない環境。

### (2) コントロール可能なこと (Control)

## V章 里親委託とこどもの移行

自分の行動や選択が結果に影響を与えられる感覚です。完全な支配ではなく、少なくとも部分的に状況を調整できることが必要です。

例：子育てに関する意思決定に参加できる。

### (3) 予測ができること (Predictability)

次に何が起るか、ある程度見通しが立つこと。不確実性が低く、ルールや手順が明確であること。

例：制度や支援の流れが分かりやすく説明されている。

#### 【安心の3要素とこどものアタッチメント】

安心の3要素	アタッチメントの側面
安全 (Safety)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安定した養育者は「安全基地」となり、子どもは危険や不安を感じたときに安心して戻れる存在を持つことができる。</li> <li>○身体的・心理的な危険（恐怖・不安）が低減し、探索行動や発達が促進される。</li> </ul>
コントロール可能なこと (Control)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○養育者が感情調整を支援することで、子どもは自己調整（self-regulation）を学び、内的状態をコントロールできるようになる。</li> <li>○ストレス耐性が高まり、行動や選択に主体性を持てる。</li> </ul>
予測ができること (Predictability)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一貫した応答と安定した関係により、子どもは「次に何が起るか」を予測でき、安心感が増す。</li> <li>○不安や混乱が減り、信頼関係が強化される。</li> </ul>

## 3 アセスメントについて

こども家庭福祉におけるアセスメントとは、こどもと家庭の状況を総合的に理解し、強み（ストレンクス）やニーズ（リスク・課題を含む）を整理したうえで、どのような支援や養育が必要かを考え、具体的な方針を立てるための循環的なプロセスです。

そのために、過去と現在の情報を集め、背景要因を探り、仮説を立てながら分析し、将来の変化や影響を予測します。アセスメントは一度きりではなく、支援の過程で見直ししながら進める、継続的な取り組みです。

### (1) アセスメントのプロセス

プロセス	内容
①情報を集める	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こどもや家庭の状況、過去の経過、養育環境、関係機関の記録などを幅広く収集する。</li> <li>○不足情報や確認すべき事項を明確にする。</li> </ul>

②強み・ニーズを探索する	○収集した情報をもとに、強みやニーズ（リスク・課題を含む）を意識的に探し、仮説を立てる。 ○「何がうまくいっているか」「どこに困難があるか」を見極める。
③背景を理解する	○強みやニーズ・課題が「なぜ」あるのかを考え、生育（養育）歴や家族関係など背景要因を把握する。 ○こども（家族）の行動や反応は、過去の養育環境（人生）を生き抜いてきた結果であることを踏まえる。
④支援や養育の方向性を決める	○「どんな支援が必要か」「どんな養育が望ましいか」を具体的に考える。 ○こども・家族の強みを活かし、リスクや課題を軽減する視点で方法を検討する。
⑤実施後の見直し（仮説検証）	○支援を実施したら、変化を評価し、背景や仮説を再検討する。 ○必要に応じて方針を修正し、継続的にアセスメントを行う。
⑥記録・共有	○判断の根拠や支援方針を記録し、支援・養育において連携・協働する関係機関と共有する。 ○支援・養育の当事者であるこどもや保護者への説明責任も果たす。

## (2) アセスメントにおける留意事項

### ① なぜ循環的なのか？

- こどもや家庭の状況は固定的ではなく、支援・養育により変化する。
- 背景要因を理解しないと、効果に乏しい表面的な対応に終始し、課題の根本的な改善につながらない。**
- アセスメントは「情報収集→分析→方針決定」だけでなく、「仮説形成→検証→再構築」を繰り返すプロセス。

### ② こども中心の視点

- こどもの最善の利益の保障が基軸になるが、その利益の内容を明確化する。

#### 【最善の利益を構成する内容（例）】

人としての尊厳の保持、安全、アタッチメント形成、健康、よりよい成長と発達、家族をはじめとする人・もの・地域とのつながり、長期的・永続的な人間関係

- 「こどもにとって質の高い養育とは何か」を具体的に考え、支援方針に反映する。

### ③ チーム養育と情報共有

- 里親養育はチーム養育（児童相談所、里親・フォスタリング機関）が基本となる。
- 最善のチーム養育を実現するためには、同じ情報を共有した上で、同じ支援・養育方針のもとそれぞれの役割を果たすことが不可欠。

### ④ 当事者参画

- 安心の構成要素（安全、コントロール可能、予測ができる）を踏まえ、こどもや親などができる限り意思決定（意思決定の前提としての情報共有）に関わる機会を保障する。

## V章 里親委託とこどもの移行

- ある研究では、幸福感に与える影響力において、健康、人間関係に次ぐ要因として、所得、学歴よりも「自己決定」が強い影響を与えることが示されている。

### (3) ニーズの構成要素

ニーズ	内容の例示
①安全に関するニーズ	<ul style="list-style-type: none"><li>虐待やネグレクトの防止</li><li>暴力や危険からの保護</li><li>安定した生活環境の確保</li></ul>
②養育に関するニーズ	<ul style="list-style-type: none"><li>愛着形成や情緒的安定</li><li>発達に応じた適切な養育</li><li>親の養育力の補強</li></ul>
③健康・発達に関するニーズ	<ul style="list-style-type: none"><li>身体的健康(医療・栄養)</li><li>精神的健康(メンタルケア、トラウマインフォームドケア)</li><li>発達支援(言語・認知・社会性)</li></ul>
④教育・学習に関するニーズ	<ul style="list-style-type: none"><li>学校へのアクセス</li><li>学習支援や特別支援教育</li><li>社会的スキルの習得</li></ul>
⑤社会的関係・安定に関するニーズ	<ul style="list-style-type: none"><li>家族との関係維持(可能な場合)</li><li>ピア関係や地域とのつながり</li><li>安定した居住・生活・所属の基盤</li></ul>
⑥将来に向けたニーズ	<ul style="list-style-type: none"><li>自立支援(生活スキル、職業準備)</li><li>継続的なサポート体制</li><li>長期的な人間関係の保障</li></ul>

## 4 児童相談所による里親委託の検討

代替養育を必要とする全てのこどもについて、「家庭養育優先の原則」に則り、原則として、里親等への委託の可能性を検討します。とりわけ乳幼児期はアタッチメント形成の基盤となる時期であり、短期(数か月)の施設入所や医療的ケア等の特別なニーズがある場合を除き里親等委託を原則とします。

以上の原則は、施設に現在措置されているこどもについても適用されます。

### (1) アセスメントと里親等委託の検討

- ① 児童相談所は、担当するこどもについて、「家族交流開始及び家庭復帰を判断するためのアセスメントリスト・シート」等を用いたアセスメントにより措置(親子の分離支援)の必要性(又はその可能性)が認められた段階において、こどもの里親等委託について検討します。
- ② 具体的には、「子どもの里親等委託に関するニーズ検討シート」を用いるなどして、こどもとその家族についてアセスメントを行います。(こどもの現在状態・特徴やその背景となる生育歴・経験、こどもと家族の意見・意向、家族の状況の整理、これらを踏ま

## V章 里親委託とこどもの移行

えた里親養育への期待、児童相談所やフォスタリング機関によるこども・里親等への必要なサポートの検討を行います。)

- ③ その上で、里親等委託の可能性（里親養育が望ましい（その場合は〇〇の条件が必要等）、里親養育は不適當（施設養育が適當））について判断します。マッチングを待たず里親等委託が不可との判断をする場合は、こども及びその親への説明責任において、その根拠について明確化する必要があります。
- ④ 施設における養育が適當な場合（里親養育が適當ではない場合）は、主として以下の場合です。

・ 小学生以上のこどもで情緒や行動上の問題が大きいなど、質の高い家庭養育環境においても養育が困難となるリスクが大きく、施設での専門的・集中的なケアが望ましい場合  
**(以下は、こどもや保護者の意見・意向を確認後)**

- ・ 概ね思春期以降のこどもが里親等委託に対して明確に反対の意向を示している場合
  - ・ 里親等委託が原則であり、里親養育がこどもの成長や安定的な家庭復帰の可能性を高める援助の選択肢であることについて説明を尽くしてもなお、親権者の理解が得られず親権者が里親等委託に明確に反対し、一定期間（乳幼児：数か月、小学生以降：数年）内での家庭復帰（親族等による養育の移行を含む、又は自立）が見込まれる場合
- ⑤ これらのアセスメントについては、担当者（児童福祉司）がひとりで行うのではなく、こどもを担当する児童心理司やこどもと接する一時保護所（委託先）の職員（養育者）等を交え、チームで検討することが望ましいと考えられます。
  - ⑥ また、里親等委託の可能性の判断は、最終的に、所内会議において決定します。
  - ⑦ この際、里親等委託が適當と判断される場合は、委託候補先を打診するフォスタリング機関についても合意します。
  - ⑧ なお、すでに施設に入所しているこどもについても、こどもの年齢、入所期間、家族との交流の状況・家庭復帰や親族等による養育の可能性を考慮した上で、措置決定時等に決められた（その後見直された）パーマネンシープランに基づいて適切な時期に里親養育への移行を検討します。

### (2) マッチング（委託候補先の決定）

- ① 里親養育はフォスタリング機関と里親に児童相談所を加えたチーム養育です。マッチングにあたっては、当該「里親家庭」のみに着目するのではなく、里親グループ等によるピアサポートネットワークを含め、チームとしてどのような支援・養育が提供可能かを検討する必要があります。
- ② 児童相談所は、里親等委託が必要なこどもについて、「安定した里親養育のためのマッチングシート」（以下「マッチングシート」）を作成するとともに、フォスタリング機関に委託候補となる里親等の選定を依頼します。
- ③ 具体的には、上記アセスメントの結果を踏まえ、マッチングシートの児童相談所記入欄（子ども（実親・家族）、求められる里親養育）に、こども・家族の状況・条件や求められる里親養育について、整理して記入します。

## V章 里親委託とこどもの移行

- ④ 記入後、当該シートをフォスタリング機関にパスワード付きで電子メール等により送付し、委託候補先となる里親（ファミリーホーム）のリストアップを依頼します。
- ⑤ フォスタリング機関は、委託候補となる里親について機関内で検討し、委託候補となる里親をリストアップします。必要な場合、フォスタリング機関は児童相談所に対して、追加の情報を口頭や電子メールで求めることができます。
- ⑥ フォスタリング機関は、リストアップした里親について、電話又は電子メール等で一次打診を行い里親の意向を確認します。一次打診はマッチングシート及び追加情報に基づき行いますが、こどもの氏名・生年月日・住所（具体的な地番）は提供しません。
- ⑦ フォスタリング機関記入欄（里親候補者（その家族））に委託候補里親の情報を記入し、1週間（児童相談所の具体的な依頼がある場合はその期間）以内に打診した児童相談所に返送（回答）します。
- ⑧ 返送にあたり、里親の住所地を管轄する児童相談所及び当該里親にこどもを委託中の児童相談所が、リストアップを依頼した児童相談所と異なる場合、フォスタリング機関は、住所地を管轄する児童相談所（フォスタリング担当部署等）と委託中の児童相談所にリストアップした旨を情報提供します。
- ⑨ なお、時間的な制約等によりマッチングシートの作成が困難な場合やフォスタリング機関との定期的な打合せを設定している場合等においては、同様の情報をやり取りすることにより、里親等の選定依頼及び委託候補里親の回答を行うことができます。
- ⑩ 児童相談所では、マッチング会議を開催し、フォスタリング機関から提供された情報をもとに、委託候補先となる里親とその優先順位を決定します。マッチング会議における判断は、こども・家族等の当事者、現在こどもを養育している養育先、フォスタリング機関の意見等を考慮して行います。
- ⑪ 関係者の意見等を考慮するにあたり、実情に応じ、これらの者を含めた様々な形での合同マッチング会議を開催することも考えられます。
- ⑫ 児童相談所は、委託候補先となった里親について、フォスタリング機関に調整を依頼して、フォスタリング機関同席のもと、委託候補里親に正式な打診を行います。委託の正式な打診は、オンライン会議を含む対面にて行います。
- ⑬ 正式な打診は、こどもの年齢や置かれた状況等に合わせ、適切かつ円滑に実施されるよう留意します。
- ⑭ 説明にあたっては、こども及び家庭に対する児童相談所やその他関係機関の援助・支援経過のほか、こどもの氏名・生年月日・住所（具体的な地番）を除き、マッチングシートの記載情報を書面で提供するなど、丁寧な情報提供を心がけるとともに、当該里親に期待する里親養育を明確に伝えます。
- ⑮ 里親とは、現在の自分たち自身や里親家庭の状況を吟味するとともに、家族の意向を確認した上で、期限を切って受託の意向をフォスタリング機関経由で児童相談所に伝えるよう約束します。
- ⑯ 留意事項として、当該里親への実際の委託準備の手続きを進めるかどうかは、児童相談所のマッチング会議を経て、決定されることを伝えます。
- ⑰ また、正式に委託候補先として決定し、今後、こどもとの面会・交流等の委託に向けた準備が始まった場合でも、里親等委託措置の決定に至る前に、里親及びフォスタリング

## V章 里親委託とこどもの移行

機関、児童相談所それぞれの判断により、協議を尽くした上で、手続きを中止することが可能である（あり得る）ことを確認しておきます。

- ⑱ 児童相談所は、正式打診の結果等を踏まえ、こどもの里親等委託の準備手続きを開始する委託候補先里親を決定し、その結果について、フォスタリング機関を經由して里親等に連絡します。
- ⑲ 委託候補先となる里親がない場合は、代替として施設入所（の継続）を検討することになりますが、入所（継続）後も「待機児童リスト」等を作成して、フォスタリング機関に委託候補先となる里親がないかどうか（新たな里親登録、登録後の里親の状況変化等）情報提供を依頼しておきます。

### (3) 里親委託に関するこどもへの説明

児童相談所は、こどもがどこで生活しているかにかかわらず、こどもに対して里親等委託について理由を含めて説明を行い、こどもの意見・意向を確認（「こどもの意見聴取シート」により記録）します。

なお、説明のタイミングや方法・内容等については、こどもの年齢等に応じて、誤解を避け、わかりやすく、今後の見通し（予測）が持てるようなものとなるよう工夫するとともに、里親等委託の各段階において適切に行うこととします。

#### 【乳幼児の場合】

- ① こどもと委託候補先里親との面会・交流等の手続きの各段階において、年齢にかかわらず乳児でも、次に何が起こるのかを説明します。
- ② 説明にあたっては、こどもが安心できる現在の養育者が同席する（又は、当該養育者が説明する）など、こどもができるだけ落ち着いた環境で話を聞くことができるよう十分に配慮します。
- ③ 説明は、なぜそのこと（次に行われること）が起こるのか理由も丁寧に伝えます。また、こどもが感じる不安について認めた上で、委託候補先里親について、例えば「優しい人、安心できる人、楽しい人、きれいなお家」など前向きな言葉を使って説明し、こどもが感じる不安が少しでも軽減されるようにします。
- ④ 言語理解が不十分な乳幼児への説明においては、わかりやすい言葉で話すことも大切ですが、話をするトーンも大切です。説明する担当者等が落ち着いて、安心した状態で説明することを心がけます。
- ⑤ 面会、外出、外泊の各段階において、会いに来る里親の人となりや外出する予定先、里親の家族構成や生活の様子等について、写真やビデオ等を用いて具体的な情報を提供します。
- ⑥ 説明を行った担当者等は、説明の際のこどもの反応（言葉・表情・しぐさ・行動等）をよく観察して記録します。

#### 【小学生以上の場合】

- ① 里親等委託を検討するにあたり、並行して、里親等委託を検討する（している）理由（家庭での生活が難しい理由、里親等委託のメリット・デメリット）、里親等委託に関

## V章 里親委託とこどもの移行

する今後の見通し、その他の選択肢（施設入所）について説明し、こどもの意見・意向を確認し、その結果を記録します。

- ② 小学生以上のこどもについても、委託候補先里親との交流にあたり、里親の人となりや家族構成・生活の様子等について、写真やビデオ等も用いて具体的な情報を提供することがこどもの不安を軽減します。
- ③ こどもからの質問については丁寧に答え、できるだけ多くの情報を提供します。
- ④ こどもの意見・意向は、交流が行われた後など、区切りとなる段階においてそれぞれ確認します。

### (4) こどもの保護者（親権者）への説明

児童相談所は、里親等委託（措置）の検討にあたり、委託候補先里親の選定と平行して、措置の必要性及びパーマネンシープラン、措置先として里親・ファミリーホームでこどもが生活することのメリット等について、こどもの親（親権者）に説明して理解を得ます。

なお、児童相談所の里親等委託の措置は、親権者が反対する場合は、家庭裁判所の承認（児童福祉法第28条第1項）を得なければできません。

里親等委託に関するこどもの親への説明にあたっては、親が感じるであろう不安や心配、誤解について想定・把握した上で、里親等委託のメリットや実情等について丁寧に説明を行います。必要に応じて、フォスティング機関の職員等に同席を依頼して説明することも有効です。

また、里親等委託について説明をしたその時（又は委託が開始するまでの適当な時期）に「重要事項説明書」について説明を行い、親権者から署名を得ます。

### 【不安・心配、誤解（例）】

	内 容	説明（案）
不安・心配	こどもを里親に預けるのは嫌だ（親失格と見られるのではないか？）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 措置が必要な現状を理解し、こどもと家族のためにこどもを預ける決断をすることは、逆に「責任ある親の態度」であると認識される</li> <li>• 里親はこどもを親に代わって一時的に養育するだけでなく、家族再統合に向けて親をサポートする</li> </ul>
	こどもが里親に懐いてしまう（自分との関係が薄れるのではないか、寂しい）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• こどもが里親（特定の大人）に懐く（アタッチメントを形成する）ことが里親委託のメリット。児童相談所が里親等委託がよいと考える理由</li> <li>• 里親に懐くことは、こどもが“大人”を信頼してその人といれば安心する力が育つということ。<u>親と里親が協力して家庭復帰を目指すことで、こどもと親の関係維持や再構築に大きなメリットがある</u></li> </ul>

## V章 里親委託とこどもの移行

	内 容	説明 (案)
	<p>どのような人（家庭）に預けるのかわからない</p> <p><u>*知らない人にこどもを預けることに不安や心配を感じることは当然。未知であることは不安や心配、マイナスの想像を増加させます。</u></p> <p>このことは里親やフォスタリング機関にも理解を求め、実親に対してできる限り具体的に里親を紹介する機会が設定できるよう協力を求めます。</p> <p><u>全ての事例において紹介ができるわけではないので、事例に応じて可能な範囲で調整します。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 里親等委託になっても、（親の存在がこどもに恐怖を与える場合を除き）定期的な交流が保障される</li> <li>• 委託候補先の里親が決定したら、親に紹介する機会を設ける</li> <li>• 委託候補先の里親が決定したら、写真やビデオ等で里親の人となりや家庭内の様子を紹介する</li> <li>• こどもと親の交流の際は、最初うちは里親にも同席してもらうことで、こどもが安心して交流を楽しむことができるようになる</li> </ul>
誤解	<p>こどもを取られるのではないか？（里親等委託を養子縁組と混同している）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 養育里親やファミリーホームへの委託は施設入所と同じことで、家庭復帰までの間、親に代わってこどもを養育する制度</li> <li>• 里親は児童相談所とともにこどもの家庭復帰のため親子をサポートする</li> </ul>
	<p>施設の方が専門の人にこどもを見てもらえてよい</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 里親は県に登録された家庭で、一定の調査や研修をクリアしている</li> <li>• フォスタリング機関（里親支援センター、児童相談所の里親担当職員）が里親の養育を専門的にサポート</li> <li>• 児童相談所やフォスタリング機関は、こどもが安全・安心に生活しているか、里親の養育に問題がないか定期的にチェック</li> <li>• 里親等の家庭での生活は、一般的な生活上の経験・体験を豊富に積むことができる。乳幼児の成長・発達や、小学生以上のこどもの生活スキルの向上にメリットが大きく、家庭に戻った後も役に立つ = 親の負担が軽減される</li> </ul>

親権者等への説明にあたっては、「実親説明基本マニュアル」を参照することで、よりよい説明を行うことが可能です。

### 5 こどもの移行

## V章 里親委託とこどもの移行

こどもの移行を考える際には、常に「この移行は行われるべきか？」を問う必要があります。一度確立した健康的なアタッチメント関係の中断は、こども（特に8か月～60か月の乳幼児）が傷つくリスクを高めます。中断が増えれば増えるほど、そのリスクは高まります。

しかし、計画的な移行により、中断による傷つきを軽減することが可能です。完全に押しよくはできませんが、計画的・熟慮された移行は傷つきを軽減します。

### (1) 移行の前提

- ① 移行は全ての年齢のこどもにストレスを与えます。
- ② 私たちの行動は、こどもが人間関係を継続できるような支援でなくてはなりません。
- ③ 移行は年齢を問わず難しい（ストレスがかかる）が、発達が形成途上で影響を受けやすい乳幼児（8～60か月）の場合は特に難しい。

人生の最初の数か月～数年は、脳の発達が養育経験（良い・悪い）に敏感であり、脳の構造形成に影響します。また、幼いこどもは移行の理由や関係の変化（関係が崩れること）を理解する力が最も乏しいです。この時期は、養育者とのアタッチメントが形成・強化される時期です。確立されたアタッチメント関係を断つことは、その養育環境が適当ではない場合、持続不可能である場合、又はこどもを恒久的な家庭に戻す場合などに限るべきです。

### (2) 計画的な移行

計画的な移行とは、こどものウェルビーイングに関わる全ての関係者（児童相談所、里親、実親、フォスターリング機関、施設、保育所・学校など）が協力（コミットメント・連携）し、こどもがある養育環境から別の養育環境へ移る際に、こどもにとって有害なリスクが減るように行動して、こどもの発達段階や重要な養育者とのアタッチメント関係の現状と変化を考慮しながら、円滑に移行できるようにすることを指します。

### (3) 移行の種類

どのような移行であっても、3C（連携・コミュニケーション・継続性）に留意し、移行に伴うこどものリスクが減るようにできる限り計画的な移行を心がける必要があります。

- ① 家庭から里親家庭へ
- ② 施設（一時保護施設を含む）から里親家庭へ
- ③ 里親家庭から里親家庭へ
- ④ 里親家庭から家庭へ

### (4) 移行にあたっての留意事項

#### ① 連携（Collaboration）

- 送り出す側と受け入れる側の連携・協力が必要です。
- 離婚家庭の夫婦間の葛藤と養育及びこどもの適応に関する研究では、夫婦間の葛藤が養育行動に影響し、こどもの情緒的・行動的な問題につながることを示されています。移行の場合にも同じことが言えます。

## V章 里親委託とこどもの移行

- 意思決定者である児童相談所や、里親養育のコーディネートを担うフォスタリング機関は連携を促進する役割を果たします。
- 児童相談所及びフォスタリング機関は、送り出す側の養育者（実親・施設職員・里親等）と受け入れる側の里親と良好な関係作りに努めます。
- 葛藤、関わらない／距離を置く、コミュニケーションの不足、これら全てが問題となり得ます。

### 【QPI が提唱する移行を支援する取組】コンフォート・コール（安心コール）

- （家庭から）こどもが新しい委託先に到着したときに、最初の電話を（家庭に）かけて挨拶をする。
- 里親からこれまでの養育者に、こどもの主な日課（起床・就寝時間など）、服薬・アレルギーの問題、食べ物の好み、楽しみを感じられること、不安を感じたときに安心する方法…などについて、情報を得る。
- 電話に合わせ、できる限り速やかに、直接会って話し合う機会を設定する。
- こどもの安心、こどもの親が重要な存在であると感じられること、養育者同士の連携の醸成・促進に寄与する。

## ② コミュニケーション（Communication）

### 【こども】

- 発達段階に応じた方法で、起きている状況をこどもに詳しく説明します。
- 新しい場所に行き、新しい人と出会うのは不安であることを認めます。
- 里親やその家族のことを知っている場合、きちんと世話をしてくれると伝えたり、こどもに付き添って、里親が親切で安心できることを確認します。
- それぞれの段階で、1つ1つ細かく具体的に説明します。

#### （例1）

「あなたは〇〇さんの家に住むことになります。私は〇〇さんたちをよく知っていて、とても良い人たちです。あなたが大丈夫か確認するために一緒に行きます。」

#### （例2）

「あなたは〇〇さんの家に住むことになります。私は〇〇さんのことをよく知りませんが、とても良い人たちだと聞いています。あなたが大丈夫か確認するために一緒に行きます。」

#### （例3）

「ママがあなたを安全に守れるよう一生懸命努力したので、もう少しであなたがママと一緒に暮らすことができそうです。」

「あなたはまだ〇〇さんの家で暮らしながら、ママともっと会うことになります。その後、ママと暮らすことになります。」

「あなたはいろいろな感情を持つかもしれませんが、怖い、悲しい、怒り、嬉しいなど。〇〇さんにその気持ちを話しても大丈夫です。彼らはあなたを愛していて、助けてくれます。」

「ママもあなたを愛していて、一緒に暮らしたいと望んでいます。〇〇さんもあなたを愛していて、ママと一緒に安全に暮らせることを願っています。」

#### （例4）

出来事/経験：

「以前、××があなたの部屋に来て、頭、腹、背中を叩いてひどく傷つけました。あなたは出血し、ママの部屋に行きました。そのため、ママはあなたを病院に連れて行き、医師が治療しました。」

「病院では怖い経験をしました。多くの人が部屋に来て、あなたに触れたり、針を刺したり、ベッドには血がたくさんありました。警察が話を聞きに来て、あなたは病院で一晩過ごしました。」

「××があなたを傷つけたのはあなたのせいではありません。××は翌日家に戻らず、今後も戻ってきません。それもあなたのせいではありません。」

感情/行動：

「××に傷つけられたことで、怖さ、不安、怒りを感じるかもしれません。」

「外の音に××かもしれないと怯えることもあります。ママが離れるのを嫌がるかもしれません。怒りで家の人を叩いてしまうこともあります。」

ケア：

「××に傷つけられたことで、あなたとママは毎週、児童相談所に通い、怖い出来事について話し、気持ちを楽にする方法を学びます。」

「ママはあなたを愛していて、安全に守りたいと思っています。」

- 年齢が高いこどもの場合には、より詳しく説明し、話し合いを促します。
- 幼いこども（2歳でもそれ以下でも）にも状況を説明することがとても重要です。
- 写真（どんな家でどんな家族なのか、ペットはいるのか）を見せることが有益です。全く知らずに不安だらけではなく、少しでもこどもにとって、新しい人や新しい場所が馴染みがあるような状態となるよう配慮します。

【大人】

- 送り出す側と受け入れる側の養育者は毎回、面会・交流の前後に対話します。こどもが養育者同士の連携・協力を感じられるよう、こどもの目の前ですることが重要です。
- 忠誠葛藤を軽減し、こどもの安心につながります。
- 児童相談所やフォスターリング機関は関係者全員と話をして状況をモニタリングしますが、特に移行対象のこどもの話をよく聞き、こどもが何を感じているか把握することが大切です。

③ 関係の継続性 (Continuity)

- こどもの現在のアタッチメント関係を壊してしまうのではなく、新たなアタッチメント対象を加えるようにします。
- 例えば、ある日突然、施設から離れ、こどもが信頼する養育者がいなくなるのではなく、移行後も一定期間は関係を継続させます。
- 幼いこどもであっても、こどもの持ち物は本人の所有物であり、一緒に持っていく必要があることを強調します。

## V章 里親委託とこどもの移行

- 可能な限り移行後も、送り出す側と受け入れる側の養育者の面会を予定するよう促すことが重要です。
- 仮に、里親等委託から親子再統合となった後も、こどもや実親と里親との関係が継続するよう最大限の配慮をします。

### ④ アタッチメントの考慮

- こどものアタッチメント対象からの分離は本質的に不安をもたらします。
  - ✓ こどもがストレスに上手く対応できるように、現在の養育者と将来の養育者がともに出席する面会を最初に行います。
- 長時間の分離は 弊害をもたらす可能性があります。
  - ✓ 現在の養育者（アタッチメント対象）がいない環境では、将来の養育者との短時間の面会から始め、徐々に時間を延ばしていきます。
- アタッチメント対象がいるときより、いないときの方が、見知らぬ人に対するストレスは強まります。
  - ✓ こどもは、養育者候補との長時間の面会を終えた後、現在の養育者の元に戻り、安心感を得る必要があります。
  - ✓ 今の措置先からの外泊交流がそのまま新たな里親委託に移行することは避け、現在の養育者とお別れ（関係の断絶を意味していません）する機会を保障します。

### ⑤ 移行期間

- 移行は、こどもが新しい養育者との信頼関係を築けるよう計画的に行います。
- 安心や信頼の兆しは10日～2週間で育むことが可能です。
- ただし、養育者が繰り返し一貫した対応をすることでこどもの安定したアタッチメントは形成されるため、移行後により長い時間（数か月以上）が必要となります。
- 移行期間は、年齢・こどもの状態に応じて、数週間～約2か月を目安に設定します。移行期間は画一的に設定されるものではありません。
- 急すぎる移行はこどもに有害であり、逆に長すぎる移行もこどもにとって悪影響があります。
- 養育者間の葛藤がある場合は、こどもの負担を減らすため迅速に移行を完了させます。
- 移行中は、将来の養育者が頻繁（週1回以上が望ましい）にこどもと接する機会を持ちます。

## 6 移行計画に基づく移行

こどもの移行は、どのような年齢のこどもにとってもストレスを与えるものであり、特に、時間感覚や自己調整能力が未発達で、長期的な記憶の保持が難しい乳幼児の場合は、移行の影響を強く受けます。移行の有害な影響を最小限にとどめ、新たな場所での生活を円滑に始めることができるよう、移行の際には移行計画を策定し、計画に基づきこどもの移行を行います。（すでに記載した内容と重複する箇所があります。）

### (1) 基本原則

## V章 里親委託とこどもの移行

### ① 計画的・段階的な移行 (Planful Transitions)

移行は、こどもの発達段階および現在のアタッチメント関係の状態を考慮し、こどもの負担が軽減されるよう関係者が協働して進めます。

### ② 3つのC (協働・コミュニケーション・継続性) の徹底

送り出す側と受け入れる側の養育者、児童相談所、フォスタリング機関、実親等が協働し、透明なコミュニケーションを行い、既存の関係を断つのではなく追加する形でこどもの関係の継続性を確保します。

### ③ こどもの視点と予測可能性

発達に応じた具体的説明 (ナラティブ) を行い、こどもに次の (今後の) 見通しを提供します。

### ④ 年齢・状況に応じた柔軟性

移行は数週間から2～3か月までを目安とします。8か月未満の乳児や年齢が上のこどもほど短期で可能になると考えられます。他方、長すぎる移行はこどもの**混乱・情緒不安定・安定したアタッチメント形成の遅延**を招くため避ける必要があります。

## (2) 移行計画の策定と実施

### ① 初回移行会議

児童相談所のケース担当者とフォスタリング機関の担当者等が連携し、送り出し側・受け入れ側の養育者・養育先、(可能な場合) こどもや実親等が参加する移行会議を開催します。初回移行会議では、以下②～⑩の内容について話し合いを行います。

### ② 里親支援専門相談員等

こどもが施設に入所中 (又は一時保護委託中) の場合は、当該施設の里親支援専門相談員や家庭支援専門相談員が移行に関する施設の連携・調整の窓口となるほか、円滑な移行に向けて児童相談所とフォスタリング機関の担当者とともに中心的な役割を担うことが考えられます。

### ③ こども中心と3C (協働・コミュニケーション・継続性) の強調

移行会議では、常にこどもを中心に関係者が3Cを念頭におき、「移行」に参画し、それぞれの役割を果たすことを確認します。

### ④ アセスメント確認

こどもの現在の状態 (発達状況、アタッチメント形成の状況、その他の特徴・強み・課題) とその背景、これまでの支援等の経過、委託候補里親への期待、当事者 (こども・家族、送り出す側と受け入れる側の里親) の意向、今後想定されるこども等の反応について情報の共有と意見交換を行います。

### ⑤ 移行計画 (原案) の説明

ケース担当者とフォスタリング機関担当者は、移行の目的、到達目標、期間の目安、役割分担、情報共有の方法等について、連携・協力して**移行プランの原案を作成**し、移行会議において説明を行います。

### ⑥ 移行計画の策定

移行計画 (原案) をもとに、関係者の話し合いによりこどもへの説明や移行後のアフターフォローを含む移行計画を策定します。

## V章 里親委託とこどもの移行

### ⑦ 説明計画（ナラティブ）

こどもへの年齢に応じた具体的説明文例を準備し、誰が・いつ・どこで説明するかを定めます。

里親のことを何と紹介し、こどもにどのように呼んでもらうかについても打合せをします。なお、お父さん・お母さん、パパ・ママ等の呼ばせ方は避けるよう留意します（こどもが状況に応じて、自然に呼び方を選択する形が望ましいため）。

**乳幼児でも事前説明は有効であり、写真や動画で里親家庭の様子を具体的に示すこと**が、こどもの予測可能性（安心感）を高めることに寄与します。

### ⑧ 移行の段階（ステップ）

- こどもと里親の初回の面会・交流は、原則としてこどもが今いる場所で、**こどもがアタッチメントを形成している現在の養育者が同席**して行うことで、里親が安心できる人であることをこどもに感じてもらいます。  
なお、初回の面会は、初回移行会議と同日に行うことが考えられます。
- 乳幼児の場合、こどもが今いる場所での交流は、こどもの遊びのほか、食事、入浴、昼寝、就寝の場面など様々な時間に設定し、里親が現在の養育者と一緒にこどものケアに取り組むことで、こどもも里親も安心することができるかもしれません。
- **初めての外出は、こども、里親、現在の養育者みんなで出かけます。**その後、短時間のこどもと里親のみの外出を行います。
- こどもが里親家庭を訪問するときも、**初めての訪問には現在の養育者が立ち会って行います。**その後、こどものみの宿泊を含む長時間の訪問に移行し、週末などの宿泊訪問（2泊3日）を行います。
- こどもが里親家庭を訪問した際も、乳幼児の場合、食事、入浴、昼寝、就寝などについて、里親と現在の養育者が協力して取り組むことができます。
- 訪問の際、こどもが日ごろ馴染みのあるおもちゃ・布団などを持参するとこどもの不安の軽減に役立ちます。
- こどもの里親家庭への訪問後は、こどもが現在の養育者のもとに戻り、アタッチメント対象に再接続して、安心感を得る必要があります。
- 里親等委託決定後、こどもの荷物をまとめ（こども、現在の養育者、里親が協力して行うことが望ましい）、**現在の養育者とのお別れ（計画的な再会を計画し、「また、会えるよ」など、現在の養育者が急に消えていなくなることをこどもに保障）**をして、里親家庭に移行します。
- こどもが安心して移行するため、こどもが大人の協調を感じ取ることができるよう、関係する大人が協力して、こどもの移行を支援することが何よりも重要です。

### ⑨ 頻度の原則

移行期間中は、こどもと受け入れ側養育者との接触を**頻繁**（週1回以上を下限とし、可能な限り増やす）に設定します。

### ⑩ 期間の目安

**移行に費やす期間は数週間から2・3か月まで**を目安とします。過度に長い移行は上記のとおり弊害があり、里親をはじめ関係者の負担も考慮して、移行期間を引き延ばすことは避け、密度の濃い対応により**必要最小限**の期間で移行を完了させます。

## V章 里親委託とこどもの移行

⑪ 頻度や期間はこどもの年齢や状況、送り出し側の養育者・里親等の事情を考慮して、具体事例に即して調整します。

### ⑫ 移行計画の管理等

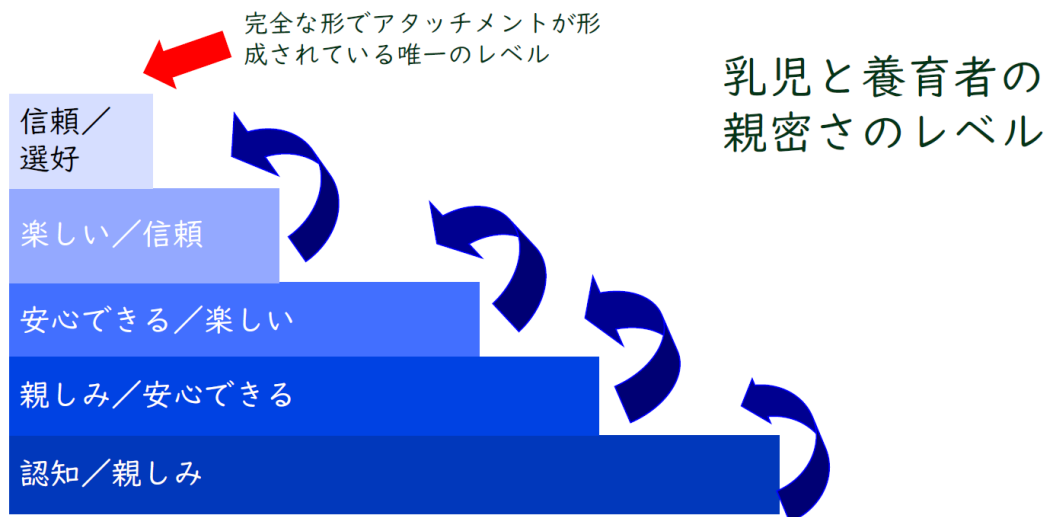
児童相談所とフォスタリング機関は連携して、移行計画の進捗の状況を管理します。

- 移行計画の進行は、里親等委託の措置を決定する児童相談所が管理し、移行の進行について随時必要な判断を行います。
- ケース担当者は特に、現在の養育者・養育先やフォスタリング機関担当者と連絡を取り、こどもの様子をはじめとする移行の進捗状況について把握します。
- 必要に応じ、こどもの里親家庭への訪問前、里親等委託の決定前などに移行会議を開催し、移行の進捗状況について関係者それぞれの認識・評価を共有したり、計画の調整を行います。
- フォスタリング機関担当者は、こどもと里親の交流に随時同席してこどもと里親をサポートするなどして、こどもの反応や里親の対応、現在の養育者と里親との連携の状況について把握します。
- こうした過程で、フォスタリング機関の担当者がこどもとの関係を構築して、こどもにとって里親とともに馴染みがあって信頼する大人になることも大切です。
- 課題（こどもの過剰な反応、委託候補里親の事情の変化、関係者間の葛藤など）がある場合は、児童相談所とフォスタリング機関は協議の上、移行会議を開催して課題とその対応について関係者で話し合うなど、移行計画の進行を促進・調整します。
- なお、委託候補里親の事情の変化により委託の受け入れが困難となったり、関係者間の葛藤があまりに大きい場合は、移行会議を開催するなどして、それぞれ移行を中止したり、速やかに移行を完了させるなどの選択肢について協議を行います。
- 里親宅に外泊する際は、児童相談所は一時保護委託の手続き（現在措置中の場合は、措置停止の手続きを併せて行う）を取ります。

### (3) 移行と関係の到達目標

こども（乳幼児）にとって、養育者との関係は単にアタッチメントがあるかないかだけではなく、様々な関係の親密度のレベルが想定されます。また、こどもが完全な形でアタッチメントを形成している養育者は必ずしも多くはありません。

このことも踏まえ、移行に際しては、委託候補里親はもとより関係者が協働して以下の親密度のレベルを参考にして、順を追ってこどもと里親との関係の構築を目指すとともに、移行の段階を進めていきます。



チャールズ・H・ジナー教授講義資料（2026年1月21日）

- ① 里親を認識する／里親に親しみ（安心感）を持つレベル
- ② 里親に親しみ（安心感）を持つレベル／居心地がよいと感じるレベル  
 ここまでの段階では、できるだけこどもの今いる場所において、面会等の交流を行います。現在の養育者と里親が協調することで、こどもが里親に親しみを持ち、一緒にいて居心地がよいと感じられることを目指します。
- ③ 居心地がよいと感じるレベル／喜びを（楽しいと）感じるレベル  
 外出交流を始めるにあたっては、こどもが里親と面会等の交流をして、喜びを感じられ、楽しいと思えるレベルに到達していることが望まれます。
- ④ 喜びを（楽しいと）感じるレベル／里親を頼る（信頼する）レベル  
 里親家庭での長時間の交流（外泊）を行い、里親等委託を決定するにあたっては、こどもが里親に信頼感を持ち、怖いときや不安なときに里親を頼れるレベルに到達していることが望まれます。
- ⑤ 里親を頼る（信頼する）レベル／（この人がいいと）里親を選ぶレベル  
 完全なアタッチメントが形成されていると言えるのは、怖いときや不安なときに、こどもが里親を選択的に選ぶようになるレベルですが、完全なアタッチメントが形成されるためには、予測可能で一貫した繰り返しの対応が必要になります。

**【参考】一般的なつながりとアタッチメントの違い**

つながり：見たときに笑顔を見せる、温かく快適に交流する

アタッチメント：身体的接触に快適さを感じる、優先的に慰めを求める、素早く慰めに反応する、分離に抗議する

**(4) 移行計画（例）**

ここでは、お気に入りの養育者（こどもが安心できる養育者）がいる2歳のこどもが施設から里親家庭に移行する際の移行計画（例）を示します。

【移行計画（例）】

時 期	内 容	こどもへの説明や留意点・役割等
1 週目	・移行会議(初回) ・こどもと里親の面会(施設内・養育者同席) ・遊び、食事など日常場面で交流	・里親が会いに来ることをこどもに説明 ・こどもが安心できる養育者の存在を確保
2 週目	・施設での複数回の交流 ～里親がケアに参加(食事・入浴・昼寝等) ・短時間の外出(養育者同伴)	・里親との交流は様々な場面で実施 ・外出はこどもが楽しめる場所を選定
3 週目	・こどもと里親の外出(短時間→長時間) ・里親家庭への初訪問(養育者同伴・数時間)。 ～遊び・食事を体験	・こどもの持ち物(おもちゃ等)を持参 ・里親からこどもに写真等で家庭の様子を説明(養育者同席) ・こどもの情緒・行動等の変化を観察
4 週目	・移行会議(2回目) ・訪問時間を延ばし、里親家庭で半日滞在 ～遊び、食事、入浴、昼寝など ・こどもと里親のみで過ごす時間を設定	・養育者が送迎。食事・入浴などのケアに参加 ・里親はこどもの様子等を報告(メモ) ・施設に戻り、養育者への再接続を保障
5 週目	・里親家庭への訪問(1～2回) ・里親家庭で1泊外泊	・里親が送迎 ・里親は睡眠・食事・排泄の様子を詳細に報告(メモ) ・夜間不安への対応方法を事前相談
6 週目	・里親家庭で2泊3日外泊 ・荷物をこども・養育者・里親と一緒に整理 ～施設でお別れ会 ・里親家庭へ移行	・養育者、里親、フォスタリング機関・児相職員が協力して送り出し ・児童相談所が措置決定 ・実親(施設)への安心コール
移行後 1 か月	・施設の養育者との交流の継続(施設訪問) ・実親と里親との面会・打合せ設定	・フォスタリング機関担当者は、週1～2回以上の状況の確認を実施

(5) 実親と里親の共同養育に向けて

- ① 一時保護（委託）を経て、里親等委託に移行する場合は、移行会議で実親等の家族と里親が顔を合わせられる方が望ましく、委託後の親子交流についても話し合うことができます。
- ② 一方、施設入所からの里親移行が多い現状では、移行会議に実親等のこどもの家族が参加することは少ないかもしれません。
- ③ ケースの状況にもよりますが、こうした場合は移行会議とは別に、児童相談所とフォスタリング機関の担当者が同席した上で、実親（こどもの家族）と里親が話し合う機会を設定することが考えられます。
- ④ 親子再統合（親子関係差構築）に向けても、実親と里親が関係者と一緒に話し合う機会はできる限り設定される必要があります。
- ⑤ ただし、こどもの親・家族の状況により、こどもや里親家族に対する危害のリスクがある場合等に、無理に行うことではありません。“共同”の内容もお互いに無理のないよ

## V章 里親委託とこどもの移行

う、関係者同席のもとでの面会・顔合せ・自己紹介の電話等から始め、相互に納得のもとで内容を深めていく必要があります。

- ⑥ 可能であれば、移行計画の一部として里親等委託の前に話し合い、こどものよりよい成長と家庭復帰を目指して協力関係を構築する機会を設定することが考えられます。
- ⑦ 他方、こどもの移行に集中して対応する場合は、安心コールを行ったり、委託後速やか（概ね1か月以内）に実親と里親の顔合わせを行うことも考えられます。
- ⑧ 児童相談所は、関係者（児童相談所、里親・フォスタリング機関）の事前の了承なく、実親等が里親家庭を訪問することのないよう確認をします。

### (6) 保育所・学校等との連携

- ① 移行計画には、里親等委託となった場合の健診や予防接種、就園・就学先等の確保・調整やこれに先立つ里親家庭の住所地市町村のこども家庭センター等への事前の情報提供や協力依頼等が含まれます。
- ② こうした事前の調整は、フォスタリング機関とも連携の上、児童相談所を中心に行います。委託後すぐに保育所の利用や転校が必要になる場合は、里親・フォスタリング機関（担当者）等とともに、保育所・学校等を訪問して、事前の情報提供と打合せを実施します。
- ③ 乳幼児の里親等委託にあたり、保育所の利用が必要であれば積極的に利用を検討・調整します。里親等委託後に、例えば、里親が1週間～2週間仕事を休むなどしてこどもとの関係形成のために十分に接する時間を確保することは考えられますが、保育所の利用が（里）親子のアタッチメントを阻害するという根拠はありません。
- ④ また、里親等委託後に定期的なレスパイトケアの利用が見込まれる場合は、レスパイトケア先が毎回異なるということを極力避けるため、フォスタリング機関において、予め里親グループ等のなかから、特定のレスパイトケア先の里親等を確保しておくことも必要です。
- ⑤ 場合によっては、こどもの里親家庭への訪問等の交流において、近くの里親仲間として、委託候補里親のこどもへの対応をサポートする（あくまでもわき役として）ことも考えられます。

## 7 里親等委託に関する手続き

### (1) 児童相談所における手続き

- ① 児童相談所では、援助方針会議において、こどものパーマネンシープラン及び里親等委託の措置等について決定します。
- ② 里親等委託の措置にあたり、こどもに対して「子どもの権利ノート」を手渡し、その内容を説明します。

「子どもの権利ノート」に関する説明にあたっては、「被措置児童等の安全・安心に係る継続的な状況確認等について被措置児童等の安全・安心に係る継続的な状況確認等について」（令和5年12月18日付け一部改正 児童相談・養育支援室長通知）を参照します。

## V章 里親委託とこどもの移行

- ③ こどもの親権者に対して措置に関する重要事項説明を行い、署名を得ます。  
親権者から受け取る書類や預かる書類等は、下記のとおりです。

親権者に署名等を得る (受け取る) 書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 重要事項説明書</li> <li>• 同意書</li> <li>• . . .</li> <li>• . . .</li> </ul>
親権者から預かる書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 母子健康手帳</li> <li>• マイナンバーカード (又は資格確認書)</li> <li>• 療育手帳その他の手帳</li> </ul>

- ④ 下記のとおり措置決定通知書を発行します。

措置決定通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 親権者あて</li> <li>• 里親 (ファミリーホーム) あて</li> <li>• フォスタリング機関あて</li> <li>• 市町村こども家庭センター (児童福祉担当部署) あて</li> <li>※こどもの出身地市町村、里親等の住所地市町村のいずれにも通知を発行します。</li> <li>• 学校あて (措置前の在籍校・措置後の転校先)</li> <li>• 県知事 (児童相談・養育支援室) あて</li> </ul>
---------	--

なお、里親の氏名及び住所地在親権者に知らせることで、里親等委託後のこどもや里親及びその家族に危害が加わったり、生活の安定が損なわれるリスク (具体的な根拠によること) がある場合 (又は当該リスクが不明の場合) は、リスク等に応じて、親権者に対して里親の氏名、住所地在それぞれ知らせない対応を行います。

この場合、親権者あての通知書の措置先には里親の種類を記載 (里親の氏名を伏せる場合) し、住所は市・郡の名称を記載 (住所を伏せる場合) します。

また、こうした場合は、児童相談システム上 (統合情報タブの注意事項欄) に住所不開示の情報を登録します。

- ⑤ 児童相談所は、里親等委託が決定されたら、里親委託措置開始等連絡票を作成し、電子メール (パスワード付き) により中央児童相談所 (家庭養育支援係) に送付します。また、措置が始まるまでに里親賠償責任保険加入のための電子メールによる連絡を県 (児童相談・養育支援室) と中央児童相談所家庭養育推進係に行います。いずれもファミリーホーム委託の場合は不要です。
- ⑥ 里親等及びフォスタリング機関には、委託開始前後において、措置決定通知書とともに、児童記録票、児童相談所援助指針及び関連情報を手渡して説明を行い、里親等に期待する養育やフォスタリング機関のサポート、パーマネンシープラン等に基づく実親子交流等の支援等について確認します。
- ⑦ なお、児童記録票及び児童相談所援助指針等の作成にあたっては、原則として、情報の量と質に関して、乳児院・児童養護施設等への入所時と同等の内容を記載します。

## V章 里親委託とこどもの移行

- ⑧ また、児童記録票や児童相談所援助指針等の内容について、背景にある情報（これまでの支援経過、こどもの生育歴・過去の経験、保護者の生育歴・現況、家族構成等のアセスメントに係る情報）についても提供や補足説明を行い、里親等とフォスタリング機関がこどもとその家族について児童相談所と共通認識・共通理解のもと、養育チームとしてこどもの養育やこどもの親などへの支援に当たれるよう留意します。
- ⑨ 里親は、情報を共有する趣旨を理解した上で、当該情報を活かしてこどもの養育や親支援に当たるとともに、情報の取扱いに十分留意する必要があります。
- ⑩ その他、児童相談所が里親に手渡す（預ける）書類等は「里親委託時の交付書類・手続きについて」に記載のとおりです。
- ⑪ また、夜間・休日に児童相談所やフォスタリング機関と連絡を取る手段についても3者で確認をしておきます。

### (2) フォスタリング機関における手続き

- ① 里親等委託後に、里親等が行う必要がある行政上の手続き等について、フォスタリング機関がその手続きをサポート・フォローします。
- ② また、フォスタリング機関から里親（ファミリーホームを除く）に対して、受託児童状況報告書の提出等の手続きについて説明を行い、定められた期日まで（又は必要などき）に、フォスタリング機関を通じて書類等を提出するよう依頼します。

## ○参照・参考文献

「実親説明基本マニュアル」（令和8年3月※予定）

「アセスメント・マッチングシートガイドライン」（令和8年3月※予定）

## 〇さんの移行プラン（例）

作成日 ○年○月○日

更新日 ○年○月○日

### 概要

移行の対象	〇〇 〇〇さん △年△月△日生まれ（1歳2か月）
主な家族等	お母さん、同居する交際相手、母方のおばあちゃん
移行の目的	お母さんはうつ病により〇〇さんの養育が難しい。通院治療をしてうつ病の回復に努め、パートナーと将来的に結婚して〇〇さんを引き取る意向。 引き取りには時間がかかるため、里親委託により〇〇さんのアタッチメント形成と遊びや経験を通じた発達の促進を図る。
〇〇さんの特徴など	〇〇さんはとても明るく人懐っこい性格。年齢相応の発達状況にある。 出生後、父母と本人の3人で生活。お父さんからお母さんへのDVがあり母子で避難。お母さんのうつ病が悪化して養育が困難となり〇〇さんは1歳で乳児院入所。 担当の保育士との関係は良好。気に入らないことがあると癇癪を起すことがある。
移行における強み・懸念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇さんは人懐っこい性格なので、里親さんともすぐに関係構築ができると見込まれる。</li> <li>・お母さんと児童相談所等の関係は良好で、里親移行について理解が得られている。</li> <li>・〇〇さんが癇癪を起した際に対処が困難になる可能性。特に就寝が課題となり得る。</li> </ul>

### 移行計画

時期	実施する内容	こどもへの説明や留意点・役割等
1週目		
2週目		
3週目		
4週目		
5週目		
6週目		
移行後 1か月		

\* こどもの年齢・アタッチメント形成状況等を考慮し、目安となる期間（数週間～2か月）を設定してプランの進捗に合わせ調整

### 調整・検討

調整・検討事項	話し合いの内容
	*初回移行会議ですべてを決める必要はありません
こどもの氏名	※原則として本名を名乗ります。
里親の呼び方	※上記のとおり、こどもの意思による場合を除き、お父さん・お母さんやパパ・ママは避けま す。
家族・近所への紹介	※家族・親族や近所（一般の方）にどのようにこどもを紹介するか、相手に合わせた内容を打合 せませす。
病院の受診等	
実親への通知	※原則、里親の氏名と住所地は実親（親権者）に通知する。
実親との交流	※交流が可能な場合は、できる限り速やかな交流実施を打合せませす。

### 連絡先

里親1 携帯 080-1111-2222	里親支援センター（担当××）緊急時 *****
里親2 携帯 090-2222-1111	施設（担当××、〇〇）夜間 *****
児童相談所（担当××）緊急時 *****	

## 移行期間中のモニタリング項目（例）

移行期間中は、フォスタリング機関（担当者）が交流に同席したり、現在の養育者や委託候補里親から交流や交流前後のこどもの様子を聞き取り、こどもの情緒・行動・身体面の変化を継続的に観察・記録します。以下の項目をモニタリング項目の目安とします。

- ① **情緒の安定度**
  - 表情（安心・笑顔・不安・泣き…普段との違い）
  - 現在の養育者からの分離時の反応（泣き方、落ち着くまでの時間）
  - 睡眠の質（夜間覚醒の有無）
- ② **行動の変化**
  - 遊びへの関心（新しい環境で遊べるか）
  - 里親への接近行動（笑顔を見せる、抱っこを求める）
- ③ **身体面**
  - 食欲（増減）
  - 排泄の変化（頻度・失敗）
  - 体調不良の兆候（発熱、嘔吐など）
- ④ **関係性の進展**
  - 里親とのやり取り（笑顔で応答する、名前・愛称を呼ぶ）
  - 安心を求める行動（不安時に里親を頼る兆し）

各交流後に簡易チェック（例えば、○・△・×）を記録し、週単位で児童相談所・フォスタリング機関が共有し、必要に応じて移行計画を調整します。

## リスク対応と判断基準

移行中に以下の事態が発生した場合、速やかに移行会議を開催し、委託候補里親を含む関係者間で対応を協議します。

- ① **こどもの過剰なストレス反応の継続**
  - 長時間の泣き叫び、食事・睡眠が著しく乱れる等が続く
  - 里親との接触を強く拒否し、安心できる兆しが見られない
  - ➡ 現在の養育者（アタッチメント対象者）の同席や関係者の協力が適切か否かを確認の上、こどもの安心感を高めるよう移行プランを調整、改善の兆しが見られない場合中断（又は移行の早期完了）を検討
- ② **里親側の事情変更**
  - 里親の養育姿勢・養育力等の懸念が顕在化した場合
  - 家族の急病、転居、仕事の変化などで受託が困難となった場合
  - ➡ 集中トレーニングやフォスタリング機関の継続サポート導入を検討、プランの中止を検討
- ③ **養育者間の葛藤が深刻化**
  - 送り出し側と受け入れ側の葛藤や対立が顕在化した場合
  - ➡ 速やかな移行の完了を検討

# VI章 里親養育支援（チーム養育の実践） と里親養育によるこども・家族の支援

本章では、質の高い里親養育をこどもに提供するための里親のコミットメント、里親に対するフォスタリング機関のサポート等を中心に、措置元である児童相談所を含めた「養育チーム」によるチーム養育の実践について記載しています。

また、実親と里親の共同養育を促進するなど、里親養育がこどものパーマネンシー保障を実現できるようこどもの家族への支援についても触れています。

## 1 里親養育支援の目的と基本理念

里親養育の支援は、里親等委託後の里親養育を安定させ、「こどもが人として大切にされ、安心感を持ちながら自分らしく成長できる」環境を整えるとともに、こどものパーマネンシー（長期的・永続的な人間関係）の確保を目的とします。

委託後の里親養育は、こどもの健全な成長・発達を支えるため、こどもが里親と安定したアタッチメントを形成して安心して成長できるよう、予測可能で一貫した養育環境を保ち、こどもが里親をはじめとする大人への信頼を回復するとともに、こどもの不適応や養育の中断を防止することを基本とします。

### (1) 目的

#### ① 委託後の里親養育の安定

里親委託後の養育環境を安定させることは、こどもの健全な成長と発達に不可欠です。本章では、里親の養育のあり方を示すとともに、こどもの委託直後から継続的な里親養育支援を体系化し、里親養育における予測可能性と一貫性を確保することで、こどもに安定した生活を保障し、こどもの不適応や養育の中断を防止することを目的としています。

#### ② 信頼の回復・アタッチメント形成、個別的な養育

里親養育とその支援は、こどもの最善の利益を最優先に考えます。

こどもの意見を尊重するとともに、こどもがこれまで経験してきた不適切な養育や分離・喪失等の経験、こどもの発達状況等に応じた個別のニーズを徹底して探ります。

こどもの大人への信頼を回復し、安定したアタッチメントを育み、遊びと挑戦の環境を確保して、こどもが自分らしく成長できるような養育を実現します。

#### ③ パーマネンシー（長期的・永続的な人間関係）の確保

こどもにとって安定した長期的・永続的な人間関係は、こどもの成長の土台となり、長期的な見通しの確保や自立とアイデンティティの獲得、今と将来のウェルビーイングにつながります。里親養育とその養育支援には、里親と実親による共同養育によるこどもと実家族等との交流や再統合支援・関係再構築支援を含むとともに、こどもと里親との関係の継続性を重視することで、こどものパーマネンシーの実現を目指します。

## (2) 基本理念

### ① こどものアタッチメント形成と一般的な生活体験の保障

里親養育とその支援のすべての局面において、こどものアタッチメント形成とこどもへの一般的な生活体験の保障を十分に考慮します。

里親は、こどもを「自分のこどもと同じように」養育することで、こどもにとっての安全基地として機能するとともに、多くのこどもと同じように、こどもが家族の一員として家庭生活の様々な体験・経験をすることができるよう努めなければなりません。

児童相談所とフォスタリング機関は、こうした里親の養育を妨げることなく、専門的なサポートにより促進します。

### ② QPI の理念に基づく実践と追求

Quality Parenting Initiative (QPI) の理念を踏まえ、科学的な根拠や専門的な知見に基づくこどものニーズに焦点を当てた養育の実践と長期的な人間関係の保障、こどもの家族・親族との連携・協力、里親・フォスタリング機関及び児童相談所その他の関係者間のパートナーシップに基づき、チームによる里親養育を実践・追求します。

### ③ 当事者参画と説明責任

児童相談所の援助方針の決定や自立支援計画の策定（策定のためのアセスメントを含む）に、様々な形でこども、里親、実親を含む当事者の参画を保障するよう努め、意思決定の透明性を確保するとともに、児童相談所の意思決定に関して、当事者に対する説明責任を果たし、理解と納得を得ることを基本とします。

なお、県の里親制度の運用、児童相談所のケースマネジメントのあり方、フォスタリング機関のフォスタリング業務の運営について、県（児童相談・養育支援室）、児童相談所、フォスタリング機関は里親の意見反映の仕組みを設けるよう努めることとします。

## 2 委託後のチーム養育・家族支援の基本原則

里親等委託後のこどもの養育とその家族への支援、チーム養育としての里親養育に関するサポートは、発達段階やこれまでの背景等を踏まえたこどものニーズに即した個別的な対応、こどもの関係性の継続を念頭に行うことを基本原則とします。

また、チーム養育の関係者は、全ての当事者・関係者にとって安全であること、コントロールの可能性及び予測可能性を確保しつつ対応することを心がけます。

### (1) こどもの発達段階に応じた対応

里親等委託後の養育及びそのサポートは、こどもの発達の段階に応じて内容と方法を調整することが基本となります。これは、実際の年齢を考慮することも必要です。しかし、よりこども本人の実際の成長・発達の段階、具体的には、過去の環境において不足していた養育を要因とする発達課題がある場合に、年齢に応じた対応に加え、抜け落ちた課題を補う養育・支援を行うことが大切です。

- ① 乳幼児期には、安定した生活サイクルと一貫した養育者（里親）による応答性の高い関わりによる安定したアタッチメント形成を基盤とします。

## VI章 里親養育支援と里親養育によるこども・家族の支援

- ② 学童期には学校等の社会生活への適応と社会的スキルの獲得を重視します。養育者との関係を基盤に、特に、様々な場における仲間との関係作りを促進します。このためには、学校等のこどもに関わる周囲の大人の理解・協力を得ることも必要です。
- ③ 思春期には、自律性の尊重と感情調整の支援を行い、アイデンティティ形成を促進します。アイデンティティの形成には、自分の家族との関係のあり方についても、中立的な立場でともに考え、こどもが自分で答えを見つけられるようサポートすることが重要となります。
- ④ 全ての段階において、アタッチメント理論とトラウマインフォームド・ケアの視点を重視し、特に児童相談所とフォスタリング機関は里親や周囲の関係者への助言や研修、こどもや里親への専門的なサポートを連携して提供します。

### 【発達段階に応じた養育・支援】

乳幼児期	<p>安定したサイクルと一貫した養育者による応答性の高い関わりが重要です。これはアタッチメント形成の基盤であり、分離・喪失等を経験した子どもにとって、いつでも同じ、予測可能な、繰り返しの対応が大人への信頼を回復し、安心感を育みます。</p> <p>過去に十分な感情調整の体験が不足している場合には、年齢にかかわらず「抱っこ」・「スキンシップ」など、乳幼児期に必要な感情調整の体験を補うことが不可欠です。</p>
学童期	<p>学校等の社会生活への適応と社会的スキルの獲得を重視します。学業やスポーツ、友人関係の安定は自己効力感を高めます。</p> <p>過去の経験により、基本的な情緒の安定や大人や社会への信頼形成が不十分な場合、学童期であっても「ありのままの自分を受け止めてもらう経験」・「感情の言語化」など、より基礎的な課題への支援を優先する必要があります。</p>
思春期	<p>自律性の尊重と感情調整の支援が中心です。アイデンティティ形成を促進するため、過度な管理ではなく「伴走型支援」が求められます。</p> <p>過去に自己肯定感や信頼関係の基盤が形成されていない場合、思春期でも「快適な衣食住のケア」・「協調的な活動の共有」など、発達の土台を再構築するような支援が必要となります。</p>
共 通	<p>アタッチメント理論とトラウマインフォームド・ケアを基盤に据えることが不可欠です。過去の分離・喪失や虐待等の経験に配慮し、行動の背景を理解する姿勢を持ちます。</p> <p>発達段階について、「年齢」だけでなく「達成度」を評価し、抜け落ちた課題を補う支援を計画に組み込むことが重要です。</p>

【安定したアタッチメント形成のための問い】

<p>基本的な問い</p>	<p><u>乳幼児は、怖いとき、苦しいとき、不快なとき、疲れたときに応答してくれる人にアタッチメントを形成します。</u></p> <p>①まず、「この人は私を安心させてくれる」と学ばなければなりません。</p> <p>②次に、「この人は必要なときに安心させてくれる」と学ばなければなりません。</p> <p>アタッチメントは学習によって形成されるため、血縁者でなくてもアタッチメントの対象になれます。</p> <p><u>*誰が一貫してそばにいるかを考えてみてください</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前3時半、赤ちゃんが泣いて怖がって起きたとき</li> <li>・午前10時半、転んで頭を打ったとき</li> <li>・午後4時半、忙しい一日で不機嫌なとき</li> <li>・就寝時、ぐずるとき</li> </ul> <p>これらはすべて、赤ちゃんが誰を頼ることができるのかを学ぶ瞬間です。</p>
<p>こどもからの問い</p>	<p>こどもは繰り返しの経験から以下のことを学ぶ必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰が一貫して私の苦しみに応答してくれるか？</li> <li>・誰が私を大切に重要な存在として感じさせてくれるか？</li> <li>・誰が私に喜びを感じてくれるか？</li> </ul>
<p>大人の問い</p>	<p>虐待、ネグレクト、分離・喪失を経験したこどもが里親と安定したアタッチメントを築くための助言 (Charles H. Zeanah 教授)</p> <p><u>*望ましくない行動に対して、「なぜそんなことをするのか？」と問うのではなく、</u>  <u>「この行動は何を伝えようとしているのか？」</u>  <u>「この子の過去の経験をどう反映しているのか？」</u>  <u>「この子は何を必要としているのか？」</u>          と考えること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食べ物を盗むこども              : <u>食べ物が常にあるとは限らなかった経験</u></li> <li>・就寝時に怯える子ども              : <u>親が酔って帰宅する時間だった経験</u></li> <li>・里親にしがみつく子ども              : <u>実親(養育者)が身体的・心理的に不在だった経験</u></li> </ul>

## (2) 継続的な関係維持（実親、里親等のチーム養育関係者）

里親養育は、こどもと実親・里親、関係者との継続的・長期的な関係の構築、維持、回復を特に重視します。

里親と実親の協力的な関係を促進し、こどもが実家族の一員であり、里親家族の一員でもあると感じられるように養育及び支援を行い、こどもの忠誠葛藤の軽減を図ります。特に、こどもの目の前で、里親と実親その他の関係者が協調している姿を見せることが、こどもの安心感につながります。

児童相談所やフォスタリング機関は、里親及び実親への定期的な連絡・訪問を通じて、養育・支援がパーマネンシーゴールに向う一貫性を確保します。

実親子の面会交流はガイドライン（※今後作成を予定）に基づき、委託直後から計画的にこどもの安心感に配慮して実施することで、早期の家族再統合の可能性を高めます。

## (3) 予測可能性と柔軟性（当事者参画・計画性+個別調整）

委託後の養育及び家族支援は、児童相談所が策定する目標期限のあるパーマネンシープラン及び援助指針（その後の自立支援計画）に基づき、関係者の予測可能性とこどものニーズに焦点を当てた柔軟性を兼ね備えながら実行します。

養育（自立支援）計画は、里親はもとより、可能な形でこども・実親の参画を得て、養育内容及び親子交流、こども・実親・里親等に対する児童相談所・フォスタリング機関のサポート内容を具体的に定め、定期的に評価して内容を見直します。

緊急時には計画によらない迅速な対応が必要となる一方、通常は計画に沿った養育・支援を継続的に行き当事者の見通しを確保します。

## 3 チーム養育と家族支援の構成要素

委託後のチーム養育と家族への支援は、主に、こどものアタッチメント形成と生活の安定、フォスタリング機関による里親への継続的サポート、実家族との交流・再統合支援等の3つの要素から構成されます。

その他の構成要素を含め、パーマネンシーゴールを目指したケースマネジメントについては、児童相談所が中心となり、里親及びフォスタリング機関とのパートナーシップのもと協働して養育・支援を進行します。

### (1) こどものアタッチメント形成と生活の安定

こどもが里親と安定したアタッチメントを形成し、里親家庭の家族の一員として安定した生活を送ることが里親養育のもっとも基本となる目標です。言い換えれば、里親には、アタッチメント理論を基盤とする養育（アタッチメント・ベースド・ケア）の実践が求められます。

このためには、安定した生活サイクルなど、予測可能な養育環境を提供することが基本となり、里親は、こどもの特に恐怖、不安、不信、疲労等のマイナスの感情に対して、こどもの視点に立って対応（感情を受け止めて調節）し、こどもが里親を信頼して安心できる関係を意図的に構築します。

## VI章 里親養育支援と里親養育によるこども・家族の支援

里親のこどもの養育に関するコミットメントは、こどもの実情や養育期間の長短にかかわらず、里親養育の不調を防止し、委託の安定を確保するためにもっとも大切な要素となります。里親は自分のこどもと同じように、委託を受けたこどもを家族の一員として扱い、「自分のこどもと同じように」養育します。

### 【QPIにおける里親のコミットメントとは？】

これはこどもを養育する責任を負うことを意味しますが、それだけではなく、仕事だからではなく**個人的な献身**の感覚をもってこどもを養育することも意味します。目標は、里親が（こどもが里親のもとにいる間）自分のこどもであるかのようにこどもを愛し、こどもを気遣うことです。したがって、私たち（QPI）は里親に対して、こどもへの**情緒的コミットメント**を求めています。

代替養育が必要となるこどもに見られる課題として、過去の大切な人やものとの分離・喪失体験や虐待等の経験により、こどもが基本的な信頼や情緒の安定（感情を調節する神経系の機能）が得られていない場合は、年齢にかかわらず「安心できる大人との関係」、「感情の言語化」、「安全な遊び体験（乳幼児にとって主体的な挑戦の体験）」など、基礎的な発達の課題を補う養育を優先します。

また、児童相談所やフォスタリング機関は、専門機関としてトラウマインフォームド・ケアの視点も導入し、こどもの過去の体験や持って生まれた特性を考慮して、こどもへの心理支援等を行うとともに、必要に応じて医療等の専門機関と連携してこどもへの支援を行います。

### (2) 里親への継続的サポート

里親家庭の養育に対する継続的なサポートは、里親のコミットメントと同様に、里親養育の不調を防止し、委託の安定を確保するための対になる大きな要素です。

継続的なサポートはフォスタリング機関の役割であり、その基本は家庭訪問です。委託の状況によっても変わりますが、委託直後1か月は週1～2回、その後数か月は1～2週に1回、こどもの生活が安定した後は月1回程度行うことを原則とし、こども（里子）の生活状況や里親による養育の状況、実子などの里親家族の様子等を常時、直接把握します。

訪問以外にも電話やSNS等を利用して小まめな連絡に努め、特に、里親が悩みや困りごとを相談しやすい環境の維持・向上を図ります。

フォスタリング機関は、事故や養育上の大きなトラブルなど、緊急時には、里親が24時間いつでも連絡が取れる体制を確保する必要があります。

なお、フォスタリング機関は、里親への心理的なサポートとともに、こどものアセスメント内容を踏まえ、こどもと里親の関係形成が円滑になされるよう、専門的な視点から里親が行う養育に対するスーパービジョンを行います。

フォスタリング機関の役割として、このほか、コーディネート機能があり、児童相談所をはじめ、市町村、保育所・学校、施設、医療機関など、様々なサポートにこどもと里親をつなぐ役割を果たします。

## VI章 里親養育支援と里親養育によるこども・家族の支援

また、レスパイトケアについては、可能な限り事前登録型の仕組み（予め特定のレスパイトケア先を確保しておくこと）を整備し、こどもの生活上の安定・安心に十分配慮した上で、必要に応じて里親の養育負担の軽減を図り、養育の継続性を確保します。

こどもを委託した児童相談所は、里親とのパートナーシップ構築を重視しますが、こどもを中心に考え、直接の家庭訪問やフォスタリング機関からのヒアリング等により、こどもの生活、里親養育の実態を確認するとともに、フォスタリング機関と連携して里親子に必要とされる専門的なサポートやケースマネジメントを提供します。

こうした確認は、「被措置児童等の安全・安心に係る継続的な状況確認等について被措置児童等の安全・安心に係る継続的な状況確認等について」による状況確認と合わせて行います。

### (3) 親子の交流と再統合支援

こどもと実親など家族・親族との交流は、面会交流ガイドラインを参考に、こどもの心理的な安心の確保を図りながら、委託直後から計画的に実施します。交流の目的は、こどもと実親の関係の維持や忠誠葛藤の軽減、親子再統合・親子関係再構築（パーマネンシー保障）への準備であり、児童相談所とフォスタリング機関は、里親と実親の協力的な関係構築を支援します。

ただし、こどもが親の存在に恐怖を感じる場合は、面会交流ではなく、手紙・写真やオンラインを活用した交流から始め、こどもの状態を把握しながら慎重に交流を進めていきます。

特に交流の初期段階は、親子の交流に里親やフォスタリング機関の担当職員が同席するなど、こどもの安全と安心を確保します。

また、こどもが安心して実親家庭と里親家庭を行き来するために、こどもが、養育者（実親と里親）同士が協力している姿を見たり、協力していることを感じるということがとても大切です。養育者同士が対立したり、葛藤を抱えたり、相互に関与がない状態にあると、こどもはそれを感じ、それぞれの顔色を窺わざるを得なくなり、こどもが葛藤（忠誠葛藤）を抱えることにつながります。

こうした親子交流や親子再統合等に向けた支援については、ケースマネジメントを担う児童相談所がそのプロセスを管理するとともに、直接的に家族等への支援を提供するほか、市町村、学校、児童家庭支援センター等の家族等が生活する地域の関係機関との連携を図りますが、フォスタリング機関と里親も、支援の目的を踏まえ、主体的・積極的に協力するものとします。

## 4 支援の具体的プロセス

里親委託後の養育支援は、委託直後の集中的な支援、安全基地モデルの適用、養育（自立支援）計画の見直し及び危機対応を柱として実施します。

### (1) 初回応援ミーティングと委託直後の集中支援

里親委託の直後は、すでに記載したとおり、こどもの安定した生活を確保し、こどもと里親の関係形成を促進するため、フォスタリング機関を中心に集中的に支援を行います。

## VI章 里親養育支援と里親養育によるこども・家族の支援

委託直後は、こどもの養育に必要な物品等の購入のほか、住民票の異動手続きや児童手当の受給手続き、保育所や学校への入園・転校等の手続き、こどもの銀行口座開設手続きなど、事務手続きも複数あるため、フォスタリング機関はこうした手続き等が円滑に進むようサポートを行う必要があります。

一方、児童相談所においては、委託後概ね1か月以内を目途として、初回「こども応援ミーティング」を開催するよう努め、里親・フォスタリング機関、児童相談所その他関係者ができる限り一堂に会し、こどもと家庭のアセスメント内容をはじめ、パーマネンシープランに基づく児童相談所援助指針の内容を共有した上で、それぞれの役割を明確化します。併せて、委託後のこどもの適応状況（睡眠・食欲・情緒・学校生活等）をチェックし、必要に応じて追加の対策やサポート策を即時に話し合い手配・実行します。

「こども応援ミーティング」は、可能な形でこどもやその家族等が参加（参画）できるよう配慮し、関係者との顔合せやこどもと家族それぞれの意向等の共有、親子交流の頻度や方法、役割分担等について話し合います。

この他、学校等の所属先がある場合は、児童相談所、里親・フォスタリング機関と学校等との顔合せのミーティング（支援会議・関係者会議）も早期に行います。所属先とのミーティングについては、原則として、フォスタリング機関が主体的に開催することとします。

なお、「こども応援ミーティング」は、こどもや家族等の当事者、児童相談所、里親及びフォスタリング機関が参加して行いますが、当該ケースへの援助の局面に応じて、こどもの所属先の関係者や医療・障がいサービスの関係者、こどもの親族や里親の住所地市町村等の参加を得て行うことが可能です。

### 【委託前後に必要なとなる里親の手続きなど（主なもの）】

物品購入	必要に応じて、こどもの当面の生活に必要な物品を購入します。
住民票の異動	原則として、里親の住所にこどもの住民票を異動します。
児童手当の受給	里親が児童手当を受給し、こども名義の口座にて管理します。
口座開設	こども名義の口座がない場合、新たに口座を開設します。
入園・転校等	保育園への入園や転校の手続き、必要な物品購入等を行います。
委託費の請求等	里親委託費の内容と請求手続きを把握して、請求等を行います。

### (2) 安全基地モデルの適用

里親は、こどもにとっての「安全（安心）基地」として機能することが求められます。具体的には、こどもの養育において、次のことを実現します。代替養育は、何らかの“傷つき”を抱えるこどもの①大人への信頼感、②感情調節の力、③自己肯定感、④自己効力感、⑤所属感を育み、回復する養育であり、これらは互いに関連する側面であり、どの側面もこどもに発達上のメリットをもたらします。

また、里親は養育を始めたこどもに対し、こどもの感情（分離の不安、怒り、大人は信頼できない、自己肯定感の欠如、コントロールへの欲求など）を受け止めつつ、態度だけでなく、言葉でも里親が頼れる存在であることを示す必要があると言われています。

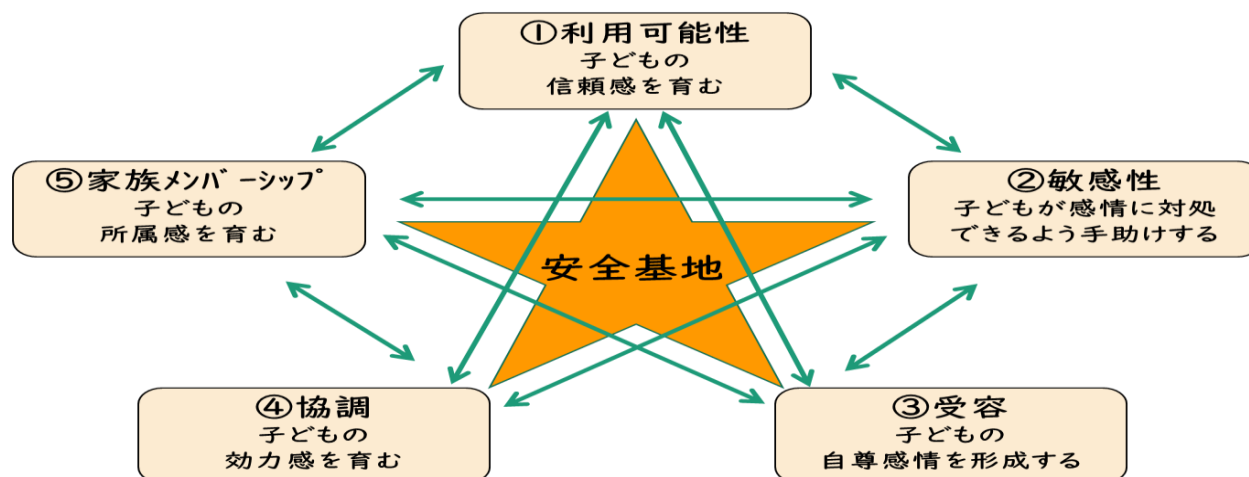
（例：お家に戻れるようになるまで、〇〇ちゃんの面倒をしっかりと見るよ）

## VI章 里親養育支援と里親養育による子ども・家族の支援

児童相談所やフォスタリング機関は、安全基地モデルを参考にして、里親の養育により子どもがよりよく機能し発達するよう、里親と一緒に考えるなど里親の養育をサポートすることができます。

### 【安全基地モデルの5つの側面】

養育の側面	効果（発達上の必要性）	具体的な養育行動（例）
①利用可能性 （信頼感を育む）	子どもがいつでも「安心が得られる」と養育者を信頼し、挑戦のための安全基地を得る	・毎日同じ時間に食事・就寝・遊びを行う ・泣いたら抱きしめて「大丈夫だよ」と声をかける ・外出時に里親の衣服等を持たせる（安心の象徴） ・毎日10分「子どもの時間」を作り、子どもの遊びに沿って養育者は100%注意を向ける
②敏感性 （感情に対処できる力を育む）	自分の感情に気づき、調整することができる （衝動的な行動が減る）	・「悲しいんだね」「怒っているんだね」と代弁 ・泣いている理由を一緒に考える ・ごっこ遊びや人形遊びで他者の気持ちを教える ・子どもの肯定的・否定的な感情に名前をつけて伝える
③受容 （自尊感情を育む）	「ありのまま受け入れられる」経験により、自己肯定感が高まる	・失敗しても「やり直せるよ」と声をかける ・小さな成功を褒める（例：「〇〇がいいね！」） ・指示は肯定的に「コップを両手で持ってね」 ・子どもから得意なことを教わる（例：ゲームや絵）
④協調 （効力感を育む）	人と協調することと、自分の主張に折り合いがつくことを学び、「自分ができる」という感覚が育つ	・遊びの中で選択肢を与える（服・遊び・食事） ・親の目標と子どもの目標を調整（例：ゲーム終了を予告し、再開についても約束） ・協力が必要な遊び（ボール遊び、料理）を取り入れる
⑤家族メンバーシップ （所属感を育む）	「自分はこの家族の一員」という感覚が安心感とアイデンティティを支える ※但し、実家庭の一員であるとの感覚も尊重して維持を図る必要があります。（忠誠葛藤の軽減）	・部屋に実親家族の写真を飾る ・里親家族イベントに参加させる（祖父母訪問、誕生日等の家族の決まった催し） ・家庭の日課を説明し、子どもの大切な習慣も取り入れる

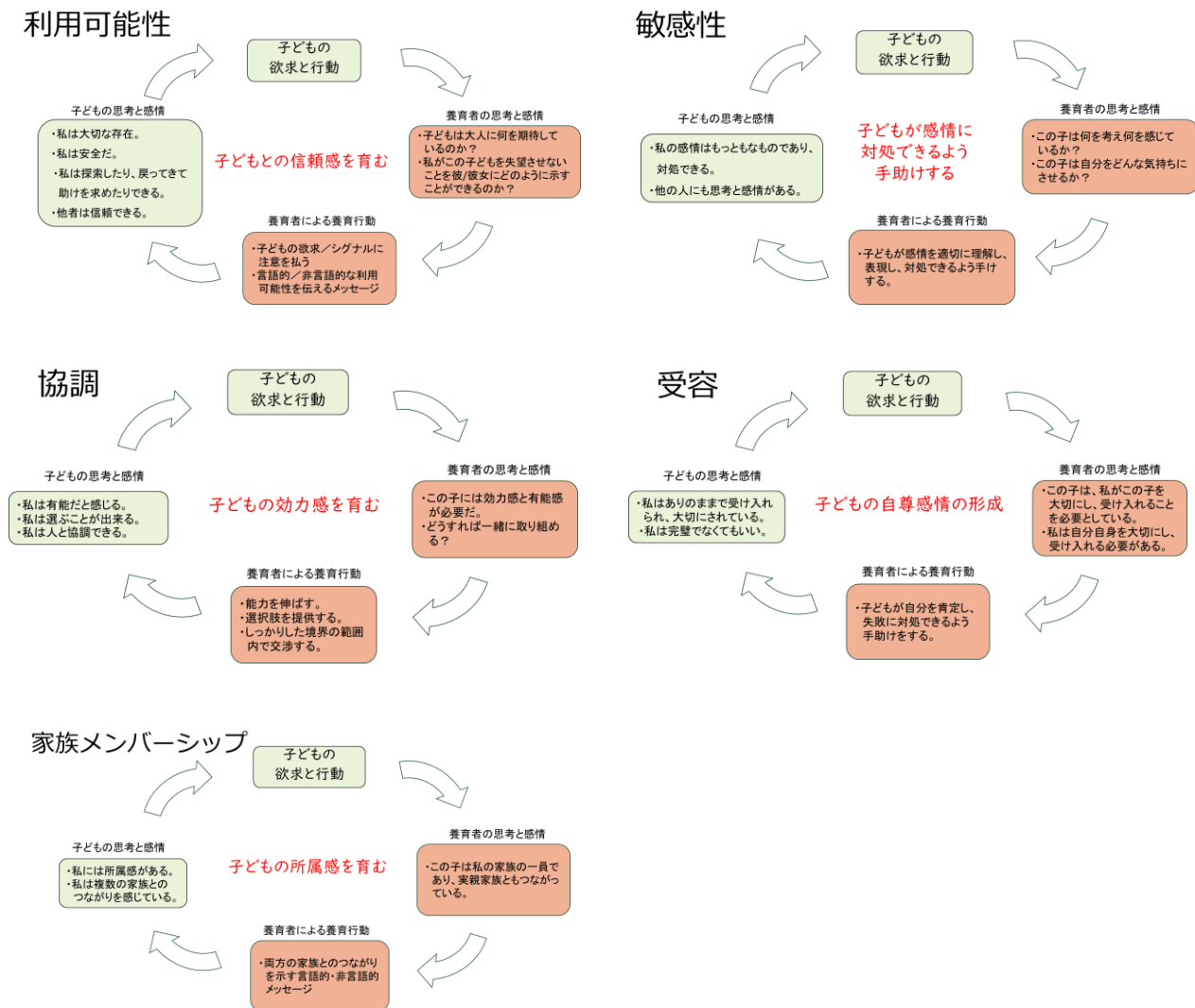


## VI章 里親養育支援と里親養育によるこども・家族の支援

こどもの心や行動を形作るプロセスは、養育者の心の中から始まります。養育者がこどもの行動についてどう感じ考えるかによって、養育者自身の養育行動が決まり、こどもに特定のメッセージを伝えます。こどもの思考と感情はこのメッセージに影響され、その結果としてこどもの行動と発達に影響を及ぼします。

こうした養育のサイクルは、朝食中の短いやり取りや、感情又は行動の深刻な危機への対処にいたるまで、家庭生活の無数の相互作用に当てはまり、望ましい相互作用が積み重ねられることで、こどもの機能と発達に肯定的な影響を与えます。

### 【養育の5つの側面ごとの望ましい養育のサイクル】



### (3) 養育（自立支援）計画の作成と見直し

委託後の3か月は児童相談所の援助指針（養育計画）に基づき、こどもの養育や家庭への支援を行った上で、委託後3か月を目途として評価を行います。養育チームによる会議・打合せを行い、評価項目に関する評価やその背景・要因を分析した上で、児童相談所とフォスタリン

## VI章 里親養育支援と里親養育によるこども・家族の支援

グ機関が連携して役割分担（例：主催は児童相談所、様式への記録はフォスタリング機関など）のもと、里親とともに、パーマネンシーゴールを踏まえて養育計画を作成します。

評価の項目としては、こどもの里親とのアタッチメント形成、こどもの生活の安定（食事・睡眠・排泄などの日常生活、情緒の安定、学校等への適応など）、里親の養育状況（上手く行っている点、困っている点、里親の感情、養育支援のニーズなど）、こどもと家族等との交流や実親の生活状況等が考えられます。

家族関係支援プログラムの対象となるこどもについては、「家族関係支援プログラム策定要領」（最終改正：令和8年2月5日）に基づき、「家族交流開始及び家庭復帰を判断するためのアセスメントリスト・シート」によるアセスメントを行った上で計画を作成しますが、アセスメントには里親の視点を踏まえるとともに、こどもの養育や支援に必要な共通認識（アセスメント内容の共有）の確保に留意します。

養育計画については、以降、こどもの年齢（乳幼児／小学生以上）や委託後の経過期間、養育・支援の状況（安定）等に合わせ、3か月～6か月ごと同様に見直しを行います。

なお、計画の作成にあたっては、児童相談所やフォスタリング機関の担当者が、必要に応じて里親同席のもと、こどもの意見聴取を行い、発達段階に応じて計画に反映させることを基本とします。

また、養育計画を作成する際は、「こども応援ミーティング」を開催して、実親等の参画を得て作成することも考えられるほか、こどもの所属先や実家庭へのサポートを提供する市町村等の関係機関が参加して行うことも可能であり、効果的に活用します。

### (4) レスパイトケアの活用

里親養育に関するサポートの1つとして、レスパイトケアの制度が設けられています。レスパイトケアは、里親の病気や家庭・仕事の事情により一時的にこどもの養育が難しくなった場合や、里親の心身の疲労等を軽減して望ましい形で里親養育を継続するため、一時的又は定期的に他の里親等や施設でこどもを養育するものです。

レスパイトケアの活用については、一次的には里親とフォスタリング機関が利用・活用について相談し、フォスタリング機関が代替養育先を調整した上で、児童相談所の承認（正式な利用決定）を得て実施します。

レスパイトケアの利用にあたっては、こどもの里親等への信頼感の維持やこどもの予測可能性を損なわないよう、事前にレスパイトケア先を決めておくなど、代替養育先の選定を含めた実施の必要性・方法・頻度等を検討します。レスパイトの利用にあたっては、こどもの年齢や里親との関係等も踏まえ、里親・フォスタリング機関、児童相談所で十分に検討して共通認識のもと利用・活用することが重要です。

#### 【こどもの信頼感が低下し委託の安定性を損なう利用（例）】

- 月1～2回の高頻度でレスパイトケアを利用する一方で、ケア先が毎回異なる（こどもがたらい回しにされる）利用
- 里親家庭の冠婚・葬祭や親族旅行等において、同年齢（又は年齢の低い）実子が参加しているにもかかわらず、委託を受けたこどもを参加させずにレスパイトケアを利用

## VI章 里親養育支援と里親養育によるこども・家族の支援

特に乳幼児については、里親に対するこどもの安心や信頼を維持・向上させる観点から、できる限り特定の里親等による宿泊を伴わないレスパイトを活用することが適当です（レスパイト先の養育者に慣れて頼れるようになった後は、宿泊も考えられます）。

なお、レスパイトケアは1日単位でこどもを代替養育先においてケアする制度です。このため、短時間（1～2時間）こどもを預ける際にレスパイトケアを活用することは適当ではありません。レスパイトケアは、概ね4時間以上かつ食事（昼食など）を挟んでこどもを預ける場合に制度を利用することが適当です。

また、フォスタリング機関が担当する里親に委託されたこどもを預かる場合は、「チーム養育」の趣旨に鑑みて、レスパイトケア制度の適用はなじみません。

一方、里親養育においては、家庭と同様の養育環境における養育のメリットを最大限に活用する必要があります。一般の家庭において、保護者の監護が及ぶ範囲として、例えば、友人や親族に短時間こどもを預かってもらったり、こどもが親族や友人の家庭に遊びに（泊りに）行ったり、友人の保護者等の引率のもとでスポーツクラブの活動に参加したりすることはそれほど珍しいことではありません。

里親養育においても、これらのことが否定されるものではありません。委託を受けたこどもも一般の家庭のこどもと同じように様々な経験を安全に積むことができるよう、里親やフォスタリング機関において日常的な監護の一部として、適切にその可否を判断します。

### (5) 真実告知、ライフストーリーワーク

真実告知とライフストーリーワーク（LSW）は、こどもが自らの過去・現在・未来を結びつけ、安定した自己理解とアイデンティティを形成するための支援であり、パーマネンシーの「内的基盤」を育む重要なプロセスです。

真実告知の基本方針（内容・方法・時期等）は、児童相談所が里親・フォスタリング機関と相談の上、アセスメントに基づき定めますが、日常の安心できる関係性の中でこどもが自然に問いを発し理解を深められるよう、日々の生活の中で里親が主体（一次的な語り手）を担うことも適当です。

LSWは、児童相談所とフォスタリング機関が中心となって計画・進行を担い（資料収集・セッション設計・記録の整備）、里親は日常生活における継続的な語り直しと、写真・手紙・出来事などの証拠の蓄積・提示を担うなど、両者と連携・協働して進めます。

フォスタリング機関は、こどもの情緒の状態や理解の発達段階を踏まえ、里親への助言や心理的サポート、必要に応じた専門支援のコーディネートを行い、真実告知およびLSWがこどもの不安や忠誠葛藤を強めないよう支えます。

これらの支援は、こどものペースを尊重し、予測可能性と安心感を損なわない範囲で段階的に進め、進捗やこどもの反応は、養育（自立支援）計画や「こども応援ミーティング」等において随時確認し、必要な調整を行います。また、これらの支援は、こどもの親や家族、親族等から得られる情報・協力をできる限り取り入れ、こどもに対して一貫したメッセージを届けることが求められます。

【参考1：里親による継続的な語り直し】

生活場面	里親の語り直しの典型例
写真を見ながら	「この写真は〇〇ちゃんが来てすぐのころだね。来てくれてうれしかったよ。」
保育園・学校の行事	「今日の作品、とても素敵だね。〇〇ちゃんのこれまでのがんばりがつなげて今があるね。」
実親との面会前後	「お母さんは〇〇ちゃんのことをずっと思っているんだよ。今日は会えてうれしいね。帰ってきて不安な気持ちが出ることもあるけど、一緒にいようね。」
実親についての質問	「お父さんは〇〇ちゃんのこと大切で、いまはいっしょに住む準備をがんばってるんだよ。」
不安や怒りの噴出時	「そういう気持ちが出てくるのはこれまでの経験があったからだね。でも今は〇〇ちゃんの味方がここにいるよ。」

【参考2：里親が行う「素材の蓄積」の具体例】

- 日々の写真（行事・遊び・日常）
- 子どもが描いた絵・工作
- 子どもが話した印象的な言葉のメモ
- 初めてできたことの記録（“できた日ノート”）
- 実親から届いた手紙・メッセージ
- 親子交流での出来事メモ
- 病気・成長・習い事などの生活史

(6) こどもの自立支援

追って記載予定

(7) 記録作成と委託費の請求

追って記載予定

(8) 危機への対応

養育の明らかな困難、里親家庭の生活状況の急激かつ重大な変化、被措置児童等虐待の疑いの把握、その他重大な事故や病気、トラブル等の危機が発生した場合、緊急の「子ども応援ミーティング」を速やかに開催し、当面の対応方針を決定します。

ミーティングには、原則として、児童相談所、里親、フォスタリング機関が参加する必要があります。

ただし、被措置児童等虐待の疑いが把握された場合は、ミーティングの開催等はせず、状況に応じて児童相談所がこどもの一時保護を行うことがあります。この場合、ファミリーホーム

## VI章 里親養育支援と里親養育によるこども・家族の支援

など、複数の児童相談所がこどもを委託している場合は、関係する児童相談所が連携・協力してこどもとの面接などの初期調査を行い、必要に応じてこどもの保護にあたります。

フォスタリング機関は、チーム養育の中核を担う機関として、児童相談所の対応に協力を行うとともに里親に対するサポートも提供します。

いずれにしても、危機対応は、こどもの安全を最優先に考えますが、被措置児童等虐待が疑われる場合を除き、3者（及びその他の主要な関係者）が速やかにかつ十分に情報を共有した上で、それぞれの認識や意見を交換してできる限り合意のもと、最終的には、こどもを措置する児童相談所が対応方針を決定します。

なお、危機の対応後は、事案の振り返りを3者（及びその他の主要な関係者）で行って再発防止策を話し合い、その後の養育や里親養育へのサポート等に反映させます。

### 5 里親等委託の解除とその後のアフターフォロー

里親等委託の解除とこどもとその家族へのアフターフォローの実施については、児童相談所を中心に丁寧かつ迅速な関係者の合意形成プロセスを経て行われることが重要です。

委託の決定と同様に、こどもとその家族及び里親等の当事者の意向を十分に踏まえつつ、こどもの安全の確保のほか、こどもの成長にとって適切な養育環境、こどものパーマネンシー保障を総合的に勘案し、こどもの最善の利益が実現することを優先的に考慮して、最終的に児童相談所が決定します。

解除後の里親に対するアフターフォローについては、「解除後フォローガイドライン」の内容を踏まえ、フォスタリング機関が中心となり行いますが、何よりも解除に至るプロセスと解除後のこどもや家族と里親との関係の維持・継続が大切であるため、児童相談所も同ガイドラインの内容を熟知していることが必要です。

委託解除後においては、フォスタリング機関によるアフターフォローだけでなく、チーム養育関係者の相互のレベルアップにつなげるとともに、ある意味で当事者である里親の声を受け止める機会ともなることから、原則として、児童相談所を含めた「養育チーム」で、解除となった里親養育を振り返る機会を設けます。

#### (1) 委託解除に関する合意形成

委託解除を検討する段階から、児童相談所、フォスタリング機関及び里親の「養育チーム」で情報共有を行い、解除に至る理由や判断のプロセスを透明化します。児童相談所による突然の解除通告や不意打ち的なこどもの保護や方針変更等は避け（被措置児童等虐待が疑われる場合の一時保護を除く）、里親・こども（及びその家族）が「見通し」を持ちながら次の新しいステップに進むことが重要です。

児童相談所から委託解除の目的や今後の見通しを説明するとともに、里親やこどもが質問や意見を述べる場を確保します。

なお、こどもの移行にあたっての考え方やプロセスは、V章の里親委託におけるこどもの移行に関する記載の内容がそのまま参考となります。

#### (2) 委託解除の準備と解除時の対応

## VI章 里親養育支援と里親養育によるこども・家族の支援

委託解除にあたっては、お別れの時間や記念品（アルバム・手紙）を相互に手渡すなど、委託の解除を関係の「断絶」ではなく関係の「節目」として、関係者が連携・協力してこどもが新しい環境に移行する準備を整えます。こどもの荷物の整理については、可能であれば、こどもと里親だけでなく、新しい養育者（実親、別の里親等）も交えて行うことで、こどもにとって前後の養育者の協力の姿勢を確認し、つながりが途切れるのではなく継続することを実感することができます。

こどもの大切なつながりを維持・継続するとともに、里親のこれまでのこどもの養育へのコミットメントに応えるためにも、児童相談所を中心に当事者・関係者間で解除後のこどもと里親の交流等（手紙や電話のやり取り、面会交流、ショートステイの利用等の里親による実親養育への支援など）についての取り決めを必ず行います。こうした内容も含め、児童相談所を中心とするこどもへのアフターフォロー、フォスタリング機関が行う里親へのアフターフォローの実施についても、内容や時期等について当事者・関係者間で確認します。

フォスタリング機関を中心に、里親が周囲に説明できるよう解除理由の整理をサポートしたり、児童相談所（状況によって家族）への返却書類の準備や住民票の異動手続きなど委託解除前後の里親の手続きをサポートします。

委託解除は「支援の終わり」ではなく「新しい関係への移行」と位置づけ、児童相談所とフォスタリング機関が連携し、特に、委託解除の当日は、こどもと里親、更には実親など次の養育者が集まり、相互に「ありがとう」・「これから（も）よろしく」で関係のひと区切り（新たな移行）を迎えられるよう支援します。

なお、すべての解除事例について交流等の取り決めができるわけではありません。その場合、例えば、児童相談所が解除後に引き継ぎこどもやその家庭を支援する場合は、親権者及びこどもの同意を得てこどもの様子等を里親等に伝えることが考えられますが、こうした対応が難しい場合もあります。

その他、解除時に里親が児童相談所に（場合によりこどもの親権者等に直接）返却する書類等は「措置解除時の返却書類一覧表」に記載のとおりです。

里親委託時の交付書類・手続きについて」に記載のとおりです。

### 【委託解除時に必要となる里親の手続きなど（主なもの）】

こどもの物品の整理・引き継ぎ	こどもの持ち物を整理しこどもや親権者（次の養育者）に引き継ぎます。可能な場合、こどもや親権者等と整理を行います。こどもの持ち物は不要な物を除き、原則、すべて引き継ぎます。
住民票の異動	里親宅からの転出（転居）の手続きを行います。
口座の引き継ぎ	児童手当を管理して（貯めて）いたこども名義の口座を「本人」へ引き継ぎます。
退園・転校等	保育園の退園や転校の手続きを行います。
支給予定児童手当の扱い	委託解除後に里親の口座に支給予定の児童手当について、親権者等への引き継ぎ方法を決めておきます。
委託費の請求等	里親委託費については、例月と同様に請求等を行います。

### (3) 里親に対する初回フォロー（解除後1か月以内）

## VI章 里親養育支援と里親養育によるこども・家族の支援

里親に対する事前のヒアリングを行った上で、解除後1か月を目安に、フォスタリング機関が里親と面談を実施します。面談では、里親の心身の状態や感情を傾聴し、委託期間の振り返りを行います。

委託期間の振り返りについては、解除理由や経過を共有し、里親からのフィードバックを受け止めます。今後のフォロー方針（頻度・内容）を合意し、こどもや家族との関わり方を確認します。必要に応じて心理士の同席やピアサポートの紹介を行い、孤立感の軽減を図ります。

また、児童相談所を交えた「養育チーム」による振り返りの設定について、実施の時期等に関する里親の意向を把握します。振り返りについては、里親の意向・状態を踏まえつつ、できる限り早期の段階で行うこととします。

### (4) 里親に対する継続フォロー（1か月～6か月）

委託解除後の意味づけを支援する時期です。面談を複数回に分け、委託期間の出来事を整理し、里親の気持ちを言語化します。悲嘆のプロセス（否認→怒り→罪悪感→抑うつ→受容）に配慮し、無理に現実を突きつけず、共感的な態度で支援します。次回委託に向けた課題や希望を確認し、必要な研修やサポートを提案します。ピアグループやモデルとなる里親とのつながりを促進し、里親としての活動への再接続の準備を進めます。

### (5) 長期フォローと再接続（6か月～1年）

委託解除から半年以降は、里親が経験を語り、意味づけを深める時期です。フォスタリング機関は、語りの共有やグリーンノート作成を支援し、里親が次の役割に再接続できるよう後押しします。ピアサポートや可能な場合のこどもとの関係継続（手紙・面会）を通じて、喪失感を軽減します。再委託に向けた準備プログラムや研修を提供するなど、フォスタリング機関は里親の前向きな再挑戦を支援します。

### (6) 関係者の振り返りと改善

委託解除後の一定期間（初回フォロー面接以降）を経て、児童相談所・フォスタリング機関・里親が「養育チーム」で振り返りを行います。解除の経過やケースマネジメント、養育や養育支援等のあり方を検討し、こどもの成長に関する相互の貢献と課題及び必要に応じた改善策を整理します。児童相談所からの養育及び養育支援に関するフィードバック、里親・フォスタリング機関によるケースマネジメントに関するフィードバックをそれぞれ共有し、次回委託に向けた「養育チーム」の体制・連携の強化を図ります。

こうした振り返りは、里親養育に関する相互信頼を高め、養育の質の向上につながる重要な取組です。

### (7) こども（その家族）と里親との関係の維持・継続

児童相談所を中心に関係機関により行われるこども・家庭へのアフターフォローと、フォスタリング機関により行われる里親へのアフターフォローにおいて、すでに述べたとおり、こどもと里親との関係の維持・継続は重要な要素であり、こどもへのアフターフォローに里親によるこどもとの面会交流や実親等に対する相談支援、ショートステイの受け入れ等を積極的に組み込むことが考慮されるべきです。

## VI章 里親養育支援と里親養育によるこども・家族の支援

いずれの場合においても、児童相談所等の関係機関とフォスタリング機関は連携を図った上で、こども（その家族）と里親との関係が望ましい形で維持・継続するようできる限り配慮します。

### 6 チーム養育と関係機関との連携

里親養育は里親とフォスタリング機関によるチーム養育であることを再三述べています。ここでは、改めて、チーム養育の意義とこどもを委託する児童相談所を含めた3者（養育チーム）の関係について整理するとともに、ピアサポートやレスパイトケアの活用、施設や市町村をはじめとする関係機関との連携・ネットワーク化について記載しています。

#### (1) チーム養育とフォスタリング機関の役割

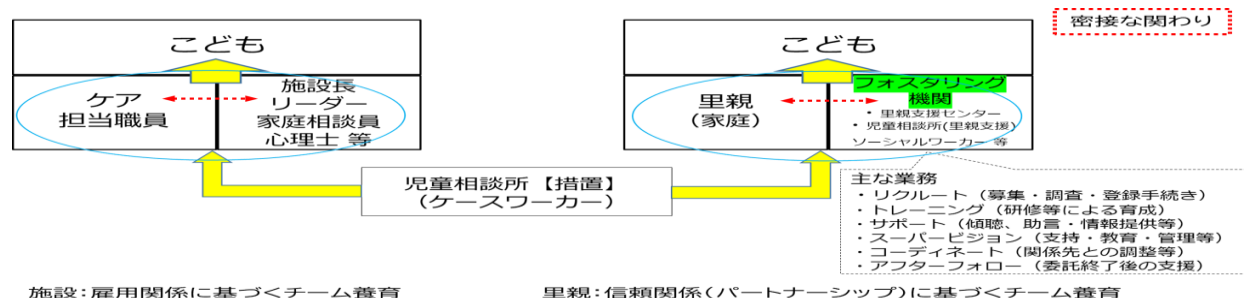
家庭養育優先原則のもとで、里親等への委託を進めていくためには、里親の数を増やしていくとともに、質の高い里親養育が提供できるようにすることが求められます。平成28年に児童福祉法が改正され「家庭養育優先の原則」が明記され、併せて、こどもの委託が可能な里親の開拓や研修、里親とこどものマッチング、自立支援計画の作成、里親に対する訪問支援、委託されたこどもの自立支援などの里親支援業務（フォスタリング業務）が、県の業務として明確に位置づけられました。

また、これらのフォスタリング業務を一貫した体制のもと包括的に行い、里親と「チーム養育」を行う機関として、「フォスタリング機関」と呼ばれるサポート体制が導入されました。フォスタリング機関の存在意義は、新たな里親を開拓し、里親によるこどもの養育が、施設での養育のように「チーム養育」として行えるよう、里親とこどもを（こどもの親も含めて）支援していくことです。

そして、令和4年の児童福祉法の改正において、フォスタリング機関として、里親とのチーム養育を専門に行う「里親支援センター」が児童福祉施設の1つとして位置づけられました。施設において実現しているチーム養育と、里親とフォスタリング機関により実現されるチーム養育は、どちらもその「養育の最低基準」を満たし、その水準を維持し、さらに向上させる役割があるといわれています。

フォスタリング機関はソーシャルワーカー等の専門職を配置して、里親のリクルート段階から一貫して里親をサポートし、里親との信頼関係を構築して、チームとして里親とともにこどもの健全な成長・発達を支えます。

#### 【施設のチーム養育と里親・フォスタリング機関のチーム養育のイメージ図】



## VI章 里親養育支援と里親養育によるこども・家族の支援

児童相談所では、こどもと家庭の状況等により、マッチングを経て適切な委託（入所）先にこどもの養育を委託することになりますが、フォスタリング機関と里親による「チーム養育」に、児童相談所（ケース担当部門）を加えた3者の「チーム」によって、こどものよりよい成長をサポートしていくことが必要です。

フォスタリング機関は、イメージ図のとおり、施設で言えば、施設長やケア職員チームのリーダー、家庭支援専門相談員や心理士等が果たしている役割を包括的に果たします。

### 【フォスタリング機関の役割・機能】

内容	施設でのチーム養育を参考にした記述
リクルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設では、施設として目指すビジョン・方針を掲げ、そのビジョンに向かってこども・家庭への支援やケアをともに提供する職員を募集し、採用（試験・面接等）します。</li> <li>○フォスタリング機関も同様にビジョンに向かって方針を共有し、こども・家庭への支援やケアをともに提供する里親を募集し、登録手続きを行います。</li> </ul>
トレーニング （研修）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設では、質の高い支援やケアの提供を目指し、採用した（する）職員をはじめとする職員に対して、段階ごとの研修や仕事を通じたトレーニング（OJT）を提供し、ビジョン・方針に沿って、職員の能力の向上を図ります。</li> <li>○フォスタリング機関においても、登録前後にかかわらず、里親に対する様々な研修の機会を提供するとともに、それぞれの里親に対する個別的なサポート等により、ビジョン・方針を踏まえ、里親養育の質の向上を図ります。</li> </ul>
サポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設では、悩みや課題を解消・克服し、職員が主体性を発揮して、よりよい支援やケアが提供できるよう、様々な形で職員へのサポートを提供します。組織上の上司・部下の関係でのサポートのほか、職場での同僚同士のサポートや先輩・後輩関係を通じたサポートなども公式・非公式を問わず行われています。また、心理士や看護師等が専門的な観点から、職員へのサポートやこどもや家族への直接的なサポートも提供しています。</li> <li>○フォスタリング機関も同様に、フォスタリング機関が里親（里親家族を含む）や委託されたこどもやその家族に対して提供する物理的・心理的なサポートのほか、里親同士のサポート（ピアサポート）を意図的に活用し、里親が悩みを解消し、課題を克服できるよう重層的に里親の活動を支えます。</li> <li>○ピアサポートは、フォスタリング機関と里親の「チーム養育」と無関係ではなく、「チーム養育」の一部をなすものです。</li> </ul>

内容	施設でのチーム養育を参考にした記述
スーパービジョン	<p>○施設では、職員の上司にあたる職員（例えば、あるケアユニットであれば、ケア担当職員に対するユニットリーダーなど）が、担当職員に対して定期・不定期を問わず、コミュニケーションを図り、職員が能力を発揮できるようサポートしたり、助言・指導をしたり、質の高いサービス、コンプライアンス、ワークライフバランス等の観点で職員の職務遂行の状況を管理・把握します。</p> <p>○フォスタリング機関においても、里親との様々な場面での定期・不定期の関わりを通じて、里親の活動を支え、助言・指導を行い、里親養育をはじめとする里親活動を管理・把握することが必要です。</p>
コーディネート	<p>○こどものケア、家庭復帰や自立支援にあたり、家族への相談支援やアフターフォローを行うほか、児童相談所をはじめ、関係施設、保育所・学校、市町村、医療機関など多様な関係機関との連携・協働は欠かせません。施設では、家庭支援専門相談員等のソーシャルワーカーが配置され、外部機関と連携を図り、こどものケアをよりよくし、協働してこどもの家庭復帰や自立支援、アフターフォローを行うほか、ショートステイの提供等を通じて地域支援の機能も持っています。</p> <p>○フォスタリング機関においても、職員配置の状況によらず、里親をはじめ関係機関と連携し、こどものケアをよりよくするとともに、こどもの家庭復帰や自立支援、アフターフォローを行うとともに、里親ショートステイの提供等を通じて、地域支援にも力を発揮する必要があります。</p> <p>○特に、フォスタリング機関においては、里親と児童相談所をはじめとする関係機関が円滑に連携を図れるよう、連絡・調整するよう特段の配慮が求められます。</p>
アフターフォロー	<p>○里親養育は、家庭環境における家族の生活というプライベートな空間・関係を活かして行われる公的な養育です。里親養育は仕事・事業ではなく、“生き方”であると言われていています。里親委託の解除は、いわば“家族の一員”であったこどもとの関係に1つの区切りがつくことであり、家族の「分離・喪失」の問題として考え、解除後のフォローが行われる必要があります。</p> <p>○施設において、ある職員が担当するこどものケアに熱心に取り組んだ後、家庭復帰等により養育関係にひと区切りがつく時点において、達成感だけでなく、喪失感や思い残しなど様々な感情を感じるはずで、特に、養育関係が上手く行かず、こどものユニット変更や措置変更が行われた場合などは、職員が大きな負の感情を抱えることも想定されます。施設では、その職員が、引き続き、次の新しい養育関係や別の役割において力を発揮できるよう、様々な感情を抱える職員をフォローするとともに、養育関係にひと区切りのつくこどもとの継続的な関係の維持にも工夫を凝らしていると考えられます。</p> <p>○フォスタリング機関では、里親養育が里親のプライベートな空間・関係を活かしたケアであることを十分認識し、チーム養育に付随する課題として、里親委託の解除に伴う里親及びその家族の分離・喪失の問題を捉え、里親等に対するアフターフォローを行います。</p>

(2) 児童相談所とフォスタリング機関の関係

## VI章 里親養育支援と里親養育によるこども・家族の支援

児童相談所は、こどもと家族への援助（ケースマネジメント）の一環として、こどもを里親養育によるケアに委ねます（委託します）。このため、里親養育を含め当該ケースに対する援助に関わる最終的な責任は、児童相談所にあります。

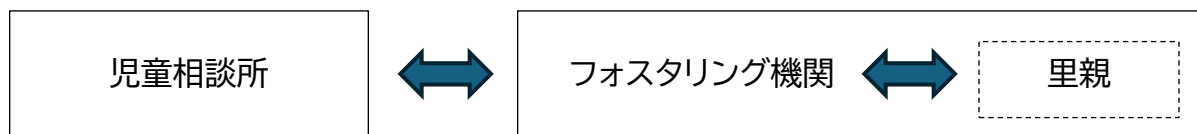
児童相談所は、こどものパーマネンシープランや児童相談所援助指針に沿って里親養育がチーム養育として円滑によりよく行われ、こどもへの個別的なケアがなされ、パーマネンシーが保障されるよう、フォスタリング機関や里親との信頼関係の構築に努め、実親をはじめとする家族等への支援や関係機関と連携・協働の促進に直接的・間接的に役割を果たします。

具体的には、上記のフォスタリング機関の役割を踏まえ、児童相談所と施設との連携を参考に、ケースマネジメントにおける重要な局面（こどもの円滑な移行管理、委託初期の実親等を含む関係者の早期の関係構築、養育（自立支援）計画の進行管理、親子再統合等のパーマネンシープランの進行管理、こどもの保育・教育・障がい・医療等のサービス利用の開始、危機対応など）ではフォスタリング機関と連携して直接的な対応を行うとともに、フォスタリング機関と里親が主体性を発揮して、日常的なケアや実親等への支援が安定して望ましい形で行われるよう後方支援を行います。

フォスタリング機関は、里親養育の中核を担う機関として、児童相談所の方針を踏まえ、児童相談所とのコミュニケーションを十分に図るとともに、上記のフォスタリング機関の役割を踏まえ、里親とフォスタリング機関の「チーム養育」にこどもの養育が委託されているとの認識のもと、こどもの安定したアタッチメント形成とパーマネンシー保障が実現するよう里親とともにこども及びその家族に望ましいケア及び家族への支援を提供します。

なお、児童相談所とフォスタリング機関及び里親の連絡調整については、危機対応の際の臨機応変な連絡調整が求められる場合を除き、原則として、フォスタリング機関が養育を提供する側の連絡調整の窓口を担います。

### 【参考1：連絡調整の流れ】

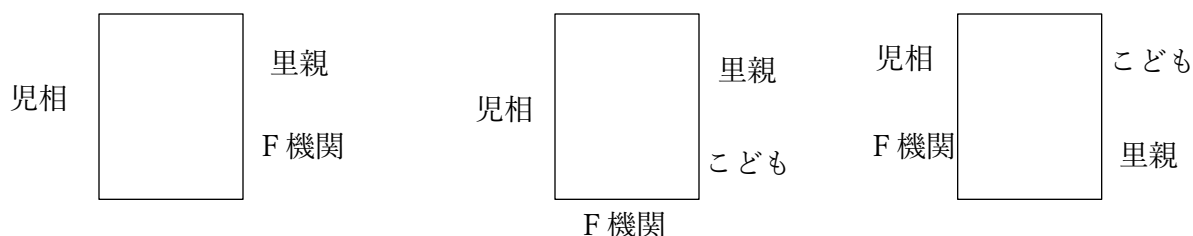


### 【参考2：3者の役割等を踏まえた打合せ時の座席設定（例）】

養育計画見直し（除く当事者）

日常的な状況の確認

里親・里子のトラブル調整



### (3) ピアサポートの活用（里親グループ化等）

## VI章 里親養育支援と里親養育によるこども・家族の支援

里親同士の相互支援は、些細なことでも気軽に相談ができる、里親の考えや感情の理解・受け止めがしやすい、里親からの助言には耳を傾けやすいなど、里親養育の継続性を高める上で重要な要素の1つとなり得ます。フォスタリング機関は、地域（：圏域・広域）ごとに里親グループ（4家庭～最大10家庭前後）を意図的に組織し、里親グループごと、地域の里親グループ合同で、定期的な様々な交流会やミニ学習会等の場を設けます。

こうしたグループ活動による里親グループ内での顔の見える里親同士の関係作り、グループ内の里親と委託されているこどもとの関係作りを通じて、ピアサポートの趣旨を踏まえ、グループ内での里親レスパイトをはじめとする養育上の相互支援の実施、里親同士の電話やLINE等による相談関係の構築を目指します。

この他、ピアサポートの促進において、特に養育経験や家族支援の経験の浅い里親については、これらの経験を豊富に持つなど、フォスタリング機関と里親による「チーム養育」において他の里親のロールモデルとなるような同一地域（：圏域・広域）の里親とのつながりをグループ内外を問わず個別に確保し、経験の浅い里親がモデル里親に気軽に助言を求めたり、モデル里親が経験の浅い里親の里親サロンや研修会等への参加を促してともに学んだりするような関係作りを推進します。

これらのピアサポートは、里親の孤立感の軽減や経験知の共有につながり、緊急時の相談先としても機能します。フォスタリング機関は、里親グループ化やモデル里親との関係作りを公式な「チーム養育」のサポート体系の1つに位置づけ、必要に応じて同じ地域で活動する他のフォスタリング機関と協働して促進するとともに、グループ活動の状況やモデル里親の活動を把握するとともに、万一、里親同士のトラブルが発生した際には、課題や問題の解消に向けて必要な調整を行います。

里親グループの組織化にあたっては、「里親グループ化ガイドライン」を参考とし、里親同士の認識の統一を図った上で、里親の主体性を尊重しつつ、フォスタリング機関としても、里親同士の顔が見えて話のしやすい関係性の維持・向上に努めます。

### (4) 関係機関との連携

すでに述べてきたとおり、児童相談所の援助（ケースマネジメント）にあたり、また、委託を受けたこどもの里親養育にあたって関係機関との連携・協働は不可欠の要素です。

当事者（こども・親など家族）を含めた、児童相談所・里親及びフォスタリング機関のチームによる「こども応援ミーティング」には、例えば、必要に応じて、学校等のこどもの所属先の関係者の参加を得て開催することも考えられます。

また、「こども応援ミーティング」とは別に、学校等の関係者との打合せの機会を持つなど、学校生活の安定や医療的ケア・障がいサービスの利用などの目的に応じて、3者に加えて必要な支援会議・関係者会議を開催し、こどものケアの充実、こどものパーマネンシー保障の促進、それぞれの課題解消等のため、関係者の連携・協働を推進します。

この際、支援会議等を開催する主体は、ケースマネジメントの重要な節目、パーマネンシー保障に関連するものは児童相談所が主体となり、日常的な養育に付随するものはフォスタリング機関が主体となることが想定されますが、ケースの実態と児童相談所・フォスタリング機関の役割を踏まえた上で、固定的に考えるのではなく両者が連携して必要な支援会議等が漏れなく開催されることが重要です。

なお、こうした、こどものケアの充実やパーマネンシー保障の促進に関与する学校や医療機関等の関係者について、「応援チーム」ということもあります。

### 7 里親登録後の全般的なサポートほか

登録後の里親に対するフォスタリング機関によるサポートは、里親がこどもの養育や家族への支援等において様々な形で活躍することにより、社会的養育の推進において一定の役割を果たすことを趣旨として、それぞれの里親との関係の維持・メンテナンス、研修・交流機会の定期的な設定、里親グループ化等のピアサポートの推進などの施策をフォスタリング機関の活動の1つとして、委託・未委託にかかわらず全ての里親に対して実施します。

里親が社会的養育の文脈においてこれまで以上に活躍する観点では、地域の支援体制作りを担う市町村において、里親ショートステイに対する期待が高まっています。フォスタリング機関は、市町村と連携・協力して里親ショートステイの仕組み作りを推進します。

また、フォスタリング機関は、自機関の運営において、「チーム養育」のパートナーである里親の意見を日常的に反映する仕組み作りを行うとともに、里親とのパートナーシップを促進する一助として、エリアの里親会の運営に積極的に参画します。

#### (1) 関係のメンテナンス

フォスタリング機関は、担当する全ての里親に対して、電子メールやSNS等を活用して自機関や里親養育等に関する定期的な情報提供に努めます。

また、年1回は、主として家庭訪問での面接（実情に応じて来所面接・オンライン面接可）により、里親家庭の状況や里親養育に関する意向の把握を行うとともに、「里親養育に関するコミュニケーションシート」の更新を行うこととします。

#### (2) 研修・交流機会の提供

フォスタリング機関は、様々な立場の里親（委託：委託中／未委託／交流中／委託解除後、こどもの年齢：乳幼児／小学生／思春期／自立期など）のニーズも考慮した上で、定期的に研修（事例検討等を含む）や交流（里親サロン・里親子のイベントなど）の機会を提供します。

こうした研修や交流の機会は、担当するすべての里親に対して提供するほか、エリアの他のフォスタリング機関と連携・協働して合同で実施することが可能です。

#### (3) 里親グループ化等の促進

すでに述べたとおり、フォスタリング機関は、地域における里親グループ化の活動を促進します。里親グループ化の取組は、こどもを養育する里親へのサポートの一環として行われるほか、未委託里親が実際にこどもを養育する里親の経験に身近に触れたり、レスパイトケアの提供を通じて里親養育の一端を担うことにより、里親としてのモチベーションの維持や養育力の向上に資するものです。

こどもの委託候補となった里親には、身近な地域のモデル的な里親を予めつなげることにより、里親が安心してこどもとの交流に臨み、その後の養育にコミットする後押しとすることも考えられます。

#### (4) ショートステイの仕組み作り

里親養育はフォスタリング機関と里親による「チーム養育」です。このことは措置による里親養育であれ、一時保護委託であれ、ショートステイによる養育であれ変わりません。フォスタリング機関は、市町村と連携・協力して里親ショートステイの仕組み作りを推進します。

特に、里親支援センターについては、ショートステイの契約形態にかかわらず、市町村との連携によるアセスメントを踏まえ、ショートステイを利用する地域の家庭と里親をつなげ（マッチング）、円滑な利用が可能となるよう仕組みやケースに応じた調整機能（例：こどもの受け渡し、家庭と里親の関係構築、家庭と里親へのアフターフォロー、危機発生時の連絡窓口など）を果たすことが期待されています。

#### (5) フォスタリング機関運営への里親の参画

フォスタリング機関は、自機関の運営について養育の当事者である里親（更には委託されているこどもとその家族）の声を反映する仕組み作りを行います。

例えば、定期的なアンケートの実施、ある特定の課題に対するヒアリング調査や検討会議の実施、担当する里親の代表者を交えた定期的な運営会議などの開催が考えられるほか、機関の職員として里親経験者を積極的に雇用することも、里親の声を活かす施策の1つです。

里親養育は里親とフォスタリング機関だけで成り立つものではないことから、様々な機会を通じて、里親やこども等の声を、県（児童相談・養育支援室）や活動地域を管轄する児童相談所に届け、里親養育の仕組みがこどもや里親等にとってよりよいものとなるよう働きかけを行います。

また、里親とのパートナーシップ促進や資質の向上、ピアサポートの充実等に資することから、フォスタリング機関は、担当する里親がエリアの里親会に入会し、その活動に積極的に参加することを奨励するとともに、エリア内で活動する他のフォスタリング機関とも連携し、エリアの里親会の運営・活動に主体的に協力して運営・活動を推進します。

#### 【重層的な研修・交流、里親グループ等の仕組み作りと里親会の活動】

地域と所属	推進のあり方
同一地域（エリア） 同一フォスタリング機関	フォスタリング機関が担当里親（里子）へのサポート施策の一環として、里親等のニーズに応じて研修・交流会等を開催し、里親グループ化等を推進
同一地域（エリア） 複数フォスタリング機関	フォスタリング機関同士が連携して、関係里親（里子）へのサポート施策の一環として、里親等のニーズに応じて研修・交流会等を開催し、里親グループ化等を推進
同一エリア 全フォスタリング機関	エリア内の全フォスタリング機関が連携して、エリア里親会の活動（エリア内の里親（里子）へのサポート施策）の一環として、里親会の意向（里親・里子等の声）を踏まえ、研修・交流等のイベントを開催、その他里親会の運営に主体的に協力

地域：圏域（広域） … 県内 10 地域／エリア：北信、東信、南信、中信 … 県内 4 エリア

## 8 各種事務手続き

項目	参照する通知等
レスパイトケアの利用	里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）実施要領（最終改正：令和4年4月8日）
委託されたこどもの外泊	<p>里親の認定等に関する事務処理要領（最終改正：令和7年10月9日）</p> <p>第9 児童の一時帰省等の届出・報告</p> <p>3 里親は、受託児童を委託児童相談所長の承認を得ないで里親宅の外に移してはならない。 また、児童が一時帰省するときは、児童帰省届（様式第17号）により、その5日前までに委託児童相談所長に届け出るものとする。ただし、帰省区分1の場合は、翌月の10日までに委託児童相談所長に報告するものとする。</p> <p>4 里親は、委託児童が宿泊を伴う旅行等をする場合は、委託児童相談所長に事前に相談するとともに、受託児童外泊届（様式第18号）をその5日前までに委託児童相談所長に提出するものとする。 ただし、児童の通学する学校が教育のため行うものについては届出を要しないものとする。</p>
事故報告	<p>里親の認定等に関する事務処理要領（最終改正：令和7年10月9日）</p> <p>第8 記録の整備及び報告</p> <p>5 最低基準第14条第2項に規定する受託児童の事故発生の届出については、別表1に基づき受託児童事故発生届（様式第12号の1）により委託児童相談所長に届け出るものとする。 また事故が消滅した時は、受託児童事故消滅報告書（様式第12号の2）により速やかに委託児童相談所長に報告するものとする。</p> <p>6 第8の5の届出を受理した委託児童相談所長は、必要な措置を講ずるとともに、別表1に基づき受託児童事故等状況報告書（様式第13号）により速やかに児童相談・養育支援室長に報告するものとする。</p> <p>7 最低基準第14条第3項の規定による届出は、辞退届（様式第14号）により委託児童相談所を經由して知事に届け出るものとする。</p>
被措置児童等虐待への対応	「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（令和7年9月25日付け こども家庭庁支援局虐待防止対策課長、家庭福祉課長、障害児支援課長連名通知）

## ○参照・参考文献

長野県QPI研修会（令和8年1月21日開催）

「アタッチメントとパートナーシップ、そして里親養育への期待 ― こども・家族の今と未来の幸せをともに目指して ―」

講師：チャールズ・H・ジナー博士 コーディネーター：キャロル・ショーファー氏

「アタッチメント・ハンドブック 里親養育・養子縁組の支援」

（2022年11月 ジリアン・スコフィールド、メアリー・ビーク 明石書店）

「社会的養護におけるこども支援テキストブック：こどもが育つ旅路をともに」

（2024年6月 ヴェラ・I・ファールバーグ 誠信書房）

「里親グループ化ガイドライン」（令和8年3月※予定）

「解除後フォローマニュアル」（令和8年3月※予定）

「里親又はファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（厚生省 最終改正令和4年3月30日）

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a23cc922-6f03-41a4-a39d-c7bdadaf7adf/6e6b3415/20250319\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_tsuuchi\\_24.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a23cc922-6f03-41a4-a39d-c7bdadaf7adf/6e6b3415/20250319_policies_shakaiteki-yougo_tsuuchi_24.pdf)

「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いに係る留意点等について」

（平成11年8月30日付け 厚生省）

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a23cc922-6f03-41a4-a39d-c7bdadaf7adf/ac17cabf/20250319\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_tsuuchi\\_25.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a23cc922-6f03-41a4-a39d-c7bdadaf7adf/ac17cabf/20250319_policies_shakaiteki-yougo_tsuuchi_25.pdf)

「里親制度の円滑な実施について」（令和6年9月12日付け こども家庭庁）

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a23cc922-6f03-41a4-a39d-c7bdadaf7adf/bb88b79a/20250319\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_tsuuchi\\_26.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a23cc922-6f03-41a4-a39d-c7bdadaf7adf/bb88b79a/20250319_policies_shakaiteki-yougo_tsuuchi_26.pdf)

## VII章 親族・知人による里親登録

本章では、こどものパーマネンシー保障の有力な取組の1つである、こどもの親族やこどもにとって身近な大人がこどもの親に代わりこどもを養育する際に、里親制度を有効に活用するための手続きについて記載しています。

### 1 親族・知人による里親登録の意義

こどもの親族や知人による養育は、こどもがこれまで慣れ親しんだ、血縁等の関係性・文化的連続性・地域的つながりを維持することにより、安定した家庭と同様の養育環境を確保できる点に意義があります。

こうした親族や知人による養育が行われる際、積極的に里親制度を活用することにより、親族等の経済的な負担の軽減が図られるほか、他の里親委託と同様に、里親とフォスタリング機関による「チーム養育」、児童相談所も加えた「養育チーム」の枠組みを用いることで、こどもへのケアや家族等への支援がより安定して行われることが期待されます。

### 2 パーマネンシーゴールを考慮したケースマネジメント

こどものパーマネンシーを保障するにあたり、児童相談所において、具体的には、下記のようなパーマネンシーゴールの優先順位を考慮したケースマネジメントが求められています。

- ① サポートが必要な家庭であっても、家庭維持が可能な家庭については、市町村の家庭支援事業や児童家庭支援センター等への在宅指導措置等により、こどもを家庭から保護・分離しないための最大限の努力を行います。
- ② こどもを家庭から保護・分離した後も、こどもや家庭へのサポートを行い、短期間で元の家庭に復帰できるための最大限のサポートを行います。  
また、こどもを家庭から保護・分離した後に以下の⑤～⑥（状況により③）の対応を行った場合も同様に、早期の家庭復帰を目指した最大限のサポートを行います。
- ③ 家庭復帰が難しいと判断される場合は、こどもの思いや状況を踏まえつつ、こどもにとってより負担の少ない親族（祖父母・おじ・おば等）やこどもにとって身近な大人による養育（親族里親等の活用を含む）を検討します。
- ④ こどもや家庭、親族の状況等により、③が難しいと判断される場合は、法的な新しい親子関係の形成（特別養子縁組・普通養子縁組）について、児童相談所の法的権限の活用を含めて検討します。
- ⑤ ①～④が難しいと判断される場合は、こどもの状況や思い、よりよい成長・発達等に関するニーズを踏まえ、里親またはファミリーホームへの委託を検討し、「家庭養育優先の原則」と「パーマネンシー保障」の理念を考慮しながら、適切なマッチングのもとで委託します。

## VII章 親族・知人による里親登録

- ⑥ ⑤がこどもにとって適当でないと判断される場合は、施設入所を検討して、同様に、適当な施設への入所措置を行います。

こどもの抱えている問題や課題の改善状況等も考慮しながら、施設への入所期間についてはできるだけ短くし、早期に①～⑤の対応に移行できるよう、継続的にケースワークを行います。

当面、家庭でのこどもの養育が難しく、里親等委託や施設入所の措置が必要になるケースについては（すでに里親等委託・施設入所措置となっているケースを含め）、こどもが慣れ親しんだ親族（祖父母、おじ・おば等）や身近な大人による養育の可能性を十分に検討します。

この場合、こどもの親が行方不明になるなど、連絡が取れない状況にある場合を除き、親に対して、こどもにとって親族等の家庭で養育を受ける意義等について十分に説明した上で、親の理解と協力を引き出して、こどもの養育が可能な親族等について家庭状況等の調査や意向の確認を行います。

この際、親族等に対しては、里親制度の活用について案内するとともに、親族等による養育の意義や、可能な場合には家庭復帰や親子関係の維持に向けた親との連携・協力が必要となることなど、「家庭養育優先の原則」や「パーマネンシー保障」の理念、里親制度（社会的養護）の基本的な考え方などについて説明した上で、理解を得ることとします。

**里親制度の活用について親族等に案内するチラシ等の作成を検討**

### 3 里親制度の活用

親族やこどもに身近な大人による里親養育については、下記のとおり里親制度を活用します。この際、原則として、特定のこどもを想定した制度の活用となります。

#### 【里親制度の活用】

こどもの祖父母、きょうだい等	<b>【親族里親】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○要保護児童の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）及びその配偶者である親族であって、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、<u>これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者</u>のうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいいます。</li><li>○虐待や養育拒否により養育が期待できない場合や精神疾患により養育できない場合なども含まれます。</li><li>○養育里親の登録要件とは異なり、親族里親の認定にあたり、「経済的に困窮していないこと」という要件はありません。</li></ul>
----------------	--

	<p>○扶養義務があっても、子どもを養育することにより、生計の維持が難しくなる事情や見通しがある場合には、親族里親制度を活用することができることとします。</p>
こどものおじ・おば等	<p><b>【養育里親（親族）】</b></p> <p>○扶養義務のない親族については、親族里親ではなく、養育里親を適用します。これは、扶養義務のある親族（祖父、祖母、兄弟姉妹等）は、親族里親として、児童の一般生活費等は支給するが、里親手当は支給しないこととする一方、扶養義務のない親族（おじ、おば等）は、養育里親を適用して里親手当を支給できることとするものです。</p> <p>（おじ、おばに対して養育里親の登録を行おうとするときは、家庭裁判所により扶養義務を設定されていないことを本人に確認します。）</p> <p>○親族里親と同様、通常の養育里親の登録要件とは異なり、「経済的に困窮していないこと」という要件はありません。</p> <p>○親族である特定の子ども（要保護児童）の養育に限定された里親です。</p>
こどもの身近な大人	<p><b>【養育里親（知人）】</b></p> <p>○養育里親を適用します。</p> <p>○特定の子ども（要保護児童）を養育することを想定して里親登録することを原則とします。</p>

#### 4 登録・認定の手続きについて

親族・こどもに身近な大人が、里親制度を活用して養育を行うことを想定する場合、すでに養育の対象となる子ども（委託候補の子ども）がいることから、こどもの安定した養育環境の確保やパーマネンシー保障の観点から、事前の家庭調査・意向調査（ケースワークとアセスメント）を前提に、里親登録・認定手続きは優先的に速やかに進めることとします。

以上を踏まえ、登録手続きの基本的な流れについては、里親新規登録手続きと同様ですが、一部の研修については登録後の受講も可能とするなど、速やかな里親の登録・認定が行われるよう配慮することとします。

なお、調査に当たっては、委託後の「養育チーム」の枠組みを踏まえ、児童相談所の里親養育支援担当職員と委託候補のケース担当職員が2人で対応することを原則とします。

また、ケース担当児童相談所と親族等の住所地を管轄する児童相談所が異なる場合、連携して対応することが原則ですが、地域が比較的近い場合などは、ケース担当の児童相談所がフォスタリング担当を兼ねることも考えられます。

**親族等は親との関係が深く特有の難しさがあると考えられるため、  
本来は特有の研修も行う必要が考えられる。（今後要検討）**

VII章 親族・知人による里親登録

番号	ステップ	概要	備考
①	ガイダンス (個別相談)	親族等に対して、里親制度の活用について案内。親族等による養育の意義、家庭復帰や親子関係の維持に向けた親との連携・協力が必要となることなど、「家庭養育優先の原則」や「パーマネンシー保障」の理念、里親制度(社会的養護)の基本的な考え方などを説明	ケース担当者等によるケースワークのなかで説明・意向の確認 ※原則として家庭訪問により説明等を行うこと
②	初回面接	親族等の意向の確認・基本情報を把握 児童福祉法上の登録要件の確認と「里親養育に関するコミュニケーションシート」の共有	里親養育支援担当者及びケース担当者による面接
③	基礎研修 (座学)	個別研修を実施 (参加可能な合同研修への参加も可能)	里親養育支援担当者による実施
④	第2回面接	経済状況、家族関係、生育歴、里親養育に関する認識・態度等について、親族等の養育者それぞれから調査・把握	ケース担当者・里親養育支援担当者による面接 ※原則として来所面接
⑤	登録前研修 (座学)	全県単位等で開催される2日研修を受講	※登録後の受講可
⑥	機関内の協議	調査書原案を作成し、強み・課題を整理。追加調査の要否について検討	所長を含めた所内会議で検討
⑦	登録前研修 (実習)	乳児院、児童養護施設、フォスタリング機関(里親等の協力)で3日間実習	※親族等に養育経験がある場合は免除可 ※登録後の受講可
⑧	家庭訪問	養育環境の確認、家族の意向確認、危険箇所の確認(同居家族全員との面談要)	児童相談所職員2名のほか、市町村担当者1名
⑨	第3回面接	これまでの家庭との関わりや面接等を振り返り、強み・課題についてコミュニケーションシートをもとに共有・今後の見通し	ケース担当者・里親養育支援担当者による面接 ※来所又は家庭訪問
⑩	住所地を管轄する児童相談所長面接	児童相談所長が調査書をもとに強み・課題等について確認	担当者等1名 ※来所
⑪	里親審査部会	調査書・申請書類をもとに審査 補足説明・委員質問等への応答	
⑫	登録(認定)通知書交付	里親に登録通知書を交付	※未受講の研修がある場合は、里親養育支援担当

番号	ステップ	概要	備考
			者において、受講予定等の確認を行い、受講を確実にフォローすること

## 5 登録・認定後のチーム養育・更新手続き等について

### (1) 登録・認定後のチーム養育（委託手続きを含む）

里親委託の措置に関する手続きは、通常の措置と同様、同意書の取得等を行います。

なお、里親委託の直前に子どもと同一世帯であった直系親族（祖父母等）の場合、世帯の課税状況に応じて入所負担金の費用徴収の対象となります。

登録後のマッチングのプロセス（子どものアセスメントと里親養育への期待の検討・整理）、子どもの移行、養育支援等については、一般の養育里親と同様に行います。

特に、親族等による里親の場合は、養育が孤立する傾向や里親としての認識が必ずしも十分でない場合も考えられるため、日ごろの養育支援を丁寧に行うほか、里親の研修や交流機会等に積極的な参加を促したり、グループ化を含めたピアサポートの活用を図ることも必要です。また、同様の観点から、里親会への入会についても積極的に勧奨します。

### (2) 更新手続き等

親族里親については、更新手続きはありません。

親族や子どもの身近な大人が養育里親となり子どもを養育する場合は、一般の養育里親と同様に更新手続きが必要となります。

いずれの場合においても、子どもの家庭復帰や自立等により里親委託解除される場合は、里親から「里親登録（認定）削除申出書」を提出してもらい、里親登録等の削除の手続きを行います。

なお、親族や子どもの身近な大人が養育里親となっている場合で、その後も養育里親としての登録を続け、これまで関係のなかった子どもの里親としての養育を希望する場合は、改めて、里親審査部会における審査を受けることとします。

この場合の提出書類等については、県（児童相談・養育支援室）と協議の上、決めることとします。

## 6 親族等による里親特有の留意点

### (1) 親族里親等に考えられる課題

#### ① 役割の明確化

親族等は「家族等の問題だから自由に決められる」という感覚を持ちやすく、公的な委託に伴う責任（児童相談所のプラン・方針に基づく養育、記録・報告、安全配慮、面会の運用等）が曖昧になるおそれがあります。意思決定ラインを明確にし、初

## Ⅶ章 親族・知人による里親登録

期段階から制度に関する理解を徹底する必要があります。真実告知・面会の運用・将来の見通しの約束等は、必ず児童相談所の方針に沿って相談の上で実施します。

### ② 期待のすり合わせ

親族等の側の将来像（短期預かり／永続的な養育）と、児童相談所の方針（パーマネンシー保障に基づく見通し）に齟齬が生じやすいことが考えられます。養育（自立支援）計画や面会・交流ルール等を合意文書として具体化し、見直し時期を定めて継続的に調整することが不可欠です。

### ③ 親族間の葛藤対応

血縁などの関係が近いゆえに、これまでの関係上の経過を含め、養育方針・金銭負担・主導権等をめぐる親との感情的対立が表面化しやすいことが考えられます。早期介入や第三者調整の段取りを予め想定し、こどもが関係者間の葛藤に巻き込まれないように注意する必要があります。

## (2) 立場別に注意すること

### ① 児童相談所

パーマネンシープランや援助指針をはじめとする児童相談所の方針について、目的、アセスメント・理由等をわかりやすく丁寧に説明し、里親が理解できるよう共有します。面会・交流のルール等の合意内容については、見直し時期を含めて具体的に文書化するなど、曖昧な運用を避けるようにします。

また、親が親族等に対して持っている感情・葛藤について、ケースワークにおいて常に把握しておくことも必要です。

### ② フォスタリング機関

里親登録・認定の手続きにおいて、当事者間の葛藤について特に留意して面接を行います。

必要に応じて、親族等に対して個別の研修等を設定し、里親制度の意義や公的な養育として求められる役割などについて繰り返し理解を求めることが必要です。

親族等との信頼関係の構築に努め、こどもの親との葛藤を含め、些細なことでも相談・報告ができる環境作りに留意します。

### ③ 親族等の里親

こどもの養育上の重要な事項（こどもへの見通しの約束、こどもへの親に関する評価等の伝達、親との面会・交流、精神科医療・障がい福祉サービスの利用等）については、善意であっても独自に判断せず、ルールが決まっている場合はそのルールに従い、不明なことはフォスタリング機関に相談します。

将来的な見直しなどについては、養育（自立支援）計画の策定や見直しに合わせ、児童相談所・フォスタリング機関と十分にすり合わせを行います。

こどもの養育に関する親との話し合いについては、原則として、児童相談所やフォスタリング機関が同席するもとで行います。

## Ⅷ章 研修の体系

---

本章では、基礎研修・登録前研修をはじめ、専門研修、更新研修などの里親登録後の里親研修に関する内容について整理するとともに、研修内容の見直しの枠組みについても記載しています。

追って研修体系と内容の管理について検討の上で記載予定

## Ⅹ章 里親支援センターの運営等について

里親支援センターの運営は、「里親支援センター設置運営について」（令和6年3月29日付けこども家庭庁支援局長通知）及び「「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」について」（令和6年3月29日付けこども家庭庁支援局長通知）に基づき行いますが、本章では、これらに規定されていない内容を中心に記載しています。

里親支援センターの運営にあたっては国及び県の措置費で賄われていることから、設置・運営の意義を社会的に説明ができる一定の成果・実績等も求められるところです。

また、児童相談所や県（児童相談・養育支援室）による里親支援センターの設置・運営に関する支援等についても記載します。

### 1 里親支援センターが担当する里親

里親支援センターのフォスタリング業務の対象は養育里親です。フォスタリング機関ごとに整理すると下表のとおりとなります。

	児童相談所	民間フォスタリング機関 (里親支援センター等)
<b>養育里親（専門里親）</b> ※養子縁組里親との重複登録を含む ※こどもの親族等の養育里親を除く	対象	対象
<b>ファミリーホーム</b>	対象	一部対象 ※担当する養育里親がファミリーホームに移行した場合
<b>養子縁組里親</b>	対象	対象外
<b>親族里親</b> ※こどもの親族等の養育里親を含む	対象	対象外

### 2 活動する地域の設定（主な活動地域）

里親支援センターは、原則として、下記の考え方にに基づき主な活動地域を設定します。設定に当たっては、話し合いをした上で、県（児童相談・養育支援室）及び地域の児童相談所との合意が必要です。

- ① 1つの圏域（広域）全体を主な活動地域とすることが原則です。
- ② 中核市である長野市・松本市を活動地域とする場合、人口規模が大きいことから圏域（広域）全体を活動地域としないことができます。
- ③ 圏域（広域）を超えて、隣接する市町村を活動地域とすることができます。
- ④ いずれの場合も活動地域とする市町村は地続きであること、かつ対象とする市町村全域を活動地域とします。

### 3 里親支援センターに期待される活動の成果等

### (1) 活動の姿勢等

里親支援センターは、フォスタリング業務の以下の成果目標を踏まえ、「里親養育優先の原則」と「パーマネンシー保障」の理念に基づき、児童福祉施設として里親による養育の拡大と質の向上を目指し、主体的に活動を行います。

- ① 委託可能な里親等を開拓し、育成すること
- ② 里親等との信頼関係を構築し、相談しやすく、協働できる環境を作ること
- ③ こどもにとって必要な安定した養育となる（不調を防ぐ）こと
- ④ 委託されているこどもの自立を支援すること
- ⑤ 里親等委託を解除されたこどもへの支援をすること

### (2) 養育里親の新規開拓

毎年度、新たな養育里親を5家庭程度開拓することを目指します。

### (3) 規模

- ① 1センターの最低規模として、担当する里親家庭（養育里親、ファミリーホーム）は概ね30家庭以上、かつ委託されているこども概ね10人以上を基準とします。
- ② 新たにセンターを設置する場合には、当初の3年程度は上記基準の達成を目指します。
- ③ また、加算職員の配置は配置に見合う効果が見込まれることが前提です。このため、加算職員はこの規模に達して以降配置が可能です。

## 3 児童相談所による里親支援センターの立上げ等の支援

児童相談所は管轄する地域の里親養育の体制の充実・強化に責任がある立場です。

民間事業者が包括的里親支援業務の委託を受け、里親支援センターを立ち上げる際は、児童相談所は事業者と定期的（1か月に1回程度）な打合せを行い、円滑な立ち上げに関する助言・指導を行います。

より具体的には、児童相談所はリクルート活動に関して助言や協力（同行により市町村に協力を依頼するなど）をしたり、里親希望者の里親登録手続きや里親養育支援についてOJTで指導を行い、里親支援センターとしての活動が適切かつ効果的に行われるよう支援を行います。

また、里親支援センターが設置されたのちも、定期的な打合せ等により、里親支援センターの運営について助言・指導を行い、管轄する地域におけるフォスタリング機関同士の連携を促進するなど、管轄する地域（及びその関連地域）の里親養育の体制が充実・強化されるよう里親支援センターの運営に積極的に関与します。

なお、県（児童相談・養育支援室）は、これらの支援にあたり児童相談所と積極的に連携・協力します。

## ○参照・参考文献

「里親支援センター設置運営について」（令和6年3月29日付けこども家庭庁支援局長通知）  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a23cc922-6f03-41a4-a39d-c7bdadaf7adf/9ca98478/20250319\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_tsuuchi\\_59.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a23cc922-6f03-41a4-a39d-c7bdadaf7adf/9ca98478/20250319_policies_shakaiteki-yougo_tsuuchi_59.pdf)

「「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」について」（令和6年3月29日付けこども家庭庁支援局長通知）  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/e5cd0521/20250106\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_112.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/e5cd0521/20250106_policies_shakaiteki-yougo_112.pdf)

# X章 情報の共有と個人情報の保護

本章は、児童相談所、里親・フォスタリング機関が養育チームとして協働し、こどもの安全の確保を前提として、こどもの成長にとって望ましい養育環境の提供とパーマネンシー保障を実現するために必要な情報共有の原則と、個人情報保護の基本ルールを示すものです。

## 1 情報共有の必要性

里親養育は、児童相談所のこどもや家庭に対する援助の主要な手段として行われるものであり、児童相談所と里親・フォスタリング機関の養育チームが協働してこどものケアや家族等への支援を行う必要があります。ケースマネジメントの主体である児童相談所は、こどもの養育を委託する里親・フォスタリング機関に対して、直接・間接を問わずこどものケアや家族への支援等に必要な情報を共有する必要があります。

以下に、児童相談所が里親・フォスタリング機関に適切に情報を共有する必要性を具体的に記載します。

### (1) こどもの最善の利益の保障

こどもの安全や健康を守り、こどもの状況に合わせてよりよい発達と成長を目指すには、養育に関わる全員が前提となる同じ情報を持ち、同じ方向性で支援する必要があります。

例：服薬やアレルギー情報が共有されないと、誤薬や健康リスクが発生する。

### (2) パーマネンシープラン・援助方針、援助指針の実効性を担保するため

児童相談所が策定するパーマネンシープラン及び援助方針や援助指針は、こどもの将来の安定的な生活環境と人間関係（家族再統合・親族等による養育・特別養子縁組・里親への長期委託における家族関係の維持等）を目指すものです。

これを実現するには、児童相談所だけでなく、里親・フォスタリング機関がこどもと家庭に関する背景（経緯・現状・意向等）、援助方針等の内容が導き出された理由を理解し、援助の計画に沿った養育や支援を行う必要があります。

例：親の状況が里親に十分情報共有されず、本来、協働が可能な親であるのに里親が親を過剰に不安視して連携が進まない。

### (3) 実親等への支援・親子再統合の質を高めるため

実親等の意向や現在の支援状況等を共有しないと、面会・交流の調整や親子再統合支援が不適切になり、こども・実親等にとって安心な面会・交流が実現せず、交流の中断や再虐待のリスクが高まる。

例：親子交流ができない理由（親が服役している、行方不明、子どもとの関わりを拒否等）を知らなければ、子どもへの適切な受け答えができない。

### (4) リスク管理と安全確保

## X章 情報の共有と個人情報の保護

家庭の虐待・DVをはじめとする暴力等の履歴、子どもや実親等の精神疾患などの情報が共有されない場合、日常生活や面会の場面で重大な危険が生ずるおそれがあります。

また、子どもや家族等の実情が具体的に共有されなければ、里親等の子どもの親等に対する不安や不信等が実態とかけ離れた形で高まるおそれも一般に生じます。

例：親との面会時に過去の暴力リスクが共有されていないと、監督体制が不十分になる。

### (5) 支援の一貫性・継続性を確保するため

子どもが複数の措置先を経る場合、情報が途切れると支援が断続的になり、子どもの心理的な安定を損なう。

例：以前の養育において慣れ親しんだ子どもの習慣であったり、有効だった養育上の工夫が里親に伝わらないと、子どもの生活上の継続性・安定性が損なわれるリスクが高まる。逆に、以前の養育において、子どもが安心を感じられなかったり（養育者への不信感を高めたり）、子どもに恐怖（トラウマ的な悪影響）を与えた可能性のある事由について、里親に伝わらなければ、子どもの抱える課題への対処が難しくなる。

一方で、里親養育は公的な養育であり、里親の養育のあり方や里親家庭の状況変化等は、児童相談所の援助の手段として決定されている、里親養育の安定性や成果に直結するものです。このため、里親及びフォスタリング機関は、子どもの養育状況等について、課題や困難な側面も含めて児童相談所に適切に情報を共有する必要があります。

以下に、里親・フォスタリング機関が児童相談所に適切に情報を共有する必要性を具体的に記載します。

### (6) こどもの養育状況の正確な把握

児童相談所は、こどもの安全、成長・発達の状況、心理的状态を継続的に評価する責任があります。里親やフォスタリング機関からこどもの日常の様子（食事、睡眠、行動、感情の変化等）を正しく共有することで、養育（自立支援）計画の見直しや子どもと里親等への専門的な支援の調整が可能になります。

### (7) 養育上の課題や困難の早期発見

里親の養育において、「うまくいっている点」や「正の感情」はもとより、「うまくいっていない点」や「負の感情」を率直に共有することで、問題が深刻化して養育不調による解除等が生じる前に支援策を講じられます。

例：こどもの強い反抗や夜間の不眠が続く場合、アセスメントを行った上で養育方法を見直したり、専門的な介入が必要になる。

### (8) 里親（養育者）の背景・家庭状況の変化への対応

里親等の健康や精神状態、仕事上の役割の変化、家族構成の変化等は、養育の安定性に影響します。

## X章 情報の共有と個人情報の保護

例：里親の病気や転職、夫婦間の葛藤など家庭内のストレスが増加した場合、養育状況の把握をより緊密に行い、養育状況が悪化する場合は、フォスタリング機関によるサポートの強化等が必要になる。

なお、里親自身が受けた養育やこれまでの人生の経験は、里親の価値観やこどもの反応に対して柔軟な態度・対応が取れるかなど、養育行動に影響を与えます。このため、登録手続きの際に、里親の生育歴や経験等を詳細に聴取することになっています。

### (9) 養育の質向上と成功事例の共有

養育上「うまくいっている点」や工夫を共有することで、児童相談所や他の里親へのフィードバックが可能になり、里親養育全体の養育の質が向上します。

例：措置変更後、養育者への付きまといが激しいこどもが安心する声掛けや日課の工夫を共有する。

### (10) 援助方針等の実効性確保

児童相談所が策定・決定したパーマネンシープラン・援助方針や援助指針（又はその後の養育（自立支援）計画）に沿って養育が進んでいるか、こどもの親との交流は適切に行われているかなど、養育や支援の現場の実態を把握するために情報が必要です。

例：面会の実施状況や前後のこどもの反応を共有することで、親子再統合支援の方針、方法・頻度等をこどもにとって安心できるよう調整できる。

## 2 情報の取得・共有の原則

個人情報の取得・共有については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）においては、下記のような原則があります。

### (1) 利用目的の特定（第18条）

個人情報を取得・共有する際は、利用目的を具体的に定め、本人に通知または公表し、その目的の範囲内で取り扱うことが必要です。

### (2) 利用目的による制限（第16条）

利用目的達成に必要な範囲で情報を共有し、利用目的を超えて不必要な情報提供を避けることが求められます。

### (3) 本人同意の原則（第三者提供の制限）（第23条）

個人情報の第三者への提供は、原則として本人の同意を得る必要があります。ただし、法令に基づく場合や緊急時の例外を除きます。

## X章 情報の共有と個人情報の保護

一方、個人情報保護法では、例外として、第23条第1項ただし書において、法令に基づく場合、または生命・身体・財産保護、公衆衛生、児童の健全育成などの目的で必要な場合は、本人の同意なしで提供することが可能とされています。

児童福祉法に基づく里親等委託の措置や里親登録・認定のための情報の取得と共有は、いずれも法令に基づく手続き・業務に関するものであるとともに、いずれも児童の健全育成のために必要な情報の取得及び共有であることから、「第三者提供の制限」には該当しないと考えられます。

なお、児童福祉法や児童虐待に基づく、虐待の通告や児童相談所等の調査のための情報提供は、法令に基づくため、同じく、個人情報保護法の「第三者提供の制限」には該当しません。

結論として、本章における児童相談所・里親・フォスタリング機関間、その他の関係機関等との情報共有は、原則として個人情報保護法上の「第三者提供」に該当し得るが、児童の健全育成や生命・身体の保護等の例外事由又は法令に基づく場合により、本人同意を要しない提供が許容され得ます。この場合でも、利用目的の特定・必要最小限の提供・提供記録（ケース記録・養育記録等により日時、相手方、内容等を記録）の管理等を徹底します。

ただし、児童相談所においてはこどもやその親等から取得する個人情報について、利用目的とこれらの情報の提供先について、予め丁寧に説明しておくことが、信頼関係の構築や円滑な支援等につながるものと考えられます。

なお、フォスタリング機関においては里親（希望者を含む）から取得する個人情報について、利用目的とこれらの情報の提供先について、予め丁寧に説明しておくことが必要です。

### 3 情報共有の対象となる情報

情報共有の対象となる情報には原則として、以下の情報があります。

	内容	共有方法（例）
児童相談所	<b>こどもの背景・経緯</b> <ul style="list-style-type: none"><li>保護に至った経緯、生活歴の要点</li><li>過去の援助歴の要点</li><li>被虐待歴やその他のリスク情報 等</li></ul>	児童記録票 (その他の補足資料) 口頭による説明
	<b>こどもの現況・アセスメント情報</b> <ul style="list-style-type: none"><li>健康状態、発達状況、行動特徴、心理状態</li><li>医療・服薬情報、保育所・学校情報、障がい情報 等</li></ul>	
	<b>実親・家族等の現況と意向</b> <ul style="list-style-type: none"><li>実親等の現況・特徴とその背景 (暴力歴・精神状態等リスク情報含む)</li></ul>	

	内容	共有方法（例）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>面会交流の可否、その他の合意事項</li> <li>実親の意向と支援の進捗状況 等</li> </ul>	
	<p><b>パーマネンシープラン・援助方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目的・理由、具体的内容（短期・中期のゴール）、支援の方向性</li> <li>親子交流の可否や方法</li> <li>援助方針を見直す時期</li> <li>援助方針を見直す条件 等</li> </ul>	児童記録票 パーマネンシープラン 援助指針 （その他の補足資料） 口頭による説明
里親・ フォスタリング 機関	<p><b>日々の養育状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの日常（食事、睡眠、排せつ、行動、感情の変化）</li> <li>健康状態や服薬の実施状況 等</li> </ul>	面接 こども応援ミーティング 日々の養育記録 受託児童状況報告書 など
	<p><b>養育の工夫・成功事例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こどもが安心する声掛けや日課の工夫</li> <li>ポジティブな変化や達成感 等</li> </ul> <p><b>養育上の課題・困難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>うまくいっていない点、対応に苦慮している場面</li> <li>こどもの困った行動や心理的反応 等</li> </ul>	
	<p><b>養育者の背景・家庭状況の変化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>里親家庭の健康状態、家族構成、生活環境の変化</li> <li>様々なストレスや負担感の増加 等</li> </ul>	
	<p><b>感情面の共有（正・負両方）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>養育者の満足感や喜びだけでなく、不安や疲労感や嫌悪感も率直に報告</li> <li>こどもの行動・反応に対する感情 等</li> </ul> 例：面会後のこどもの〇〇の反応に対して、△△に感じる	

#### 4 里親によるこども等の情報の取扱いについて

##### (1) 里親によるこどもやその家族等の情報の取扱いについて

- ① 里親によるこども等の情報の他者との共有は、こどもの安全や健康の確保、健全な成長・発達やパーマネンシー保障の実現に向けて、こどものニーズに合わせた養育を行うとともに、親子再統合やこどもの自立等の支援のために必要がある場合に限りです。
- ② 目的の達成のために必要な範囲で情報を共有することとします。
- ③ 里親養育にあたっての個人情報が記載された文書の保管については、里親とフォスタリング機関がよく相談の上、適切に対処することが必要です。

## X章 情報の共有と個人情報の保護

- ④ 以下の文書等については、ファイリングや口が閉じる袋（ポーチ等）等に入れた上で、里親以外の目に触れることのないよう留意します（可能な限り施錠できる場所に施錠して保管することが望ましい）。
- なお、文書等を電子ファイルで保管する場合は、ファイルごとにパスワードを設定した上で、保存するフォルダーを特定して保存します。
- 児童相談所やその他の関係機関から提供を受けた、こどもやその家族等の情報が記載された文書（児童記録票、養育（自立支援）計画及び関連文書 等）  
⇒ これらの個人情報の詳細に記載された援助に関する文書は、特に厳密な施錠管理が求められます。施錠管理が困難な場合は、フォスタリング機関による保管を依頼する、文書の共有は打合せや会議の際のみとする（回収する）など工夫します。
  - 日々の養育記録及び会議や関係者との打合せ等の内容を記録したメモ（いずれも専用のノートを1冊用意することが望ましい）、受託児童状況報告書の控え
  - 措置決定通知書、こどものマイナンバーカード（保険証）や資格確認書、受診券、母子健康手帳、療育手帳等の手帳、通帳等の保護者等から預かった書類等  
⇒ 母子健康手帳について、こどもの出生の経緯等が記載されているため、こどもの状況により、特に適切な管理が必要です。
- ⑤ マイナンバーカードの取扱い等については、「マイナ保険証への移行に伴うマイナンバーカードの取扱いについて」（令和7年10月24日付け）を参照します。また、券面の写真撮影や番号等の転記・保存等は厳禁です。
- ⑥ なお、これらの文書等を持ち出す場合は、必要最小限のものにとどめ、帰宅後すぐに所定の保管場所に戻します。
- なお、持出す文書等は必要最小限とし、紛失・盗難時は直ちにフォスタリング機関を経由して児童相談所へ報告（事故報告）します。
- ⑦ 不要な文書は児童相談所へ返却することとし、原則として里親において廃棄処理は行いません。
- ⑧ ただし、こどもの学校での成績や身体・体力測定の記録など、こどもの委託の経緯等とは無関係の書類については、こどもの年齢や意向を踏まえ、一般家庭で家族・親族等の間で共有される程度において共有することは可能です。
- ⑨ また、こどもの写真（特に里親家族の一員として撮影された写真）や、こどもの絵や工作などの作品・各種の賞状等を家庭内に飾ることも可能であり、むしろ推奨されます。
- ⑩ なお、情報メディア、特にSNSにおけるこどもの写真や個人情報の掲載は不可です。保育園や学校等の所属先とも不特定多数が閲覧する可能性のあるメディアによる取材やホームページ等への写真の掲載に留意するよう依頼します。

### (2) 場面別の共有範囲と留意点

## X章 情報の共有と個人情報の保護

里親は里親委託を受けて知り得た子どもやその家族等の情報について、(1)のとおり適切に取り扱う必要があります。

一方で、委託を受けた子どもに望ましいケアや支援を提供したり、子どもが一般の他の子どもと同じような日常生活を送るためには、一定の情報共有が必要であり、あまりにも守秘義務に囚われ過ぎると子どもの利益とは相反する結果を招くおそれもあり、適切なバランスが求められます。

以下に、代表的な場面と原則的な考え方を示します。判断に迷う場合は、里親はフォスタリング機関に相談します。

場面	共有の可否・範囲	代表的な OK 情報	NG 例
①養育チーム内 (児童相談所・里親・フォスタリング機関)	可 (養育・支援の目的達成の範囲であれば制限なし)	—	※里親の推測に過ぎない情報を事実として共有することのないよう留意
②学校・医療・福祉等の関係者	可 (子どもの利益につながる教育・医療・福祉等の目的の範囲での提供)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託の背景</li> <li>・子どもの生育歴</li> <li>・子どもの援助履歴</li> <li>・子どもの現在の生活の様子</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実親等に関する具体的、詳細な情報</li> <li>・推測に過ぎないことを事実として伝える</li> </ul>
③里親同士の相談 (ピアサポート)	養育・支援上の関わりで困っていることなどについて相談可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの生活や自分の養育の様子</li> <li>・実親や関係機関との関わりで悩んでいること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託の背景や子どもの生育歴等に関する詳細な情報</li> <li>・実親等の個人情報</li> </ul>
④里親家庭・親族内	子どもが里親家族の一員として安定した生活を送るために必要な情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの日常生活の様子</li> <li>・アレルギーや服薬の情報</li> <li>・日常的な関わりに関する留意事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託の背景や子どもの生育歴等に関する詳細な情報</li> <li>・実親等の個人情報</li> </ul>
⑤日常生活で関わる人 (習い事の指導者、近隣住民、友人の保護者等)	子どもの日常生活に必要な範囲での情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの名前、生年月日等</li> <li>・子どもの日常生活の様子</li> <li>・必要に応じて、アレルギーや服薬情報、関わる際の留意事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託の背景や子どもの生育歴等</li> <li>・実親等の個人情報</li> <li>・SNS への子どもの写真・情報の掲載</li> </ul>

(注) 特に子どもや家族等の被虐待歴・障がい・精神疾患等の機微情報の提供等は目的達成に不可欠な範囲に限定し、守秘義務のある①～②までの関係者の間でのみ提供・共有します。

## IX章 KPI とモニタリング

---

本章では、里親養育の拡大と質の向上について、児童相談所及び里親・フォスタリング機関の取組のパフォーマンスを評価する指標とモニタリングについて記載しています。

追って継続的に把握する KPI について整理して記載